

平成29年第1回

甲佐町議会 3月定例会会議録

平成29年3月10日～平成29年3月15日

熊本県甲佐町議会

平成29年第 1 回甲佐町議会（定例会）目次

○ 3 月 10 日（第 1 号）

応招議員	1
不応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 議長の諸般の報告について	4
日程第 4 町長の行政報告について	4
日程第 5 町長の提案理由の説明について	6
散会	13

○ 3 月 13 日（第 2 号）

応招議員	14
不応招議員	14
出席議員	14
欠席議員	14
本会議に職務のために出席した者の職氏名	14
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	14
開議	16
日程第 1 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について	16
日程第 2 政治倫理審査会委員の選任について	16
日程第 3 一般質問	17
12番 中村幸男議員	17
7番 宮川安明議員	31
2番 佐野安春議員	45
3番 荒田 博議員	59
6番 西坂和洋議員	68
散会	74

○ 3 月 14 日（第 3 号）

応招議員	75
------	----

不応招議員	75
出席議員	75
欠席議員	75
本会議に職務のために出席した者の職氏名	75
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	75
開議	77
日程第1 承認第1号 専決処分の報告及び承認について	77
日程第2 議案第1号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	79
日程第3 議案第2号 甲佐町税条例等の一部を改正する条例の制定について	82
日程第4 議案第3号 平成28年熊本地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例の制定について	84
日程第5 議案第4号 甲佐町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について	85
日程第6 議案第5号 甲佐町課設置条例の一部改正について	88
日程第7 議案第6号 甲佐町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について	92
日程第8 議案第7号 甲佐町介護保険条例の一部改正について	95
日程第9 議案第8号 甲佐町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	96
日程第10 議案第9号 工事請負契約の変更について	98
日程第11 議案第10号 工事請負契約の変更について	101
追加日程第1 議案第10号 工事請負契約の変更についての撤回について	105
日程第12 議案第11号 平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）	106
日程第13 議案第12号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	125
日程第14 議案第13号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）	128
日程第15 議案第14号 平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	130
日程第16 議案第15号 平成29年度甲佐町一般会計予算	132
延会	136

○3月15日（第4号）

応招議員	137
不応招議員	137
出席議員	137
欠席議員	137

本会議に職務のために出席した者の職氏名	137
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	137
開議	139
日程第1 議案第15号 平成29年度甲佐町一般会計予算	139
追加日程第1 議案第20号 工事請負契約の変更について	194
追加日程第2 議案第21号 工事請負契約の変更について	197
日程第2 議案第16号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計予算	200
日程第3 議案第17号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計予算	203
日程第4 議案第18号 平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算	205
日程第5 議案第19号 平成29年度甲佐町水道事業会計予算	206
日程第6 要望第1号 田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望について	209
日程第7 発議第1号 甲佐町議会委員会条例の一部改正について	210
日程第8 議員派遣について	211
日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	212
日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	212
日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	212
閉会	213

3月10日（金曜日）

平成29年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 平成29年3月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月10日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月10日 午前10時57分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修一	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸一

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋	7番 宮川 安明
8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣	10番 渡邊 俊一
11番 本田 新	12番 中村 幸男	

1. 欠席議員

4番 宮本 修治

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	本田 克典	総務課長	内山 洋
企画課長	西坂 直	くらし安全推進室長	清水 明
税務課長	北畑 公孝	住民生活課長	古閑 敦
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
産業振興課長	岡本 良一	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	本田 克典

町民センター所長	中 村 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	内 山 洋
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

2 番 佐 野 安 春 3 番 荒 田 博

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長の諸般の報告について
- 日程第4 町長の行政報告について
- 日程第5 町長の提案理由の説明について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しますので、これより、平成29年第1回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番、佐野安春議員、3番、荒田博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

7番、宮川議会運営委員長

○議会運営委員長（宮川安明君） おはようございます。それでは、ご報告を申し上げます。

さきの定例会におきまして、付託を受けておりました平成29年第1回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会よりご報告を申し上げます。

去る2月27日に議会運営委員会を開催し、執行部のほうから町長、副町長、総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提案案件並びに一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日3月10日から15日までの6日間と決定をいたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告並びに提案理由の説明、11日及び12日は議案調査のため休会、13日は一般質問、14日は専決処分、条例案件、工事請負契約の変更案件、平成28年度一般会計補正予算、平成28年度各特別会計補正予算、平成29年度一般会計予算、15日は引き続き平成29年度一般会計予算及び各特別会計の予算、その他議会提出案件についての審議。

以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長（緒方哲哉君） ただいま、会期の日程につきましては、ただいまの宮川議会運営委員長の報告のとおり、決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいま宮川委員長の報告のとおり、本日3月10日から15日までの6日間と決定いたしました。

承認第1号、専決処分の報告及び承認、議案第1号から議案第8号までの条例案件、議案第9号及び議案第10号の工事請負契約の変更、議案第11号から議案第14号までの平成28年度一般会計及び各特別会計の補正予算、議案第15号から議案第19号までの平成29年度一般会計及び特別会計予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりですので、これについては説明を省略いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の行政報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、町長の行政報告についてを議題といたします。

町長からの行政報告の申し出がっております。これを許します。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年第1回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、行政報告を申し上げます。

まず、消防団組織の再編についてご報告を申し上げます。

本町消防団では、団員数が減少傾向にある中、消防団の機能を低下させないため、少人数の部の統廃合を行いながら、組織の再編も検討してまいりました。その結果、平成29年度から現在の8分団を4分団に再編をして、分団長を補佐する副分団長の人数を増員することといたしました。なお、再編の具体的内容につきましては、第1分団の区域を宮内地区と甲佐地区とし、副分団長を3名に、第2分団の区域を竜野地区とし、副分団長は1名に、第3分団の区域を白旗地区とし、副分団長を2名に、第4分団の区域を乙女地区とし、副分団長を2名にしております。また、今回の再編では、部の統廃合は行っておりません。この再編によりまして、消防団活動の円滑化と指揮命令系統を簡素化し、分団内の各部の協力体制の充実を図ることができ、仮に部の段員数が減少した場合でも、統合が進めやすくなるものと考えております。また本部役員の在籍年数を長くすることにより、消防団幹部としての知識・経験が深まり、将来の消防団指導者としての人材育成につながるものと考えております。

次に、災害公営住宅の建設についてご報告申し上げます。

熊本地震により被災された方々のうち、自力再建が困難または難しい被災者の方々の住環境の確保を図るため、仮設住宅の入居期間であります2年の間に災害公営住宅の建設を進めるよう、昨年の8月にアンケート調査などを実施して、その結果、乙女地区のグリーンセンターの町有地に10戸、白旗地区の芝原の民有地を購入し10戸、甲佐地区におきましても、同じく役場の周辺の民有地を購入し30戸、合計で50戸の建設を計画をしております。

建設の概要といたしましては、基本的に2戸を1棟とした木造平家建てで、設計から建設までの事務一切を熊本県に委託することといたしております。乙女地区と白旗地区につきましては、設計に係る協定書を先月の2月15日に締結をいたしました。設計に当たっては、熊本県が推奨しておりますアートポリス事業の考えで設計されるものと思います。工事施工後、入居につきましては、平成30年3月末を目途に考えているところであります。また、甲佐地区につきましては、今回の災害公営住宅の建設のほか、創造的復興の考えのもと、子育て支援住宅及び防災公園を併設した計画をいたしたところであります。

スケジュール的には、当該地が1万平方メートルを超える開発であります。また農地でもございますので、都市計画法に基づきます大規模開発申請及び農振、農転の手続きを行い、その後に設計、施工という段取りになります。

入居につきましては、仮設住宅の入居期間の2年間であり、平成30年6月を目途としております。しかしながら、事務手続等で時間を要する恐れもございますので、若干、入居時期がずれ込むことも考えられますけれども、極力早急に入居ができるよう努めたいと思います。

次に、義援金についてご報告を申し上げます。

熊本地震の被災者に対し、全国から寄せられました善意の義援金につきましては、日本赤十字社、共同募金会及び熊本県に寄せられ、県を通じて町に配分をされました義援金が3月1日現在で、第7次配分まで累計5億1,300万円、そのうち本町へ直接寄せられた義援金が127件、2,836万5,307円となりまして、総額で5億4,136万5,307円となっております。県を通じて配分をされました義援金につきましては、県の配分基準に基づき、2月20日までの申請受付分に対して配分を済ませております。その内訳といたしまして、住家の全壊111件、大規模半壊を含む半壊1,009件、一部損壊家屋32件、死亡者3名、重傷者16名というふうになっております。

本町へ直接寄せられております義援金につきましては、3月3日に開催をされました義援金配分委員会で、国、県からの義援金配分の基準に満たない、一部損壊家屋への支援、配分が決定をされたところであります。配分の基準や金額につきましては、県基準と同様、日常生活に欠くことができない部分の修理とし、修理費用が30万円以上50万円未満の世帯に3万円、修理費用が50万円以上100万円未満の世帯へ5万円を配分するということとなります。義援金の受付期間につきましても、平成29年9月30日までに延長をいたしており、義援金の募集やふるさと甲佐応援寄附金、いわゆる、ふるさと納税でございますけれども、などについても、町のホームページ等に掲載をしております。

熊本地震で被災をされた方々を支援するため、これからも応援いただきますようお願いをするものでございます。

最後に、震災によります損壊家屋等の公費解体についてご報告を申し上げます。

震災により損壊をいたしました家屋等の公費解体の進捗状況でございますが、2月28日現在で757棟を受け付け、同日までに480棟の解体を完了しております。また自費で解体を行われた方への解体費用の償還は、同日までに236棟を受け付けております。したがって、公費解体と自費解体を合わせた進捗率については、申請棟数ベースで72.1%という数字となっております。

以上で、行政報告を終了させていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第5 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、先ほどの行政報告に引き続きまして、今期定例会に提案をいたしております各議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、承認案件が1件、条例の制定案件4件、条例の一部改正案件4件、契約の変更案件2件、平成28年度甲佐町一般会計補正予算及び各特別会計の補正予算4件、平成29年度甲佐町一般会計予算及び特別会計予算5件の合わせて20件でございます。

以下、各議案について、順次ご説明を申し上げます。

まず、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてご説明申し上げます。

この専決処分は、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）でございます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,003万円を追加して、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ178億939万9,000円といたしております。

今回の補正は、歳出では、教育費で小学校費の熊本地震関連費に、スクールバス運行委託料を、災害復旧費で、その他公共施設・公用施設災害復旧費に、トレーニングセンター災害復旧工事などを計上し、財源は特別交付税、国庫補助金及び町債に求めております。

次に、議案第1号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本件は、平成28年人事院勧告に基づき、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町職員の勤務時間、休暇などに関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、本条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第2号、甲佐町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本件は、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律などが施行され、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が公布され、原則として、公布

の日から1年以内に施行されることに伴い、甲佐町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、本条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第3号、平成28年熊本地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本件は、熊本地震によって、家屋等に被害を受けた納税義務者の固定資産税に係る税負担の軽減を図るため、本条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第4号、甲佐町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本件は、災害対策基本法の規定に基づく避難行動要支援者名簿に係る情報提供に関し、本人同意について特別の定めを設けることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、本条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第5号、甲佐町課設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本件は、事務分掌の見直しを行うため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第6号、甲佐町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本件は、子ども医療費一部負担金の現物給付化を行うため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第7号、甲佐町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本件は、介護保険法の改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第8号、甲佐町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本件は、現行のリサイクル推進員を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物減量等推進員として委嘱し、廃棄物の減量・分別・リサイクル推進等の活動の円滑化を図るため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第9号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

本件は、甲佐町総合保健福祉センター改修工事請負契約の契約金額を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議案第10号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

本件は、龍野小学校校舎増築等工事請負契約の契約金額を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議案第11号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20億4,255万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億6,684万円といたしております。

それでは、まず、歳出からご説明申し上げます。

議会費は、旅費等の減額を行い7,904万7,000円といたしております。

総務費は、ふるさと甲佐応援基金積立金195万円などを追加し、人事交流派遣職員人件費負担金661万5,000円、電算システム改修委託料1,248万9,000円、シンクライアント・サービス利用料811万8,000円、クラウド・サーバー利用料800万円、災害公営住宅整備事業委託料9億4,780万8,000円、災害公営住宅造成工事4,800万円、用地買収費6,000万円などを減額し、給料・職員手当などの調整を行い11億3,262万6,000円を減額し、9億2,899万5,000円といたしております。

民生費は、臨時福祉給付金（経済対策分）4,374万円、高齢者施設等防犯対策強化事業交付金139万4,000円、障害児通所支援給付費682万2,000円、住宅応急修繕料2,880万円などを追加し、介護給付・訓練等給付費1,352万3,000円、重度心身障害者医療費助成金668万円、更生医療給付費814万4,000円、児童手当777万5,000円などを減額し、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計繰出金、給料・職員手当などの調整を行い1,341万6,000円を増額し、23億5,507万1,000円といたしております。

衛生費は、妊婦健診委託料60万円、御船町甲佐町衛生施設組合負担金1,177万7,000円を追加し、国民健康保険特別会計繰出金698万3,000円、がん検診等委託料400万円、災害廃棄物収集運搬処理業務委託料6億8,000万円などを減額し、給料・職員手当などの調整を行い6億9,663万7,000円を減額し、36億7,462万4,000円といたしております。

農林水産業費は、地域密着型農業基盤整備事業負担金165万5,000円、中山間地域総合整備事業負担金117万2,000円、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業調査委託料151万9,000円などを追加し、青年就農給付金487万5,000円、甲佐町強い農業づくり交付金1億1,762万9,000円、暗渠排水整備事業6,032万円などを減額し、給料・職員手当などの調整を行い2億1,788万7,000円を減額し、40億7,319万8,000円といたしております。

商工費は、中甲橋グリーンパーク進入路補修工事400万円などを減額し、給料・職員手当などの調整を行い571万2,000円を減額し、2,614万3,000円といたしております。

土木費は、町道改良舗装工事870万円、甲佐町宅地復旧補助金3,200万円などを追加し、県事業負担金298万5,000円、測量設計委託料1,210万円、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金600万円などを減額し、給料・職員手当などの調整を行い1,843万3,000円を増額し、7億9,743万2,000円といたしております。

消防費は、上益城消防組合負担金、消防団員報酬、甲佐町自主防災組織促進事業補助金などの調整を行い207万4,000円を減額し、2億4,088万2,000円といたしております。

教育費は、乙女小学校校舎清掃業務委託料150万円を追加し、甲佐高校支援計画策定委託料、学校ICT機器保守管理委託料、甲佐町通学用シャトルバス運行委託料及び給料・職員手当などの調整を行い1,706万3,000円を減額し、6億5,832万8,000円といたしております。

災害復旧費は、林道の測量設計委託料5,100万円、中学校校舎及び体育館屋体等復旧工事150万円、龍野小学校校舎及び体育館外構復旧工事200万円、乙女小学校校舎及び体育館外構復旧工事350万円を追加し、農業用施設の測量設計委託料2,306万9,000円、補修用原材料費697万円、民俗資料館解体工事350万3,000円、中早川集会所災害復旧工事400万円な

などを減額し、公共土木施設災害復旧費の応急災害復旧費及び厚生労働施設災害復旧費の民生施設災害復旧費の財源内訳変更を行い100万3,000円を減額し、20億6,011万6,000円としております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

地方消費税交付金は、401万1,000円を減額し、1億8,598万9,000円としております。

分担金及び負担金は、保育料及び農業基盤整備促進事業負担金などの減額調整を行い2,085万9,000円を減額し、8,352万9,000円としております。

使用料及び手数料は、民生使用料、その他使用料及び手数料の調整を行い96万8,000円を減額し、3,643万2,000円としております。

国庫支出金は、保育委託費負担金438万7,000円、児童手当負担金945万4,000円、公立学校施設費国庫負担金939万5,000円、公立学校施設災害復旧費負担金1,177万1,000円、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業費補助金4,772万6,000円、学校施設環境改善交付金837万1,000円などを追加し、災害公営住宅整備事業費補助金7億1,085万6,000円、臨時福祉給付金給付事業補助金789万6,000円、公立社会教育施設災害復旧費補助金333万3,000円などを減額し、その他負担金、補助金、委託金の増減額調整を行い9億7,366万1,000円を減額し、34億2,883万2,000円としております。

県支出金は、災害救助費負担金2,336万8,000円、平成28年熊本地震復興基金交付金3,200万円、農地・農業用施設災害復旧費補助金1,720万円などを追加し、農業基盤整備促進事業補助金5,655万円、強い農業づくり交付金1億1,762万9,000円、農地・農業用施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金5,726万1,000円、林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金1,600万円などを減額し、その他負担金、補助金委託金の増減調整を行い2億582万7,000円を減額し、49億743万9,000円としております。

寄附金は、ふるさと甲佐応援寄附金195万円を増額し、1,546万4,000円としております。

繰入金は、財政調整基金繰入金1億5,262万4,000円を減額し、5億7,382万6,000円としております。

諸収入は、人事交流町派遣職員人件費分312万1,000円を減額し、農業者年金業務委託料、町営バス運賃収入などの調整を行い415万9,000円を減額し、5,501万1,000円としております。

町債は、対象事業費の増減額に伴う借入額の調整により6億8,240万円を減額し、27億3,319万5,000円としております。

次に、議案第12号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,104万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億9,053万5,000円としております。

歳出では、一般被保険者療養給付費などを増額し、一般被保険者療養費、保険財政共同安定化事業拠出金などの減額、その他の経費の調整を行っております。

歳入では、特別調整交付金、保険財政共同安定化事業交付金などを増額し、一般被保険

者国民健康保険税、普通調整交付金、療養給付費等交付金などの減額、その他の経費の調整を行っております。

次に、議案第13号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ659万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億1,305万7,000円としております。

歳出では、地域密着型介護サービス等給付費などを増額し、施設介護サービス等給付費、介護予防サービス等給付費、高額介護サービス等費などを減額し、その他経費の調整を行っております。

歳入では、特別調整交付金、介護給付費準備基金繰入金などを増額し、第1号被保険者介護保険料、保険給付費交付金、財政調整交付金などを減額し、その他経費の調整を行っております。

次に、議案第14号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,857万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,884万1,000円としております。

歳出では、被保険者保険料負担金などを減額し、その他の経費の調整を行っております。

歳入では、普通徴収保険料の増額、特別徴収保険料の減額などの調整を行っております。

次に、議案第15号、平成29年度甲佐町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度予算編成に当たりましては、平成28年熊本地震からの復旧・復興を最優先に掲げ、平成28年11月に策定した甲佐町復興計画に基づき、復旧に向けた緊急な取り組みと、新しい甲佐の創造に向けた取り組みを着実に実行するため、経常経費を除き事業内容を把握精査し、限られた財源を可能な限り復旧・復興事業に充当する予算編成を行いました。その結果、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ109億5,676万7,000円といたしております。前年度と比較をしますと72.2%、45億9,230万6,000円の増となりました。

それでは、主な歳入からご説明を申し上げます。

町税では、町民税は、前年度比20.7%減の2億3,890万1,000円、固定資産税は、前年度比2.1%減の4億1,615万4,000円、軽自動車税は、前年度比4.7%増の4,652万円、市町村たばこ税は、前年度比2.3%減の7,820万円を見込んでおります。

地方譲与税は、前年度比1.8%増の5,600万1,000円を見込んでおります。

ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の1,000万円を見込んでおります。

地方消費税交付金も、前年度と同額の1億9,000万円を見込んでおります。

自動車取得税交付金は、前年度比75%増の700万円を見込んでおります。

地方特例交付金は、前年度比20%増の600万円を見込んでおります。

地方交付税は、前年度比3.7%増の21億7,732万5,000円を見込んでおります。

分担金及び負担金は、前年度比6.4%増の1億1,135万2,000円を見込んでおります。

使用料及び手数料は、前年度比4.5%減の3,590万5,000円を見込んでおります。

国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費負担金、災害公営住宅及び災害廃棄物処理事業費補助金の増により、前年度比210%増の35億8,137万5,000円を見込んでおります。

県支出金は、災害救助費及び災害弔慰金負担金、災害復旧関係の農林水産業費補助の増により、前年度比98.8%増の10億9,227万4,000円を見込んでおります。

財産収入は、財政調整基金預金利子の減により、前年度比19.9%減の822万2,000円を見込んでおります。

繰入金は、前年度比23.9%増の5億2,828万9,000円を見込んでおります。

繰越金は、前年度と同額の5,000万円を見込んでおります。

諸収入は、前年度比19.9%減の3,454万7,000円を見込んでおります。

町債は、公営住宅建設事業、災害復旧・災害対策債の増により、前年度比197.5%増の22億8,540万円を見込んでおります。

歳出について、次に、款ごとにご説明を申し上げます。

まず、議会費ですけれども、議会費は、前年度比0.8%減の7,984万円としております。

総務費は、災害公営住宅整備事業の増により、前年度比120.2%増の18億1,410万9,000円としております。

民生費は、前年度比11.8%増の20億1,043万7,000円としております。

衛生費は、災害廃棄物収集運搬処理事業の増により、前年度比281.1%増の23億6,768万6,000円としております。

農林水産業費は、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業の増により、前年度比35%増の4億534万4,000円としております。

商工費は、前年度比21.2%増の4,872万8,000円としております。

土木費は、子育て支援住宅建設事業、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、宅地液状化防止事業の増及び道路改良路線数の減により、前年度比8.4%増の10億1,695万1,000円としております。

消防費は、防災公園整備事業、観光・防災W i - F i 整備事業の増により、前年度比44.7%増の3億4,939万3,000円としております。

教育費は、龍野小学校増築等工事費の減により、前年度比4.1%減の6億3,675万8,000円としております。

災害復旧費は、災害復旧事業の大幅な増加により、14億392万1,000円としております。

公債費は、前年度比6.3%減の7億9,359万9,000円としております。

諸支出金は、存目としております。

予備費は、前年度比200%増の3,000万円としております。

次に、議案第16号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億6,980万3,000円としております。前年度と比較しますと2.6%、5,055万1,000円の増となっております。

では主な歳入についてご説明申し上げます。

国民健康保険税は、前年度比4.3%減の2億9,826万3,000円を見込んでおります。
国庫支出金は、前年度比4.2%減の4億6,091万3,000円を見込んでおります。
県支出金は、前年度比10.7%減の8,253万6,000円を見込んでおります。
療養給付費等交付金は、前年度比20%減の4,000万1,000円を見込んでおります。
共同事業交付金は、前年度比0.5%減の4億5,250万7,000円を見込んでおります。
前期高齢者交付金は、前年度比34.9%増の4億5,817万3,000円を見込んでおります。
繰入金は、前年度比7.2%減の1億5,719万8,000円を見込んでおります。
繰越金は、前年度と同額の2,000万1,000円を見込んでおります。
次に、主な歳出についてご説明申し上げます。

総務費は、前年度比22.6%増の4,020万3,000円としております。
保険給付費は、前年度比2.3%増の11億5,600万9,000円としております。
後期高齢者支援費等は、前年度比1.5%減の1億6,812万2,000円としております。
介護納付金は、前年度比17.2%増の8,104万4,000円としております。
共同事業拠出金は、前年度比0.5%減の4億5,250万8,000円としております。
保健事業費は、前年度比1.9%増の1,540万円としております。
予備費は、前年度比23.4%増の5,475万2,000円としております。

次に、議案第17号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億5,232万4,000円としております。前年度と比較しますと1.4%、1,955万5,000円の増となっております。

では主な歳入からご説明申し上げます。

介護保険料は、前年度比1.7%増の2億3,390万2,000円を見込んでおります。
支払基金交付金は、前年度比1.5%増の3億8,653万9,000円を見込んでおります。
国庫支出金は、前年度比1.3%増の3億8,285万2,000円を見込んでおります。
県支出金は、前年度比1.4%増の2億335万2,000円を見込んでおります。
繰入金は、前年度比2.5%増の2億3,988万9,000円を見込んでおります。
続いて、歳出をご説明申し上げます。

総務費は、前年度比3.2%増の4,453万2,000円としております。

保険給付費は、前年度比0.3%減の13億4,521万7,000円としております。

地域支援事業費は、介護予防事業から介護予防・日常生活総合事業への制度改正により、前年度比57.7%増の6,191万円としております。

次に、議案第18号、平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,301万7,000円としております。前年度と比較をしますと0.4%、62万円の減となっております。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度比0.1%減の1億3,742万2,000円としております。

歳入は、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などに求めております。

次に、議案第19号、平成29年度甲佐町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度予算は、収益的収入及び支出の予定額を、収入支出それぞれ1億4,559万1,000円とし、資本的収入及び支出では、収入を7,574万1,000円、支出を1億2,941万5,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額5,367万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

収益的収入及び支出の予定額で、主な収入は、営業収益を前年度より140万6,000円減の1億3,519万9,000円、営業外収益を、前年度より300万8,000円減の1,039万円と見込んでおります。

支出の主なものは、営業費用1億2,620万2,000円、営業外費用1,384万1,000円としております。

資本的収入は、企業債7,500万円を見込んでおります。

資本的支出は、建設改良費8,156万2,000円と企業債償還金4,285万3,000円としております。

以上、ご提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げました。ご審議の節は、担当課長に説明をいたさせますので、どうか適切なご議決をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日11日とあさって12日は議案調査のため休会、13日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前10時57分

3月13日（月曜日）

平成29年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 平成29年3月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月13日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月13日 午後3時40分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
5番 福田謙二	6番 西坂和洋	7番 宮川安明
8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣	10番 渡邊俊一
12番 中村幸男		

1. 欠席議員

4番 宮本修治 11番 本田新

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 山本洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名克美	副町長	師富省三
会計管理者	本田克典	総務課長	内山洋
企画課長	西坂直	くらし安全推進室長	清水明
税務課長	北畑公孝	住民生活課長	古閑敦
総合保健福祉センター所長	井上美穂	福祉課長	北野太
産業振興課長	岡本幹春	建設課長	志戸岡弘
環境衛生課長	橋本良一	会計課長	本田克典

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	内 山 洋
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

日程第2 政治倫理審査会委員の選任について

日程第3 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

皆様にお知らせいたします。

11番、本田 新議員並びに4番、宮本修治議員より、体調不良のため本日の会議に欠席届が出ております。

そのため、ただいまの出席議員は10名です。定足に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期は、甲佐町議会委員会条例第3条の規定により、2年となっており、その任期が到来しております。委員会委員の選任は、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名いたします。

総務文教常任委員会委員に、本田 新議員、本郷昭宣議員、西坂和洋議員、福田謙二議員、荒田 博議員、佐野安春議員、以上の6名を指名いたします。

産業厚生常任委員会委員に、中村幸男議員、渡邊俊一議員、宮川安明議員、宮本修治議員、山内亮一議員、緒方哲哉、以上の6名を指名いたします。

議会運営委員会の委員に、中村幸男議員、本田 新議員、宮川安明議員、福田謙二議員、以上の4名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員及び議会運営委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

日程第2 政治倫理審査会委員の選任について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

政治倫理審査会の委員の任期は、甲佐町議会議員政治倫理要綱第12条第2項の規定により、2年となっており、その任期が到来しております。

政治倫理審査会委員の選任については、甲佐町議会議員政治倫理要綱第12条第1項の規定により、議長において指名いたします。

政治倫理審査会委員に、中村幸男議員、本田 新議員、渡邊俊一議員、本郷昭宣議員、

宮川安明議員、緒方哲哉、以上6名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、政治倫理審査会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

日程第2 一般質問

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、一般質問を行います。

皆様にお知らせいたします。

4番、宮本修治議員より、一般質問取り下げ願いが提出されておりますので報告いたします。

そのため、今期定例会の文書による一般通告書の通知は5名となります。

順次、質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員あたりの質問時間をおおむね1時間として議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、12番、中村幸男議員の質問を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） おはようございます。一番バッターということで一般質問を通告に基づいてやっていきますので、よろしく願いいたします。

一般質問に入る前に、東北大震災11日、去年で6年、また熊本地震はあすで11カ月というような状況の中、奥名町長先頭に本日ここに出席の皆さん方、復旧・復興に努力されていることに対しまして感謝と敬意を申したいと思っております。

そういう中において私も4項目にわたって一般質問を行うわけでございますが、郷土愛をもとに質問をやっていきますので、その点も十分よろしく願いしたいと思っております。

まず、第1点がふるさと納税についてということで、平成29年4月1日より失礼ですけど、本格的に始動するというような私は捉え方をしております。過去にも三度ほどこのふるさと納税については質問をやってまいりました。ようやくこれが動き出すんじゃないかというような思いを持っております。

28年の私が聞いた範囲では380万円ぐらい、3月まではかなりふえるんじゃないかと思っておりますけど、逆に山都町あたりは1億を超しとるとというような状況の中で、今後どのようなPRしながら甲佐町にふるさと納税をやってもらえるかというような期待を持っておるところでございます。その中で4月1日より取り組まれる状況あたりを総務課長に詳しくお聞きしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、ふるさと納税につきましての取り組みお答えい

たします。

ことしの4月になりましてようやく本格的なスタートということになるわけですが、4月1日、2日が休みになりますので、本格的なスタートというのは4月3日からという実際のスタートになるかと思っておりますけれども、その内容につきましては、まず簡単にインターネットでふるさと寄附の手続きができるポータルサイトで返礼品の選択やクレジットによる寄附金の決済ができるようになるものでございます。

また、ポータルサイトを利用しない方は、これまでと同様、町のホームページから申し込みをすれば、町から郵便振込用紙を送付することとしております。

また、町ホームページに商品リストを写真入りで掲載いたしましてポータルサイトにもリンクするようになるわけでございます。

次に、返礼品につきましてですが、4月からは21業者の方々にご協力をいただきまして、こうさもん認定商品を初め42品目をそろえることができました。今後も新たな返礼品の追加や内容の充実を図っていきたいというふうに考えております。

次に、寄附額による返礼品の区分につきましては、現在3万円以上の寄附で返礼品を送付していたものを1万円からといたしまして、寄附額1万円につき5,000円程度の品1点を選んでいただきまして送付することとしております。

寄附金の額の区分につきましては、1万円から2万円未満で一品、2万円から3万円未満で二品、3万円から5万円未満で三品、そして5万円以上で五品を選択できることとしております。

寄附金の使い道につきましては、これまでと同様、ふるさとの環境景観保全、そして人々の安心・安全なまちづくり、そしてあすを担う子どもの育成、あとは特に指定なしという4項目の中から選択をいただくこととしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） ようやく4月3日から21社42品目、これについては理解をするものでございます。ただ、やはり熊本地震の後、甲佐町も恐らく平成29年度税収面、特に固定資産税、また住民税、いろいろな面でかなりやっぱり例年どおりの税収は見込まれません。そういうことでこのふるさと納税、私は何度も質問しておりますけど、気合いを入れてやはり税収不足を補うような考えで取り組んでいただきたいと考えておるわけでございます。

その中でこうさんもん認定審査会ってあるわけですね。これについて産業振興課長、何品目、ことしも恐らく2品目認定されると思いますが、こうさんもん認定商品は何品目ございますか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） こうさんの認定状況ということでございますが、先日、認定審査会を行いまして、新たに2品目認定することと予定しております。その2品目を加えますとニラ侍を含めて11品目、事業者団体の数としましては6団体ということに

なっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） ニラ侍を含めて11品目、そういう中において、このふるさと納税返礼品提供一覧表というのを私もらっておりますけど、42品目の中でこれに認定商品というようなことは一切書いてないわけですよ。やっぱり認定審査会で審査して、やっぱり甲佐の特産品と認められた以上は、3年に1回確かに更新というのはわかっております中で、どうしてこういう認定商品というのが載っていないのか。それと、やはり甲佐町のこれは特産品ですよという認めた商品であって、やはり差別化、42品目の中でもやはり差別化をしてやらんとですね、恐らく今後42品目の方々が認定の審査を出してこられるようなしむけもやっていただきたいと思っておりますけど、その点いかがでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議員おっしゃいますとおり、今回、作成をいたしました4月以降の分のカタログにつきましては、特に認定商品という表示はしておりません。この認定商品につきましては、このほかに町のホームページで同じような商品の写真付きで商品を掲載するという事としておりますが、その中には認定商品である旨の表示をさせていただくことにしております。

通常、これまでほかの自治体等の状況を見ますと、寄附金の申し込み方法といたしましては、大体そういうインターネットを通じての申し込みが大体9割ぐらいを占めておるといふようなこととございますので、そちらのほうで表示をして、おっしゃるとおり、差別化を図るといふような方法をとっていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） いやいや、総務課長、そういう答弁は理解するわけですよ。じゃあ、今後1万円から5万円とか10万円される方に対してはこれば送ってやるわけでしょう。この中から選ぶんですかというふうなことになってくるわけでしょう。だから、これしか見られんと思ってるんですよ、私は。私はそのように捉えとつとですよ。これを送ってやればですね、じゃあ、この中には認定商品も何も載つとらんわけですよ。だから、やっぱりそこがやはり総務課長だけでなく、恐らくプロジェクトか何か立ち上げられて今度の取り組みができたと思っておりますけど、やはりそこは何かの差別化をつけてやらんと、わざわざ一生懸命甲佐の特産品をつくらうという思いの中で認定されてですよ、それが何も出てこんというふうな状況じゃ、今後この42品目についても認定審査会あたりに私は出さないというふうな思いを持っておりますけど、その点はいかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） おっしゃるとおり、紙ベースで作成いたしましたカタログのほうには認定商品という表示はしておりません。そういったところ十分ではなかったかというふうな思っておるところでございますので、今後はその辺十分配慮して検討してい

きたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで町長にはこの件については何も聞きません。ただ、本当にやっぱり真剣に税収カバーとか、そういう面も含めてやっぱりふるさと納税、都城あたりは40億ですか、それと徳島県の阿波踊りのキャラクターかな、あれあたりが相当な人気というようなことも聞いております。やり方次第では甲佐町も山都並みぐらいのふるさと納税は確保できるんじゃないかという思いでお尋ねしておるわけでございますので、何も総務課長を責めようとか、そういう考えじゃありません。やはり郷土愛、それをもとにお尋ねをしておるわけでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それと、先立っての熊日新聞に「ふるさと納税是正検討、返礼品自粛個別要請」というような記事も載っておりました。確かに総務省、高市総務大臣あたりが、もうこれについては余りにもエキサイトし、要するに例えば甲佐出身の東京の方が都城にふるさと納税したりとか、極端なこと言うと、公務員が制度的上そういうことやったでしょう。公務員が住民税与えるのを節約のために、そしてお土産をもらうというような動きもあるというようなことで、やはり国自体がいろいろ考えを変えてきた時代でございます。その点は甲佐のこうさもんの認定商品は、何もそれにひっかかるところはないわけですよ。その点は十分認めます。それと、所沢市は、このふるさと納税を廃止しとるわけです。

そういう中で、今後やはり甲佐町も自粛個別要請あたりが国から何らかの通達があると思いますので、その点も十分検討されて今の商品だったら私は問題ないと思います。ふるさと納税集めるために、テレビとかいろいろ極端に焼酎365本1年分を返礼したりとか、そういうやり方もあるらしいですので、その点余りにもやっぱり甲佐らしさを出しながら今後取り組んでいただきたいと思いますが、その点、総務課長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議員おっしゃいましたとおり、国のほうで検討はされております。ことしの春をめどにある程度の基準を出すというふうな話でございますけれども、どういった内容になるかはそれを見てみないとわかりませんが、甲佐町の場合は特に問題はない適正な範囲でのお礼という形で出しておりますので、その辺は適正な返礼品になっておるのかなというふうに思っておりますのでございます。

今後も町に対する無償の支援という本来の趣旨を踏まえまして、今後もふるさと納税を町の発展のために活用していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そこで、副町長にお尋ねするわけですが、やはり町長は甲佐の顔であって、国・県、いろいろな方面に出向いて行って予算獲得、また事業、甲佐にはこんな事業がいいんじゃないかという、これが一番町長の大事な仕事じゃないかと。また、それをやってもらわなくては将来の甲佐は見えないわけでございます。

そういうことでやはり庁舎内部については、副町長、教育部門では教育長あたりがやはり取り仕切っていただいて、安心・安全の町、また町長のマニフェストに基づいて町政運営ができるかと私は捉えておるわけでございます。

そういう中において、このふるさと納税一つにしても、確かにプロジェクトはつくられて十分検討された結果が本日私が質問している内容だろうと思うわけでございますが、やはり副町長も就任されてもう2期を過ぎ、就任されたときから甲佐町に住所を移して精一杯甲佐町発展のために努力されておることは認めるわけでございます。

そういう中において、やはり郷土、先立っての甲佐中学校、11日の卒業式だったですか、これにも甲佐中学校の学校教育目標に「郷土を愛し」と、そういう文言が載っております。そういうことで郷土というようなことについては、副町長はどのように捉えておられるか、済みませんが、お考えを。

○議長（緒方哲哉君） 副町長。

○副町長（師富省三君） まず、ふるさと納税につきましては、ようやく4月から本格スタートすることになりましたけども、この件については、中村議員から平成27年6月定例会でPRを強化したり、特産品開発などに力を入れて、内容を充実してもっと積極的に取り組むべきではないかというようなご意見をいただきました。その後もやっぱり取り組みが遅いのではといったご指摘も何度となくいただきました。

この取り組みについては、町でも27年度からふるさと甲佐応援寄附金制度の充実ということを中心戦略事業の1つに掲げてプロジェクトチームを立ち上げて早期の実現を目指してきたところですけども、熊本地震の影響もありましてお待たせをしてしまったなという、そういった次第でございます。

郷土愛ということでございますけども、やはり職員は役場に勤めて甲佐のことを思い、甲佐町の発展を願いながら日々の仕事をしているというような状況でございます。いつもやっぱりふるさとは甲佐だという思いで、甲佐町のためにという思いでやっているところでございます。

質問の答えになるかどうかわかりませんが、そういうことで。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） ありがとうございます。

副町長、私がどうしてこういうお尋ねをするかというと、甲佐町の職員、恐らく35%ぐらい町外から来てる。10年、15年前はこういう状況じゃなかったわけですね。これは仕方ありません。やはり採用試験をもとに甲佐町役場に勤務するわけですので、だから、やはり新しい新人職員さんあたりも朝8時半に出勤して5時半に帰るというような日課ではなくして、やはり郷土愛を持って仕事をしていただきたいというような思いがございまして。その取りまとめを副町長、教育長あたりがやっていただきたいというような考えでこういうお尋ねをしておるわけでございますので、何も副町長が郷土愛がないとか、そういうことではございませんので、その点をご理解を願いたいと思います。

ただ、やっぱりプロジェクトあたりをつくって町長の指示、また副町長の指示でいろいろ

ろ動いておられる中で、各課の連携はされておるものの、やはり各課の連携、これがやはり総務課からあって学校教育課、いろいろある中で一つのことをするにも何らかの課で各課がつながりがあると思うんです。その点についてもうちょっと気合いを入れていただきたいという思いがありますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 副町長。

○副町長（師富省三君） 各課の連携ということでご意見いただきましたけれども、先ほど申しましたとおり、重点戦略事業というのを毎年度掲げております。これにつきましては、やはり今年度めり張りつけてこういったものを重点的に取り組もうということで、町長をトップとしまして、課長クラス以上の会議でこれは企画課が企画会議というのを定期的に開催をしておりますけども、そこでみんなで意見を出し合いながら、各課の共通の認識を持って、連携すべきところは連携をしてという趣旨でそういった会議を開催しながら重要事業の進捗管理に努めているところでございます。

例えば昨年、熊本地震が発生しまして、その後の対応については、甲佐町は評価をいただいているというふうに思いますけれども、これやはり被災者の一日も早い生活の安定というのを第一の目標に掲げて、それをみんながそれぞれが理解し、そのために何をすべきかということを理解して来ていることが結果的にそういった評価をいただくことになったのかなと思いますけれども、やはりおっしゃったように、町長を先頭にして、そして各課それぞれの自分たちの役割を意識しながら、そして連携もしながらということは非常に重要なことだと思いますので、今後、私もそういったことで職責を十分認識し、今ご意見いただいたことを踏まえながら職員と一緒に頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） ありがとうございます。また、今後ともよろしく願いしておきます。

そういうことで最後に、このふるさと納税について、産業振興課長、この42品目の中の11品目の中で載っとらん商品が4つぐらいあったですね、ニラスープとかいろいろですね、あゆもなとか載っとらん商品もあるわけです。これは漏れたのか。それと42品目の中で認定されとらんやつについては、今後、審査会に出して審査していただけんですかというような思いがあるか、その点2点。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） ただいま返礼品のリストの中にこうさもん認定品で入っていないものがあるというようなご指摘でございますが、返礼品の選定をしますときに、こうさもん認定品で認定している事業者の方には、全てこういう形で町のほうがふるさと納税の返礼品としてリストをつくりますと、ご協力いただけませんかというようなご相談を申し上げたところです。

リストに上がっていないものについては、発送までお願いするというので、発送、また数量等の関係でふるさと納税の返礼品についてはちょっと対応が難しいですよということで今回載っていないところです。

それと、あと認定品以外のリストに載っているものについては、当然、各事業者さんに町のほうからお声がけをし、できるだけ認定品の申請を出していただくような働きかけは行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 済みません。先ほどの説明に若干補足をさせていただきたいと思います。

中村議員のほうから鮎もなかとかニラスープということで入ってないんじゃないかというご指摘がありました。単品での返礼品ということではなくて、鮎もなかですと、梅酒・カステラセットという形で鮎もなかと梅酒・カステラをセットにした形で返礼品ということで挙げているところです。申し訳ありません。補足をさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 時間があと35分しかありませんので、ふるさと納税についてはこれで終わらせていただきます。今後は、皆さん、全課挙げて努力されることを期待いたします。

次に、2番目が水害常襲地帯に対する取り組み方についてということで、言葉は悪いんですけど、私は、水害常襲地帯、特に町内、緑町、岩下1、2区あたりは本当に毎年水害に遭っているというような状況で昨年の9月定例会の一般質問をさせていただきました。私の質問に対して担当課長でよろしいですけど、何か取り組みはされたのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、お答えいたします。

昨年の9月定例会で中村議員のほうからご提案いただきました内水対策については、抜本的な対策が必要ではないかというご提案をいただいております。

町では平成23年度に内水調査を行っておりますが、それをもとにより具体的な対策の整備検討、計画的な対策を行うためにどういったことができるかを平成29年度新年度予算にお願いいたしまして、内水対策調査費として800万円をお願いして調査に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 調査費800万円つけていただいたことについては、やはり熊本地震、また6月の豪雨、今後、甲佐町財政大変厳しい中、町長、ありがとうございます。ま

ず調査費がつかなくては何も動かないという思いで、本当に調査費が800万円ついたということで一つ一つやっぱり物事が進んでいくのではないかという思いでございます。

この800万円の要するに29年度800万円の予算ということで捉えてよろしいですか。そういうことで29年度中にどのような調査をされていくか。

それと、調査は1回きりで終わるのか、800万円の予算があればもう調査は完了するのか、その点も含めて。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、お答えいたします。

調査の内容としましては、平成23年度に基礎調査を行っておりますので、それをもとに新たに具体的な調査内容として考えられることが、直接的に効果がある改修として築堤ができるか、または護岸のかさ上げ等の河川断面を大きくすることが可能であるかの検討とか、橋桁下の高さ不足の解消、それと河川狭窄部などのネック箇所の解消ができるかの具体的な検討の工法を検討していきたいと思っております。

それと、市街地を流れる大井手川に流れ込む量の分散をさせる新たな放水路の検討、また調整池、または排水ポンプの設置箇所の検討などの調査を具体的に行うことにしております。また、河川、水路、水位の情報の提供などソフト対策もあわせて行う必要があると考えます。これらの具体的な対策内容が固まりましたら、中長期的、短期でできるものを事業を区分して整備計画などを作成していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで改修前に23年度から内水面調査を実施されたやつを基本に調査、恐らくコンサルか何かに頼まれて調査が行われると思っております。ただ、そういう専門家が調査されることも大事ですけど、やはり地元住民の方、区長さんあたりがやっぱり水害の状況が一番わかっておられるわけですよ。どういうことで浸ったとか、そういうことは十分やっぱり地元の方が、竜野川にしる、湯田川にしるわかっておられるから、やはり専門家だけの調査でなくて地域の声あたりを十分聞いていただいて、やっぱり常襲地帯にならないような取り組み方をさせていただきたいと思っておりますけど、その点は課長、やはり地域の方あたりと懇談会をしたりとか、そういう思いはありませんか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今、中村議員のほうからありましたように、地域の方のこれまでの経験ですとか、また専門家あたりのアドバイスを聞き入れながら取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 私もやはり市街地の一員として生活しとる以上、やはり水害のたびどいうことが原因かというようなことはある程度わかる。やはり特に鮎緑の周辺、彩甲ができましたよ、鮎緑とか彩甲、あそこは田んぼだったんですよね。大井手川沿いに

建つとる家よりもかなり低くて、あの当時は余り水害というのもなくったわけです。

それと1つは、甲佐小学校の正面玄関が、新しく甲佐小学校ができた時点で橋がかかったたですよね。あれに流木が詰まるわけです。その点も、だから要するに私は悪いけど、人災とは言いませんよ。環境がよくなったから環境災害、便利がよくなったから便利災害、そういうような感じで私は捉えておりますけど、昨年の地震、また豪雨によってやはり南谷川初め湯田川、竜野川の山はかなり土砂崩れとか風倒木あたりもやはり見えないところであってんじゃないかと思えます。それが時間雨量50ミリとか150ミリとか言いませんけど、50ミリとか60ミリ降った段階でそういうまた浸るような状況が出てくるんじゃないかと私は思っておりますけど、その点、課長。そういう等を防止するためですよ。南谷川を例にすれば、上豊内、下豊内あたりの山ですね、産業振興が関係あるかもしれんけど、そういう調査はまだやっておられないわけでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 山腹崩壊等の調査はやっておるのかということですが、地権者の方等から地権者、また地元の嘱託員さん等からご連絡をいただいた分については確認に行っておりますが、申し訳ありません。私の記憶では上豊内あたり、南谷川の上流であるとかということとところで林務サイドの補助事業でできるような被害が出るとよいうことで現地確認に行ったところはなかったかと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで最初はふるさと納税で申したとおりに、やはり関係各課が連携しながらそういう災害が起きないように取り組みをしていただきたいと思えます。

ただ、調査が終わって本年度中に結論が出るわけですか。29年度中に結論が出て、どうしたら水害あたりがないというような方向は示されるわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今年度中にある程度の報告をまとめまして町のこれからの方向性を定めていきたいと思えますので、事業についても莫大な費用とか、国・県・町でできることを区分して計画的にできることからやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 課長もそれについて今後どうするというのはなかなかやっぱり言えんだろうと思えます。一級河川とか、緑川ですね、これについては国交省が本当に今度の地震あたりで取り組みが早いです。本当びっくりします。

緑町の中甲橋の上ですよ、町が400万円予算を組んどって、これ産業振興課ですけど、組んどったやつも、恐らく町長が努力されて国交省が全部やってくれたわけです。それも下に鉄筋を入れて今度やってくれとるわけです。だから、そういう緑川だけでなく、やはり内水面については町なんです、事業を行うのが。ただ、その内水面はそれぞれ一級河川とか、そういうふう流れ込んでおる。この点をやはり国・県あたりに要望してい

ないと、私はこの水害常襲地帯、これは南谷川、湯田川、また竜野川含めて甲佐町の緑川に流れ込んでいる支流の解決策は見出せないというような思いがありますから、その点はいかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） これまでも国・県に対しましては、要望活動を続けていております。内水対策についてもいろんなアドバイスをいただいて問題解決に向けて検討を重ねて、アドバイスをいただいてできることをやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 課長、答弁が難しいのは十分理解しております。ただ、やはり毎年水害に遭われておられる方の気持ちも十分理解もされて、そういう中において、じゃあ調査は終わった、じゃあ何らかをしようと思っても、前回も町長の答弁の中で多額の経費、予算が要ると、それもわかります。それを含めて町長、今後の町長の考え、調査費本当に800万円つけてもらってよかったというような思いですけど、今後29年度中に調査して、どのような形で解決策を探られると思いますけど、町長の今後の調査費の後の考えあたりをお聞きしたいと思っておりますけど。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 議員のご指摘の内水対策という案件なんですけれども、先ほどからの建設課長の答弁にもありましたとおり、平成23年に基礎的な調査を実施しております。その中でそれぞれの箇所の工法の検討等もなされておまして、大まかな概算の事業費も出ていたというふうに思っております。

ただ、これをいきなり解決しようとしたときに、非常に防災面での事業費についての補助対象となるそういった事業が非常に少ない。また、補助率についてもかなり厳しい数字というふうになっておりますので、内水対策ということに関して申し上げたときに、国会議員の先生でありますとか、それから国土交通省、これは熊本河川国土事務所のほうにも毎年出向きまして、この件についても要望を行っております。

最終的には、今回の800万円の予算を調査費としてつけましたので、その中でより具体的な検討がなされていくものと思っております。その結果を見て、課長も答弁しましたとおり、国あるいは県、そして町、それぞれの取り組むべきそういうすみ分けをちゃんとやった上でより具体的な工法、それから対処方法について具体性を持たせていきたいなという思いを持っております。

それと、何度も繰り返しになりますけれども、やはり単年度とか、そういうなかなかの中期的にぱっとやろうとしても、これは非常に現実的には厳しいところがありますので、そういうハード的なアプローチと、それからソフトですね、自主防災の組織もできれば全行政区につくってほしいという思いでこれまでも補助等も捻出しながらそういう取り組みを各行政区のほうでもやっていただいているような状況であります。やはり自助・共助・公助という言葉もありますので非常にこれは重いと思っております。

したがいまして、ハードの側面、それからソフトの側面、そういう両方の側面からこの問題に関してはやっぱり取り組むべきだという基本的な考えを持って今後やっていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 町長、よろしくお願ひします。

嘉島町、あそこは本当に水害常襲地帯でございました。ただ、あれは恐らく国交省が要するにそれぞれ堤防に水を益城川に溜ったやつを流し込むというような状況で、もう全く水害がない町に変わったわけです。だから、やはり町長が言われるとおりですよ。国交省、国、また県選出の国会議員の先生方にこれがやっぱりふるさと納税のときにちょっと私が冒頭に触れましたけど、町長がやっていただく仕事というような思いでありますので、今後ともぜひ一日も早い解決策を見出していただくことをお願ひしときます。よろしくお願ひします。

続きまして、ろくじ館の運営状況についてというようなことで3項目にわたって出しております。

これについては、たしか平成24年だったか、ろくじ館が新しく中山間のあれから変わって独立してできたやつは平成24年からできたんか、違うか。じゃあ、このろくじ館ができた経緯と申しますか、目的について担当課長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） ろくじ館の設置目的についてご説明申し上げます。

ろくじ館につきましては、農産物の地産地消、加工の推進による農業振興や郷土料理の伝承、社会活動、都市住民等の交流拠点として平成13年度に農林水産省の中山間地域総合整備事業により活性化施設甲佐町農業研修センターという形で建設を行ったものです。

その後、地域農産物の販売による農業振興をさらに図るため、地域産物の販売ができるようにホールにつきましては用途変更の手続きを行い、さらに平成24年度、先ほど中村議員、24年度ということがありましたが、平成24年度におきましては売場面積の拡張を行っているということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで目的に沿って運営をされておるわけでございます。目的についてはお尋ねしましたが、ここ5年間、28年度は震災、豪雨等があつてですね、数字をいただいておりますけど、売り上げ状況あたりはどんななつておるか、そして町内の農業生産、商工業生産物、町内の会員ですね、それと町外あたりの比率はどのようなふうに課長は捉えておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） まず、過去5年間の売り上げについてでございますが、この売り上げにつきましては、資料要求があつておりますので、各議員さんのお手元に青

空市場の販売額の推移と書いた一覧表を差し上げております。この表をごらんいただければと思います。

この表には、平成24年度以降の売り上げについて記載をいたしております。見ていただきますとわかりますが、平成26年度につきましては対前年比で100%を下回っておりますが、全体的な傾向としましては毎年増加傾向にあるというところです。

また、議員さんのご質問の中にもありましたが、本年度におきましては、熊本地震、豪雨災害と続き家屋やお墓を被災された方が多かったためだと思われそうですが、切り花等の売り上げについては極端に落ちているというような、特に夏のお盆ごろですね、切り花等については例年大きく販売額が伸びるんですが、本年につきましては、その時期まで切り花については落ち込んでいたということで報告を受けております。

表を見ていただきますとわかりますが、3月は今月ですので、2月の売り上げもちょっと確認ができませんでしたが、2月、3月が例年どおりの売り上げであれば、対前年比100%は若干は超えるだろうということで予想しているところです。

また、青空市場の総会等の資料には出てきませんが、当面、販売額1億円を目指そうというような考えを持っておられるところです。

それと、2点目の町内の産物と町外の物品の比率はどうなっているのかということですが、これにつきましては、大体28年度で総売上の1割、10%程度が町外の物品ということになっております。24年度以降の資料を私、手持ち資料で持っておりますが、申し上げますと、24年度で6.4%、25年度7%、26年度7.6%、27年度8.9%、28年度、本年度につきましては、現時点で約1割の町外の物品の販売額ということになっているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことでこの数字を見る中で、27年度から店長制度ができておるわけですね。越智君だったかな。やっぱり店長、これについては町から人件費として青空市場のほうに190万円人件費の負担を町がやっております。そういうことでやはり店長となれば、数字に私はこだわらぬ。売り上げを伸ばさなければならぬという思いがあると私は捉えております。

その点を考えると、やはり24年ずっと少しずつ町外会員の売り上げが伸びておるわけですが、ございませぬけど、やっぱり店長制度ができてからが年々増えているんじゃないかと。それと甲佐町の会員の方がかなり苦情が出てるわけですね。町外優先で要するに私たちは隅に置かれるとか、そういう声も聞くわけですね。

ただ、やっぱりこのろくじ館の当初の目的からいけば、ちょっとおかしいんじゃないかというような思いを持っておりますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） ろくじ館の設置目的のところでもご説明申し上げましたが、地産地消という言葉が出てまいります。地域生産地域消費ということで、この地産地消の地に当たる部分は、私も甲佐町が設置した研修センターでの物販ということであ

れば、当然、甲佐町ということになるのかなというふうに考えております。

ただ、ちょっと中村議員さんのほうからありました会員さんからの苦情というようなことについては、私のほうでは把握をいたしておりませんが、他の町村の物品につきましては、例えば柑橘系の果物ですね、ミカンとかであれば、甲佐町産が甲佐町のミカンが出るまでのつなぎとして早いところのミカンを置くとか、甲佐でとれない時期の野菜を置くとかという努力は青空のほうでもされていると。

それと、これは先の構想になるんですが、どうしても甲佐町の物品だけでは手薄な品物があるんで、広域的に他町村と連携をした上で売場の一角は他町村の物品を売るのはこれは仕方がないことかなと。できるだけ、ただ、最終的には甲佐の農業、また加工品が売れなければなりませんので、同じ例えばダイコンであっても若干植えつけ時期をずらしてダイコンの収穫時期を延ばすとか、青空のほうでも努力ができる部分があるのではないかと。いうふうには考えておりますので、そこら辺は青空市場運営委員会のほうと協議を進めながら、できるだけ甲佐の農産物、加工品が売り上げが伸びるような努力はしていただきたいというような協議は行いたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） すみません。産業振興課長、私と産業振興課長の考え方が違うとですよ。柑橘類、野菜とかが甲佐にないときは他町から持ってくる。ろくじ館の目的からして、ろくじ館も商工会なんです。商工会がいっぱいおる中で、サエラとか彩甲、甲佐でできんときは、サエラ、彩甲あたりで売ってもらわんと困るわけです。よそから持ってきてサエラ、彩甲あたりの売り上げが減るような状況しか私はとらんわけです。やっぱり地元業者育成というのは、そういう点も配慮してやってもらわんことには、ちょっと考えが違うと私が言いよつとですよ。そこまでして1億円達成したいのか。

極端の言葉を私が言いますけど、昨年10月25日か27日、東京の新宿駅近くで地域のちからコレクションという催事があつとるわけです。そのときは3日間休みをとって店長は行かれとるけど、甲佐商品は持っていとらん。美里の商品ですね、3品。もりのスコーンとか何とかかんとかって3品持って頑張っておられるわけです。ここで販売をしよるわけです。自費で恐らく行つとんはると思うけど、やはりその点は課長が指導してもらわんことには、寒野あたりのミカンがないけん、その間は三角とか河内から持ってくる。サエラや彩甲で一杯売ってあるじゃないですか。やっぱりお互い競合するところはありますから、その点は逆に控えていただいて、やはり地元の農産物、加工品あたりを優先的にやっていたくのがろくじ館の、私、店長は責めませんですよ。あの人は店長という立場だから、売り上げ上げんとやっぱりいろいろ言われるけん。それはもうわかります。ただ、それを指導していくのが課長の役目じゃなかろうかというような思いですけど、いかがか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） ただいまの中村議員の私の考えと中村議員の考えが若干違うんじゃないかということで、基本的に私もろくじ館の販売については甲佐町の産物、甲佐町の加工品を販売していただくのがメインだというふうに考えております。

先ほどの答弁の中でも申しましたとおり、生産の調整ができるものについては、そういう生産の調整の努力をしていただいて、物品の販売期間、通常1カ月しかないものを1カ月半とか2カ月販売できるような形態、生産者の方に働きかけをしていただいて甲佐町の物品を売っていただきたいというふうには考えております。

ただ、中村議員がご質問の中で言われましたとおり、他の民間事業者さんと競合するのではないかと、他の事業者さんで買えば済むことだろうということですが、申し訳ありません。そこにつきまして時的にどうしても甲佐の農産物だけであれば、売場の物品が非常に寂しいような状態になる時期がございます。このような時期に品揃えがないとサエラさん、彩甲さん、固有名詞ですけれども、については常時果物、野菜、肉、品揃えがあって販売をされておりますので、当然あそこに行けば一通り揃うよというようなことでお買い物をされている消費者の方がおられると思います。ろくじ館については、もうその時期でないと品物がないという状態は、ちょっと買いに来られる方もせっかく来られて目的のものがないとかというのはいかがなものかなど。多少の町外物品の販売については仕方ないのかなというふうには考えております。

それと、10月の東京での物販については、その直後でしたか、中村議員からこういうことで出張されてるようだよというようなお話を聞きましたが、特別ろくじ館の店長として行かれたのではないというようなふうにお聞きをしているところです。

すみません。長くなりましたが、以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで今後ともろくじ館運営については、目的に沿って運営されることをお願いします。町長もお尋ねする予定でしたけども、時間がありませんのでまた後でお尋ねします。

内容については、町長、十分理解できたと思います。

最後に、熊本甲佐10マイルについて、もう時間がございませんので、この10マイルですね、余りにも実業団、九州の実業団かどこか知らんけど、言いなりですよ。12月の第2にしよったやつをニューイヤーか何か間に合わんけん第1にした。福岡国際があるか何か知らんけど、去年は11月の最終日曜日、今度はまた何か言うてきとるでしょう。もう時間がないけん、いろいろまだいっぱい言いたいことあるけど、その点いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 10マイルロードレース大会については、今、中村議員がおっしゃられたとおりで数回時期的に変更がっております。実業団も出ていただくことは非常に10マイルを盛り上げる面ではいいことでございますけども、そのほかにも中学生・高校生のランナーの育成とか、そういう面にも配慮していかなければならないというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで11月にしただけで中学生・高校生あたりは参加がばたっと減つとるでしょう。この目的は、やはり中・高校生の育成、そういうことを目

的にこの10マイルというのが始まっておるわけです。実業団あたりがいろいろ言うこと自体が根本的に私は間違うと思います。だから、10マイルをどうのこうのせいじゃなくて、やはり実業団の言いなり、去年なんか飛行機の時間が間に合わんけん閉会式を早よせいか、そういうことを言うのですよ、実業団は。町の金320万円出しながら、スポンサー、町内外200万円ぐらい寄せながら運営を一生懸命担当課はしとる、各課挙げて町長を大会会長のもとにね。じゃあ、熊本城マラソン、極端に言うと1人1万円ですよ、参加料。1万人で1億ですよ、経済効果は22億とか。じゃあ、甲佐10マイルは経済効果があるかと言うと、私はちょっとひっかかる。上益城振興局が19店舗かな、ろくじ館の前に出して18万円ぐらいしか売れとらんですね。出した人も来年出さんとか、1回で懲りらんで出してあげと私は言うけど、やっぱりそういう状況の中で、今後本当に考えていかんと、せっかく甲佐町の10マイル、たしか復興の大会じゃなかったですか。それは私は達成しとらんというような思いを持っておる。それぞれ考え方は違うけど、やっぱりもう時間がありませんのでやめますけど、十分検討していただくことをお願いして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。11時15分から始めます。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、宮川安明議員の質問を許します。

○7番（宮川安明君） 7番、宮川でございます。一般質問を行いたいと思います。

最初の12番、中村議員の商工関係で産業振興課長に非常に多くの質問が入っておりまして、私も今から農業の問題を質問するわけでございますが、課長、何でしたら後回しにしましょうか、大丈夫ですか、よろしいですか。

それでは、農業問題について質問をさせていただきます。

非常に農政の転換期と申しますか、29年度で長く続いておりました減反政策が廃止されるということでございます。これにつきましてお聞きするわけでございますが、町としてこの問題についてどういう方向性で進んで行かれるのかということをもまずは質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 29年度で減反政策が終わるということで今後どうふうな町としての考えなのかということですが、まず全体的な制度についてご説明申し上げたいと思います。

29年産の米、水稻につきましては、これまでどおり米の生産数量の配分が行われると。当然、米の生産数量が配分されますので残りの分については転作をしようということになります。

この転作の割合ですが、29年産の転作率については45.8%、本年より若干上がっておりますが、45.8%となるような状況であります。30年産以降につきましては、特に国から生産数量の配分というのをごさいませんが、ただ、自由に水稻を作付するということであれば、米の暴落であったり、30年産の米の価格については、まだなかなか予想はできないところですが、暴落等になれば、水稻主体でやられている農家については、極端に言えば経営破たんとか、また離農者の増加を招くのではないかというふうに考えられます。

このため生産数量の配分は行われませんが、国におきましては、全国の受給見通しや、相対取引価格の推移、民間在庫の推移等の情報を順次公表、周知を行うということで考えられております。

また、熊本県及び町におきましては地域農業再生協議会というのがございますが、この地域農業再生協議会が中心となって策定します水田フル活用ビジョンにより、非主食用米や麦、大豆等の作付を誘導し、生産者はこれらの国の情報であったり、町の水田フル活用ビジョン等の情報をもとに自らの経営判断や戦略販売に基づき、どのような作物をどれだけ生産・販売するのかというのを自主決定するということとなります。

また、米の生産数量の配分の廃止に伴うというわけではございませんが、現在、米の直接支払交付金というのがあっておまして、10アールあたり7,500円の交付金があったのですが、この10アールあたり7,500円につきましても、29年産米を最後としまして交付金としては制度がなくなるというような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 生産者はやっぱり自ら経営判断で販売するものを選びなさいというようなことだと思います。また、今まで直接支払交付金の7,500円というのはもうなくなるということです。そうなりますと、今おっしゃった非主食用米や麦、大豆等に生産者は走られるというふうに考えるわけですが、そういう場合に何かそういう作物を植え付けるのに当たっての問題点というのは考えておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 特に非主食用米について問題点と申しますか、今後どうしても県と協議が必要な部分としまして、現在、非主食用米には飼料用米、米粉用米というのがありますが、甲佐町での作付けは森のくまさんでございます。

この飼料用米、米粉用米に係る交付金は、水田活用の直接支払交付金で戦略作物の対象となっており、数量払いの方式がとられております。この数量払いと言いますのは、反当、どれだけとれるか、10アール当たりの収穫量に応じて5万5,000円から10万5,000円ということで、収量が少なければ交付金も減る。多くとればそれだけ多くもらえるというような制度となっております。

国としましても、特に飼料用米につきましては、多収品種への取り組みを行うというようなことで明示をされております。町としましても、この多収品種の取り組みが必要であるのではないかということで、これにつきましては、今回の制度改正に伴うものではござ

いませんが、集荷がJAかみましきが主でございますので、生産の指導等もJAさんをお願いするというようなことで、これまでも他の森のくまさんじゃなくて、多収穫品種の作付を推進することはできないでしょうか、また荷受けはできないでしょうかというような協議を行っているところですが、どうしても荷受けについてカントリーエレベーターである関係で他の品種を導入すると、それ専用で一便確保しなければならないということで導入については非常に難しいというような回答を得ているところです。ただし、昨年の震災でカントリーエレベーターの再編、また機能強化の事業を実施されておりますが、郡内、上益城平坦地区につきましても再編が行われます。

また、この飼料用米、米粉米につきましても、他の町村でも作付けがっておりますので、他の町村の作付け、収穫状況等勘案した上でどこかのカントリーで荷受けができれば、多収穫品種の作付けも可能ではないかというふうには考えておりますので、その点につきましては、今後、JAさんのほうと打ち合わせをしながら進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 作付生産に関するの答弁でございましたが、私もこの多収穫品種、要するに森のくまさんで多く作れと言ってもこれ無理なんです。ですから、以前から何回かこの場でも申しましたように、そういうふうに移行するようにJAさんと協議をしていただきたいということで質問いたしました。

今、課長の答弁にありましたように、ちょうどカントリーの改修もされますし、また、農協さん自体が今国から農協改革ということで強く求められている時期でございますので、こういう機会にぜひJAさんと協議をしていただければなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

続いて、またこれも新しい制度ですけども、新たな保険制度ができるというふうにお聞きしております。その内容をどういう制度なのかお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 新たな保険制度ということで、これまで農業関係の代表的な保険制度としましては農業共済制度と、農業災害補償法ですか、に基づく農業共済がありました。平成31年度から収入保険制度というのが創設をされます。

これまでの農業共済制度につきましては、収穫量の減少を補償する制度と。収穫量ですね、金目ではないということです。あくまでも品質でもない、量を補償しますという制度ですが、収入保険制度におきましては、収入額が減少した場合の補償制度ということとなっております。

補償額につきましては、基準収入額というのが設定しなければなりません。この基準収入額のうち補償限度額を最高90%、そのうちの支払率も、これも選択ができるんですが、最高90%を上限として各農家が選択し、補償率に応じた保険料を納めた上で保険を掛けるということになります。

この新たな保険制度につきましては、対象となる農業者には条件がございます。まず、青色申告を行っていただくと。また、経営管理を適切に行っている個人・法人が対象ということでございます。

青色申告につきましては、5年継続している農業者の方が対象となる基本でございますが、新設の保険事業ということで平成29年度分本年度分の農業収入について、来年、青色申告を行えば保険加入の対象とすることとなっております。5年間は基本と言いますが、5年間の平均収入を基準と、その収入を補償の基準額としますという考えで5年間というのがあっております。

これらのこの新たな収入保険制度の新設に伴いまして、類似保険制度としまして、先ほど申しました農業共済制度がございますが、同じ国が出している制度ということで重複加入ができないものがありますので、それらについては農業者の方がどちらかを選択して加入をしていただくということになります。

また、農業収入全てが補償の対象ということではなく、肉用牛、養豚、鶏卵などについては、国が別途制度化して補償制度が確立しておりますので、それらの分は収入補償の対象にならないというような新しい保険制度でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） じゃあ、青色申告をなさっている方が対象ということでございますが、今、甲佐町でどれくらいの方が青色なさっているのか。それともう1つは、農家戸数ですね、それに対して何人の方がなさっているかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） それでは、2点目のまず農家数のほうからお答えしたいと思います。

昨年行われました農業センサスの農家数でいきますと930戸、この930戸の中には自給的農家、俗に言います半米農家ですが、270軒を含むということで、販売農家としましては、660戸が販売農家になるのかなど。また、産業振興課のほうで各農家のほうに営農台帳、ことしの作付計画はどんな作付計画ですかというのを出しますが、これの対象者として1,088ということで、農業者の数についてはいろいろな数字で捉えることが可能ですが、基本は農業センサスであるかなというふうに考えております。

1点目のご質問の新たな保険制度が青色申告が条件ということで青色申告はどれくらいやっておるのかということでございますが、町の税務課のほうに数値の照会を行っております。青色申告をしておられる方で農業所得がゼロ以外の方、利益が出ている方、所得が上がっている方、マイナスの方等がおられますが、ゼロ以外の方が199名ということになっております。

また、JAかみましきのほうに青色申告部会がありますので、青色申告部会の甲佐町の会員の方の数について照会をしましたところ145名ということで回答を得ております。

さらに、本年産の農業収入から来年青色申告をしないと保険の対象になりませんという

先ほど説明を申し上げましたが、青色申告をするに当たっては、本年の申告が終わるまでだったと思いますが、来年から青色申告をしますよというのを事前に税務署のほうに届け出をしていただかないと来年になってから青色申告でしますよというのはできないという仕組みになっております。

これにつきましても税務課のほうに確認しましたが、先週の金曜日、10日現在で税務課のほうを経由して来年青色申告をしたいという希望を出されておられる農家の方はおられないということで聞いております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） この制度は、私は今後農業経営をしていく上では非常にいい制度だというふうに思っております。ただ、今申しましたように、青色申告ということでございますので、今、部落座談会等で担当課が説明をされておりますけど、やっぱりそういうことを周知徹底ということをやっていただければなというふうに思います。

それと、確認ですけど、重複加入はできないというのは、要するに肉牛経営安定特別事業対策と、それから養豚経営、要するに畜産でそういう補償がされているところはできないということで理解してよろしいですね。そういう制度に乗っかっている部分では重複はできないんですよということですね。はい、わかりました。

それから、次に、農地被害への取り組みということでお聞きいたします。これは災害関係でございます。

今、甲佐町の農地が災害によってどういう状況になっているかということからまずお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 農業用関係の被害状況について説明をということですので、まず昨年、国の災害査定を受けました状況についてご説明申し上げたいと思います。

災害査定、補助率の増嵩申請等が終了し、補助率についてまず確定をいたしております。農地、田畑につきましては95.5%、それ以外の農業用施設、農道でありますとか、水路等につきましては、国の補助率98.6%ということで補助率については確定をいたしております。

また、状況としまして、被災面積でいきますと、地震、豪雨合わせまして水田につきましては約53ヘクタール、畑につきましては1.44ヘクタールです。あと箇所数になりますが、農道につきましては29箇所、水路29箇所、揚水機が1カ所、ため池3カ所、橋梁1カ所ということで災害査定を受けているところでございます。

また、発注状況でございますが、現在、本日までの発注状況としましては、揚水機と水路の2件にとどまっておりますが、現在、実施設計の積算については順次終了していておりますが、今回の災害については、県のほうが積算が終わった時点で内容について審査を行いますということでございます。昨年以前の災害については、災害査定が終われば町のほうで積算をして発注をかけるということでしたが、その間にワンクッション県のほう

が審査をされるということで審査が終わったものから入札を行うということにしております。

それで、町のほうでも優先順位といいますか、中心的な農道、また幹線水路等をどうしても先にせざるを得ないということで今月中に開札が行われるものと、できるだけ年度内に発注ができるものについては発注を行いたいというふうな考えであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 現状はわかりました。

それで、またお尋ねしますが、町でそういう復旧する部分はいいですが、どうしてもそれにかからない部分、自力で復旧せんといかんというような部分が出てくると思いますが、そういう補助に対して何か具体的に町として考えておられるかと。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 町のほうで国の災害査定を受けて町が発注する以外、特に芝原につきましては、泥を持ち込みをされてフリックが起きていたところは平坦化をされているというような圃場があります。これ以外にも災害が40万円以上の被害でないと国の補助に乗らないというようなことで自力で復旧をされているところがあります。この自力復旧分につきましては、県の復興基金の中で上限、補助額20万円、事業費の2分の1以下ということでございますが、復興基金の活用ができるということでございますので、今回、当初予算には計上いたしておりませんが、今後どれくらいの事業費があるのかを調査した上で補正予算のほうでまた予算についてお願いをした上で事業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） いろいろ考えておられるということでよろしいんですけど、地震後、去年は天候が非常に悪かったということもございしますが、WCSが年末まで刈り取りができなかったとか、これは田んぼは結局水たまりができて機械が入らないということが原因だったんですけども、そういう湿田化というのが出てきてるわけですね。こういう湿田化について何か対応等は考えられておられるのかお聞きしたいんですけど。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） ただいま宮川議員のほうからありましたとおり、去年のWCSにつきましては、水田が湿田化していると。機械を入れても機械がぬかって収穫作業ができないというような圃場が年末まで多数残ってございました。

去年の場合、農政局と協議をしまして災害時の特例ということで助成の対象とはしていただきましたが、本年度以降はそれは2年目以降になるので対象になるのは難しいだろうと思っております。

確かに宮川議員が言われましたとおり、12月が1週間と天気が続かないというような天候状態もありましたが、今見ましてもなかなか水がたまって水が引かない水田というのが町内各地で見受けられると。これはやっぱり地震の影響もあるのではないかなというふう

には担当課としても見ているところでございます。

水田につきましては、農業をされる上で基礎となる部分でございます。湿田化したままではなかなか水稲についても収穫作業ができないような状況であれば、ほかの作物はなおのこと生産ができないということで、ある程度乾田化ができるような対策をとる必要があるだろうというふうには考えております。

抜本的な解決策としましては、暗渠排水を入れるというのが複数年にわたって対応できるものであるというふうには思いますが、これを個人ですするというのについては若干無理があるのかなと。

即効性がある対策としましては、これは12月議会だったと思いますが、宮川議員のほうからもありましたとおり、弾丸を引くであるとか、鋤返しを行うということで、当面即効性のある対応としては、そこら辺が早いのではないかなというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） そういうふうにご考慮されておられるのであれば、それで結構だというふうに思います。

次に、法人、それから新規就農者のことについて今後どう取り組みをされるのか、まずは法人の経営状況というところからお聞きしたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 法人並びに新規就農者の経営状況はどうなっているか、特にまず法人はどのようになっているかということでございますが、議員各位ご存知のとおり、集落営農法人につきましては、28年度に1法人、これは吉田でございます。27年度に6法人が設立されておりますが、これらの法人に共通して言えますことは、農地の集積は行いました。ただ、それぞれの各法人さんが直接営農されている圃場については少ないということで、赤字にはならないんですが、農産物の生産・販売での収益というのはほとんど上がっていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） ちょっとお尋ねしますが、各法人の集積面積と直接経営を行っている面積、各法人全て言わなくて結構です。大体で結構でございます。平均してどれくらい集積をされて、どれくらい直接経営をなさっておるかという面積を教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 各法人の集積面積、直接営農面積はどれくらいかということでございますが、これにつきましても各法人、7法人ありますが、ばらつきがありますので、押しなべて平均的な数字でいきますと、集積面積は1法人当たり大体20ヘクタール、そのうち直接法人さんが営農を行っている圃場については2ヘクタール程度だということで、大体集積を行ったうちの1割ぐらいを法人さんが直接営農をされているとい

うような状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 法人についてはわかりました。それじゃ新規就農者への対応についてお聞きをいたします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 新規就農者へ町としてどのような対応をしているのかということでございますが、これも昨年の6月か9月の議会のときに宮川議員のほうからご意見というようなことで技術的な指導であるとか、金銭的な支援、そういうバックアップ体制をとらんとなかなか新規就農者の方も一本立ちできるのは難しいのではないかとというようなご意見・ご指摘をいただいているところです。

この新規就農者につきましては、29年度から制度の名称が変更となります。その制度の名称変更に伴いまして内容についても若干変更が行われております。

変更内容についてご説明申し上げますと、29年度以降新規就農者と認定を受けられました方については、県、JA、金融機関、農地利用最適化推進及び町が一体となって相談や指導を行うと。そういうサポート体制の整備が要件の1つとなっております。町のほうとしても、そういうサポート体制を整えた上で新規就農者に対して相談や指導を行うと。また、これもたしか宮川議員言われたと思いますが、今回新たに3年目に必ず中間の評価を行いなさいと。評価を行った上で先ほどのサポート体制で支援をなさいと。また、これまでの新規就農者につきましては、最高5年間給付金をいただいて、極端な話、6年目にはもう農業をやめますとと言われても5年間もらわれた給付金についてはもらいきりと、返還の必要がないというような制度設計になっておりましたが、今回の新規就農者、29年度以降につきましては、給付金の終了後におきましても一定期間以上の営農が必要ということで、この一定期間と言いますのが、給付金をもらった年数相当の年数は続けてくださいということで、5年もらえば、その後5年間は営農を続けてくださいというような制度設計となっているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 今、課長の答弁にありましたように、まず法人についてですけども、赤字にはならないが、農産物の生産販売、営農収益がほとんどないというようなことでございます。具体的に直接幾らあったのかというのはお聞きしません。限りなく赤字に近いんでしょう。今、集積面積からして実際経営やってるのは1割ぐらいということですね。

私が心配しますのは、将来的には全て経営しなくてはならない面積なんです。そこで、今1割の面積の状態です。そういう状態です。まさに。それで大丈夫だろうかというのは私だけの心配事じゃないというふうに思いますし、新規就農者の今答弁にありましたように、私が以前から申してましたように、やりっ放しでいいのかというようなことを申しました。まさに国がそういうことに気づいてこういう状況になっております。課長が説明されたと

おりです。

やはり法人も結局利益を上げるように、そしてきちっと法人税を納めるように、そういう健全な形に持っていくようにですね、なかなか経営は難しいですよ。しかしながら、目論見書もつくってやっているわけですから、その辺はチェック体制といいますか、新規就農者と同じですよ、チェック体制をやれるというようなことは行政でもできるんじゃないかというふうに思います。

といいますのが、やはりそういう自分で力をつけないと、土地利用型構造改革推進事業、これ県の農機具導入なんですね。以前、私がここで言って、町長にお願いして、法人にはこの事業を使いましょうよ。そして町が1割上乘せしましょうというようなことを言って、町長が判断していただいて、よし、それじゃそうしようということでできてるわけです。ところがこういう状況でありますので申請はしても採択は受けられないという状況なんです、今。なぜかと言うと、やっぱりそういう生産が上がらないとか、将来性がないとか、いろいろ点数で行くので、結局はそういうところなんです。私たちが一生懸命そういうふうにしていい制度をつくっても、それが生かされないというようなことにつながりますので、ぜひチェック体制といいますか、指導というのは難しいでしょうけど、その辺を配慮していただきたいなというふうに思っております。

私はこれまでいろいろ農政についてこの場で質問してまいりました。今回も減反政策から今言いました新規就農者、法人まで聞いてまいりましたが、課長がしっかり答弁をされてこられたので、もう町長のほうにはあえて農政についてのお答えは求めません。

ただ、町長もお感じになつとると思いますけど、減反政策の廃止ですよ。それとかまた、この前、農振協議会、あの場で言われた産地交付金保留分、結局2割国は削減して町におろすというようなこと、また、収入保険についても、経営管理をしっかりしてくださいよと、そういうところにしか加入できませんよというようなことで、民主党政権で所得保障、非常にいい政策を打ち上げて、またその次がTPPということで非常に農政に対して国は非常に補助金等に手厚くやってきました。しかし、ここを見ますと少し変わってきています。私はそう感じているんです。

今、農業競争力強化のもとに、そういう国がまさに補助金を少なくしようというように走っているんじゃないかというふうに思っております。そういうところを踏まえてやはりしっかりと農政をやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで農業問題は終わります。

続きまして、田口橋の道路関係ですけども、田口橋についてお尋ねをいたします。

田口橋につきましては、私は平成19年、議員になって以来、いろんな要望活動をしてきたものでございます。町長もご存知のとおり、私は議員になるとき、私は田口橋をかけかえたいんだと、昭和からの悲願であった田口橋をかけかえたいんだ。だから議員になるんだと言って議員に立候補し、その自分の考えを信念を持って今までやってきてるところです。

そういう中で私が議員になった当時は、県の考え方としては、大型新規事業は認めない

と、行財政改革の中で、10億だったと思いますけど、10億以上の事業はやらないんだというようなことで、当然、県議会の中で田口橋というのは上がっているものだと思っていたらゼロだったんですね。

そういうところから始まっておりまして、町長にもそういうことでいろんな相談をし対応策を検討していただきました。要望活動も県議会にも地元の区長さんら一緒に行きましたし、それから地元の県議にもお願いし、また議員でも国会まで陳情に行ったというような経過がございます。

そのような活動が実を結び、平成28年度から着工が決定したわけですが、熊本地震の発生で今度は災害関連工事としての取り扱いということになってきているわけですが、私は地元の議員としてここで誤解を招かないように、我々が今までしてきたこと、それをきちっとここで精査したいと思うんで、その辺のそういう気持ちで質問いたしますので、町長におかれましては、その辺のことを踏まえて答弁をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） それじゃ田口橋の復旧について、それから今後の計画等について私のほうからお話をさせていただきたいというふうに思います。

この田口橋の改修工事につきましては、宮川議員も先ほどからご紹介がありましたとおり、歴代の町長、それから歴代の議員さん、また現在の宮川議員初め議員の皆さん方、そういった多くの方々の努力が実りまして平成28年度に改修の計画が実際上がっておったということであります。

ところがご承知のとおり、今回の熊本地震によりまして田口橋のほうも被災を受けました。橋桁が移動したとか、それから橋台、それから橋脚も相当な損傷をいたしております。したがって、今現在は通行止めの状況が続いているということになります。

この間、県のほうでも被害の詳細な調査、設計等が検討がなされたわけでありますけれども、町のほうも県に対しては、この田口橋が建設されたのが昭和43年10月であります。したがって、もう相当な約50年ほどの期間が過ぎているということでもありますし、できれば災害を機に当初の計画を変更していただいて、全面かけかえってできないものか、そういう相談も実際やりました。そういうことを前提に災害査定に臨んでいただけないかというようなお話もさせていただいたわけなんですけれども、具体的に申し上げますと、まず今申し上げたような下部工の経過年数の問題、それから辺場のバス停利用者の問題ですね、通勤・通学生の方がおられますし、非常に困られております。困難でありますということですね。

それから、3つ目には、仮設橋の設置が必要になってくるんじゃないかというようなそういう検討も材料にいたしまして、河川管理者であられる国交省、それから道路管理者である県、それから町と三者でいろいろ知恵を出し合いながら対応策を協議した経緯があります。国、それから県におかれては、そういった町の考え方に対しまして最大限に受けとめていただいて真剣に対応していただいたと私は思っております。

ただ、架け替えということになりますと、下部工については災害復旧で事業として取り組まれることとなります。というのが損壊の度合いが架け替えするだけの新しく申請するだけの数字に見合わない。これは東日本大震災のときも同じような取り扱いをされたそうです。ですから、今回の熊本地震に至っても同様に最終的には下部工については補強する形をとられたということになります。

ただ、その復旧の工法については、緑川兩岸の橋台は、新たに基礎杭を打たれて新設されるということになります。橋脚については、炭素繊維のシートで耐震補強をやられるということになりますので、その強度自体が低下することはありません。

それと、さっき言ったように、架け替えになった場合、今度は下部工自体の災害関連事業に乗らないといけませんので、下部工については、災害復旧工事でしか対応ができないということになりますので最終的には架け替えができないという結論に至ったところであります。

ただ、災害復旧については、原則、原形復旧という大原則があるわけなんですけれども、上部工については、災害関連事業として取り扱いをされますので現在の幅員の4.5メートルから2車線の7メートルに道路幅員のほうも拡幅されることとなります。

それと、工事の期間ですけれども、先般、3月6日の日に住民の方々を対象に、議員さん方も説明会に行かれた方もいらっしゃったというふうにお聞きしておりますけれども、田口橋の現在の被災状況、それから復旧の方針、工事の予定等が説明されたかと思えます。

その際にもお話があったように、工事期間については、平成31年の3月末の工事完了を目標に工事が進められることとなります。したがって、災害発生前に計画されていた工事期間というのがおよそ5年間を目途にということでのお話が進んでおりましたので、その計画からいたしますと随分短縮になります。

また、今後、工事を進めていく中で、緑川の右岸、白旗側ですけれども、そちらとの交差点の取り付けの件、いろんな問題も出てくるかと思えますけれども、町としての考え方、要望等はしっかりと県のほうにも伝えて田口橋の早期復旧に向けての取り組みを県と協力してやっていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい、わかりました。

問題は、白旗側の対応ですね。それもこの前説明会のとき出ておりました。それと、また、今、辺場のバス停の利用者につきましても、町長、県のほうも考えておられるということで、それはそれで結構でございます。

それで、私はお聞きしますが、ずばり歩道がなぜ設置できなかったのかということですか。これについてお答え願えませんか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 田口橋についてのフル規格による整備がなぜできなかったのかというようなお尋ねだろうと思えます。

まずは、これまでの田口橋に関しての経緯を改めて皆さん方にご紹介をする必要があると思いますのでお話をさせていただきます。

この田口橋の改修の件については、議員各位もご承知のとおり、町の本当に大きな懸案事項としてございました。歴代の町長におかれてもさまざまな対応をとってこられたわけでありまして、まず第一の段階といたしましては、当時は町道にかかる橋、いわゆる町道橋ということでありましたので、まずはこの田口橋の路線を県道に昇格させることから始まったというふうに認識をしております。

幸いにいたしまして、当時の関係者の方々の努力が実って平成9年に当時、県道白旗御船線を延伸する形で町道田口中山線が県道御船甲佐線として県道に昇格をいたしました。その路線内に田口橋があるということでもあります。

その後は、毎年、小川御船間の県道整備の期成会でいろいろ要望活動初めさまざまな運動を展開してきたところでもありますけれども、県道昇格後は余り期間もたっていないということ、それから投資効果の問題もあったろうと思いますし、交通量の問題、それから一般県道の格付でありますし、そういったことから県のほうに要望いたしましても、まずは田迎木原線の完成後の交通の流れを見たいというようなお話もあっておりまして、なかなか前向きな回答はいただけなかったというのが現実だったというように思います。

その大きな理由の1つに県の財政状況があるわけですが、県のほうでは、これまで行財政改革を進めてこられて以来、10億以上の大型新規事業については認められないとか、凍結されていたというような現実もあったように思います。

ただ、その後、地元の県議の先生方のたび重なる一般質問でのご提言とか、それから町といたしましても、河川管理者であります国交省に対しての田口橋の重要性を訴えながら、いろいろ改修工事に当たっていろんな障害を取り除く努力もしてきたというふうに自負もしているところであります。

そういった努力をしながらこれまで来ているというような状況であります。まずは概略を一応ご説明させていただきました。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） いいですか、今ので。

○7番（宮川安明君） もうちょっとフル規格で改修を云々というところ、それじゃフル規格で要望をし続けたらどうなっていたとか、そういうところをお聞かせいただけんかな。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町の考え方としては、当然これは歩道つきで整備をしていただきたいということは終始申し上げておったわけでありまして、議員もご承知のとおり、県の行財政改革、あるいは県の財政状況等で10億円以上の予算については凍結されるというようなこともありましたし、なかなか現実的にはそこだけを追求していても実現性が薄いというようなことだろうと私は判断をしたところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） じゃあ、また後でそのことについては話しますが、次にこれも関係ありますが、県道今憲の交差点についてどういうふうにならなっているかということをお聞かせいただきたい。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後0時07分

再開 午後0時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） すみません。時間をとらせてまして。

県道今吉野甲佐線については、県のほうで今年度から調査されまして、現在概略設計が行われているところであります。新年度につきましても詳細設計、それから交差点協議などに取り組んでいただくということが決定したというふうになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） そういうことで、進んでいくということを確認すればそれでいいんですけども、やはり城南のスマートインターチェンジ、これがもう形として見えてきております。ですから、やはりこれと合わせたところでやっていただけるように努力をしていただきたいというふうになっております。

課長に、いつできるのかと答弁求めたいけど、時間がございませんので、そういうことで。

もうひとつ、お聞きしたいのが、町道山出県道線の進捗状況って、もうほとんどできています。ボックスを入れてということになっておりますけれども、じゃあ延長計画のところはどうなっているかということをお聞かせいただけませんか。その進捗状況はいいです。延長はどうなっているかということなんです。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町道山出県道線の延長計画はということなんですけれども、こちらについては、県道御船甲佐線の山出から御船地内の延長だと思っております。こちらについては、滝川地内の未改良区間の整備要望を、小川御船間道路整備促進期成会の中で拡幅の要望を行っております。

県では現在、バイパス案などのルート案とその調査が行われております。狭小部は御船地内となりますが、御船町と協力して、早期着工に向けて期成会を通じながら要望を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 田口橋、今吉野甲佐線、それから町道山出線の延長について質問をしてまいりました。この路線が、3つがうまく開通することによって、やっぱり我が町にもたらす効果というのは大変大きなものがあるというふうに私は思いますが、これは全てが相手があるわけですので、いわば交渉事ですね。ぜひ、町長におかれましては、交渉事ですので、こちらだけがよくてもいけません。向こうがよくてこっちが悪くてもいけません。ぜひ今どきの言葉で申しますと、相手とウィンウィンの関係でやっていただきたいと思っていますが、その辺のお気持ちはいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 田口橋の件については、これまでもずっと町の最大の懸案と言ってもいいように、歴代の町長もいろんな意味で取り組んでこられたかと思えます。それがようやく県道に昇格して、それでもやはり昇格してすぐというわけには、なかなか県の財政等も考えたときになかなか厳しかったのかなというふうにも思えます。

しかしながら、現段階におきましては、いよいよ機運も盛り上がっておりますし、県のほうのご理解もいただいて、ようやく着工の運びにもなりつつありますので、非常に町としても健闘しているところでありますので、ぜひとも実現するように、早期の実現に向けて、町としても最大限の努力を図りたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） ぜひそのようにお願いをしたいと。

あと、最後の質問になりました。

最後の質問は、災害関連ということで、乙女福祉ふれあいセンターについて、利用状況等についてお聞きしたいという思いでございましたが、時間が、申し訳ございません、ありません。私にいただいた資料によりますと、利用者は27年度実績で2,767人の方が利用されているということでございます。そういう利用者が利用されている施設でございますので、乙女ふれあいセンターについて、再建ということで進められると思えますけれども、それについても答弁をしていただきたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 乙女福祉ふれあいセンターの再建ということでのご質問であります。

被災をいたしまして、既に解体をしたところでありますけれども、乙女福祉ふれあいセンターにつきましては、これまでは乙女小学校の空き教室を利用して建設をされまして、乙女地区の介護予防拠点の施設として、また高齢者の介護予防活動を行ってきたほか、地域のコミュニティ、あるいは学童保育の場として、また避難所としての機能も有していたかというふうに思っております。

被災前は、松山塾や介護予防サテライト事業など、子どもから高齢者まで多くの方が利用されておりました。地区の方々の福祉の維持向上を図る上でも、今後は早期に再建する必要があるということは今十分認識をしているところであります。

そこで、まずは建設場所の問題がありますけれども、位置につきましては、同じ場所での再建は校舎に囲まれていて活用しづらい点もありましたので、できる限り学校敷地内ではありますけれども、そういったことを考慮した適地を模索しているところでありまして、そういったところに再建するならなという思いがあります。

ただ、建設には建築費のほかに造成あるいは外構工事など相当な費用も要します。したがって、通常の制度を活用した事業では、町の財政負担は相当な額に上るのではないかなと試算するところでありまして。

したがって、国、県からの復旧支援を含めて、どのような方法で建築することが有利なのか、その辺を見極めているような状況でもあります。方向性が決まり次第、早急に対応したいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） ちょうど時間もきました。どうか有利な支援を受けられるような検討をしていただいて、早急に対応していただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は1時20分より会議を開きます。

休憩 午後0時18分

再開 午後1時20分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、佐野安春議員の質問を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 一般質問通告書に従いまして、質問を行います。

まず、若い世代と子どもへの支援について、質問をいたします。

子どもの貧困対策はどうなっているかということで、質問いたします。

子どもの貧困問題は、日本の大きな社会問題として、解決を図らなければならない課題として、平成25年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が全会一致で成立をしております。この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とするとあります。この法律では、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する地方公共団体の責務がうたわれております。

2月19日、熊日新聞の熊日論壇に、「下流老人」の著書で著名な藤田孝典さんの論文に記載された表題が、「子どもの貧困に目を向けよう」です。この中で、子どもの貧困を解消しない限り、人口減少や少子高齢社会など、日本が抱える課題を解決に向かわせるのは

困難であると述べられております。

法律により、子どもの貧困対策を地方公共団体として具体的にしなければならないわけですが、甲佐町として、現在必要とされている施策をされているのか、答弁をください。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、子どもの貧困対策については、平成26年施行の子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく熊本県のくまもと子ども・子育てプランにより支援を実施しております。支援内容につきましては、教育、生活、保護者の就労、経済の4つの柱で構成されており、主に県の福祉部局や教育部局により、生活保護やひとり親世帯等に対し実施されている状況です。

町としましては、まだ具体的な施策は出しておりませんが、今後、県の動向を見ながら、取り組んでいきたいと考えておりますけれども、現在のところ、子育てに関する経済的負担の軽減対策としては、福祉課においては子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成や保育料の軽減などを行っております。学校教育課においては、要保護・準要保護児童生徒就学援助などを行っております。

また、生活困窮世帯については、福祉課や町社会福祉協議会による相談支援を行っているというような状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 幾つかの対策をされ、施策をされているというふうなことがありますが、これからまだまだ子どもの貧困対策については、しっかりとしたものやっていく必要があるというふうに思います。

次の質問に移ります。

義務教育給食への支援はということで、まずは若い世代と子どもへの支援に対する町の方針について紹介をします。若い世代と子どもへの支援については、町の基本計画などの中で具体的な施策をうたっております。2015年、町長マニフェストの中では、健康と人を育むまちづくりに、子育て支援各種施策、子ども医療費助成、保育料の軽減などの継続実施とあります。2015年9月の町長就任挨拶の中で、町長は、子どもを産み育てられる環境をどう整えていくのか、そこには結婚、出産、子育てへの切れ目ない支援が必要であり、財政的な問題を抱えながらも、どう地域の特色を生かした支援を考えていくのか、子育て支援に対しての取り組みが求められると述べられ、甲佐町に生まれてよかった、住んでよかったと語り合えるまちづくりに全力で努めてまいりますと述べられております。

そのほかにも、甲佐町総合計画後期基本計画の中で、子育て支援に対する支援サービスの充実のアップをさせるとあります。

また、2016年のまち・ひと・しごと創生戦略では、基本的考えとして、2025年を目途に人口の社会減解消を目指す、また、合計特殊出生率を2030年から2.37までに上昇を目指すとあります。

こういう中で、義務教育への給食への支援を提案したいというふうに考えます。現在、2017年1月末の現在で、小学生が545名、中学生が231名、合計776名です。これを給食費

で換算しますと、小学生が1年間に約2,457万、中学生が1,168万、合計しますと、約3,626万という金額になります。

熊本県では、山江村、水上村の2自治体が無償化を実施し、最近の報道では、荒尾市が小学生の給食費無償化を今年10月から実施するとあります。ほかにも、人吉市、南関町、玉東町などが支援を行っております。全国状況を見ますと、約2割の自治体が独自に補助を行っております。全額補助は45自治体とあります。これは2年前の調査でありますので、今は数が増えているというふうに思います。

およそ、今も述べましたように、約3,600万で小中学校の児童生徒の給食費の無償化ができます。町の基本政策などについて、前段で述べましたが、この支援が実現できれば、甲佐町で子育てをされている皆さんにとって大きな支援となり、町長が就任挨拶で述べられている「甲佐町に生まれてよかった、住んでよかった」につながるものになります。これこそ、定住促進を進めるようになると考えます。また、子育て世代の皆さんが、甲佐町に住みたい気持ちを起こすものになるのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまの件については、政策にかかわる質問でもございますので、私のほうから回答を申し上げたいというふうに思います。

ご指摘の給食費の無償化といった件でありますけれども、先ほどご紹介がありましたとおり、私のほうでも調べてみましたところ、県内では球磨郡の水上村、それから山江村。それから全国では55の市町村が取り組んでおられるという情報を得ております。

また、先ほどご紹介のとおり、荒尾市についても、今年10月から実施予定というような情報もいただいているところであります。

ただ、この前新聞にもちょっと出ていましたけれども、ある政党の考え方では、憲法改正の中でこの教育の無償化を唱えてられるようなところもありますし、個人的な思いから言わせてもらえば、やるとすれば、やはり自治体間で不公平のないように、国の責任においてやられるのが私は望ましい姿じゃないのかなという思いを持っているところであります。

そういう中で、本町におきましては、医療費助成、これについては他の自治体に先駆けて、中学生までの支援に取り組んだわけでありましてけれども、事給食費の無償化については、現在まで行っておりませんし、ちょっとこの点の実施については疑問も持つところでもあります。

昔のように、弁当持参の時代から比べますと、児童によって栄養が異なることもなく、バランスのとれた食事を子どもたちに公平に提供できるというのが、今日の給食の制度であると思っておりますし、その恩恵を我々もいただいていたというふうに思っております。

それで、そうしたことから考えましたときに、その費用については、金額の大小を問わず、本来やはり親の責任において、負担すべき性質のものであると私は考えております。ですから、安易に子どもの貧困といった観点から述べられる性格とは少々異なるものではないかなというふうに考えているところであります。

そういうことで、現在まで給食の無償化につきましては、この件については政策目標にも掲げておりませんし、また関係課との協議も行っておりません。ただ、そうは申し上げても、時代の変化とともに自治体の取り組む政策等にも変化が出てくることは、これは想定されるわけであります。ただ、その際にも、やはり自治体間の過剰なサービス競争になってはどうかとも思いますので、少なくとも郡内の自治体間の足並みをそろえるということは、やはり検討すべきじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長のほうから述べていただきましたが、ちょっと捉え方といえますか、考え方がちょっと若干違うところがありますが、やはり足並みをそろえることも必要でありますし、先んじて方針を出していくと、政策を出していくというのにも必要になるかというふうに思います。特に定住促進では、やはり何と言いますか、人口減を止める、できれば人口増につなげたいということでは、やはり若い世代を呼び込むことに、町も町長も苦心をされているというふうに思いますが、私は、やっぱり今、熊本県内では、今お話があったように、3市村が実施、またこれから実施する方向であります。熊本市近郊の自治体を考えれば、まだ実施をしている自治体はないと、そういうようなところで甲佐町が実施する方向に向かえば、やはりどこに住もうかと考えられる若い層にとっては、ひとつの魅力ではないかというふうに思います。

それと、無償化についての考え方がちょっと町長とは違う面がございますが、支援ということでは、例えば小学生だけ、荒尾市みたいに小学生だけとか、ほかの自治体でもやっていますが、一部支援をしようとか、そういったことでも実現できるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） それぞれの自治体で取り込まれる様々な手だてがあろうかと思えますけれども、例えば甲佐町にあって他町にはないとか、他町になくて甲佐町でやっているとかですね。そういったところをやはり総合的に考えて、この子育て支援とかそういったことについては考えていくべきじゃないのかなというふうに思っているところであります。

ですから、その施策のひとつとして、この給食費の無償化ということが考えられますけれども、現在までのところ、本町においては、そのほかにも保育料の軽減でありますとか、様々な子育て世代に対する対応等については、全て十分とは言いきれないところがあるかもしれませんが、ある程度の支援、助成については考えてやっているところでありますので、そのようなところもぜひ感じ取っていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 次の質問に移らせていただきます。

就学援助金についてであります。

まず、周知方法の改善ということで、質問いたします。

文部科学省の就学援助ポータルサイトにおいては、まず第一に、就学援助の実施主体の項があり、そこでは学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないというふうにされています。そこでは、就学援助の市町村の実施状況があり、町ホームページに掲載しているか、広報紙に制度を記載しているか、就学案内の書類に記載しているか等、就学援助制度の周知方法をどうしているのか、9項目に分けて掲載をされております。

この調査は平成26年度であります。甲佐町は9項目のうち4項目を実施しているとありました。実施していない項目の中の1つが、町ホームページに掲載しているかでありましたが、ことしの3月1日付において、就学援助金については掲載をされております。実施しようと思えば、すぐに実施できるものの例かというふうに思います。

また、ホームページ全体としても言えることですが、内容の充実をもっと図る必要があると考えます。自治体ホームページは掲載内容において自治体間の差があります。ホームページを見る町民や閲覧者がわかりやすく丁寧な内容と構成づくりが必要かと思えます。就学援助制度の案内についても、その差を感じましたので、述べました。

この周知方法の改善に関して、町としてどう考えられておるか、質問いたします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、就学援助についての質問ですけれども、周知方法の改善ということで、今、佐野議員がおっしゃられたとおり、うちは、現在は2月ごろに小中学校にて在校児童生徒の保護者に、就学援助制度のお知らせのチラシを配布をしております。また、新入学児童の保護者につきましては、1日体験入学時に学校から就学援助制度の説明を行っているところでございます。

就学援助制度につきましては、3月の町の広報紙にも掲載をしており、今、おっしゃられたとおり、ホームページにも掲載をしております。ただ、ホームページにも掲載をしておりますけれども、今言われたとおり、要項及び様式が掲載しておりませんので、周知の改善といたしましては、要項及び様式を掲載するよう、今、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 就学援助制度は、収入の目安としまして、受けられる対象となる人が、申請しやすくすることが必要と考えます。そのためには、周知方法は大事なことだと思います。保護者や町民に知らせるべきものですので、案内漏れがないよう、常々チェックが必要かと思えますし、内容の充実もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

支給方法の改善です。

町の就学援助費申請書兼世帯票には、同意書の中に、3番、就学援助の申請理由等について、教育委員会が民生委員へ意見を求めること、また必要に応じ、民生委員からの聞き

取りに応じることに同意しますという条項がありますが、就学援助法施行令においては、2005年、民生委員の助言を求めることができるかとされていたものが、削除をされております。そういう点から、同意書第3項については削除をしていいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今の様式ですね。民生児童委員さんの意見書についての答弁をさせていただければと思います。

一応、準要保護認定申請時における民生委員児童委員の意見添付につきましては、議員おっしゃられるとおり、平成17年3月の法改正において、準要保護にかかる経費が国庫補助対象から除外されたことに伴い、準要保護認定に際して必要があるときは、民生委員に対して助言を求めることができる旨の記述を含めて条文が削除されております。しかし、準要保護認定基準に関しましては、所得額等、一律明確に認定判断が可能なものと、児童生徒の生活実態に即して認定をするものとあり、双方とも認定に当たっては、民生委員児童委員との十分な連絡を必要とされております。

本町におきまして、所得額等に限定した杓子定規な認定にならないよう、可能な限り児童生徒の生活実態に即した柔軟な認定に努めているところであり、その判断においては、学校や教育委員会だけでは限界があることから、申請の生活により近い立場である地域の民生委員児童委員の意見を求めるところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） お話はわかる面もありますが、申請を受け付けるのに、やはり収入だとか国保の免除だとか、児童扶養手当を受けているかとか、そういった幾つかの証明できるもの、収入を証明できるもので対象になるということで、判断ができるんじゃないかというふうに思いますが、そういった点では、この民生委員さんの同意を求めないということについては、私としては改善の方向で、実際そういうふうになっている自治体が、やっぱりこの制度の改正、就学援助法施行令によって変化してきているというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、議員おっしゃるとおり、判断できる材料で判断すべきところもありますけれども、生活の実態等が見えない部分等がありますので、その部分につきましては、意見書を求めていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） そういうふうに町が考えていらっしゃるということで、次の質問に移ります。

現金支給を今、町としては支払い、支給方法としてとられておりますが、振り込み支給への変更はできないかということですよ。現金支給をとっている理由として、支給の際

に給食費等を差し引きしなければならないからということを知りましたが、そういうことは、手続の上で保護者から事前に支給額から必要なものは差し引かれなければならないというふうな同意を得ていれば、必ず現金支給をしなければならないというふうにはないはずだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 支給の方法のことにつきましてですけれども、今、議員おっしゃるとおり、今、学期ごとに現金を校長先生を通じまして、支給対象者に支給しております。その際に、給食費等を徴収しておりますので、現金という形をとらせていただいております。今言われたように、振り込みということが一番たしかだと思えますけれども、それにつきますと、今のシステムからいきますと、支出と振込額が違うということで、その辺の改善等も必要になりますので、それについては今後検討させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） やはり各自治体のこの就学援助金の支給方法については、私も幾つか見させていただいているんですが、やはりその振り込みというのが、私が見た範囲内では圧倒的多数でありました。そういったふうに、私としては改善ができるものについては、ぜひ検討をいただければというふうに思います。

次の質問に移ります。

甲佐町では、中学校の新入生への入学準備金は、入学前に支給をされているというふうに伺っておりますが、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 中学に入学する前の支給につきましては、6年生の3月時期に支払いを行っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。

私はやっぱり、中学生、新入生に入学前に準備金が支給できているということは、大変いいことだというふうに思っております。それで、さらに制度を充実させるために、入学準備金の小学校入学前支給を実現できないでしょうかというふうに考えます。

これまで、入学後の7月ごろの支給時期を入学前の2月から3月に前倒しをして実施する自治体がふえております。少なくとも88の市町がランドセル等の購入で出費がかさむ入学前に変更しております。入学準備金の入学前支給は、熊本県内では熊本市と天草市が実施しているということです。入学前支給が広がっていることは、事実だというふうに考えます。

また、入学前支給を実施している、例えば福岡市では、保護者へのお知らせは、就学援助の入学前支給のお知らせとして、受けることができる方、申請手続、支給額、支給時期

等を具体的にわかりやすく説明されたものがホームページに掲載されております。就学援助を受けることができる要件もわかりやすく解説をされております。

なぜ、入学前支給かと言え、学校教育法19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとあります。これにある「必要な援助を与える」というのは、必要な時期も考えなければならないというふうに思います。必要な時期とは、新入生であれば、入学前に必要な学用品の購入があります。新入生であれば、他学年よりも必要な学用品があります。ランドセルとか、入学前には準備しておかなければならないものがあります。こういうことが、町長も先ほども何回も言いますが、就任挨拶で述べられた子育てへの切れ目のない支援ではないでしょうか。甲佐町に生まれてよかった、住んでよかったと語り合えるまちづくりではないかというふうに思います。

この小学生への入学前支給について、答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 小学生新入生への入学前の支給についてでございますけれども、今現在は、4月中に申請をしていただき、認定に関する資料、収支及び税の確定後の6月に教育委員会会議にて審査を行っております。学期ごとの7月、12月、3月に今支払いを行っているところでございます。

入学前の支給をするに当たっては、申請の方法の変更、また予算の確保の検討の項目があり、課内で協議をしながら、郡内の町にも情報を収集しながら検討させていただければと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 検討いただくということで、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思っております。

実際、今紹介したように、100近い自治体が入学前支給を行っております。これはまた広がっていくものというふうに考えます。ぜひご検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

子ども医療費助成の拡大です。

先ほどの議論の中でも町長のほうからお話がありましたが、これまで先駆的役割を果たしてきた15歳までの医療費無料化は、この数年で大きく進展、変化し、現在では県内自治体の7割近くまで実施をしております。いわば当たり前のような状況となっております。これからは、18歳までの助成がふえていくものと思われ、現在、県内山鹿市を初め13自治体が実施をしております。若い世代層もこのことには強い関心を持ち、居住地の選択の1つとして考えていくものと思われまます。

町長の就任挨拶でも紹介しましたが、切れ目のない支援ということで考えれば、やはりこの15歳までの無償化を18歳まで引き上げるということが、やっぱり強い子育て支援につ

ながっていくのではないかというふうに考えます。

今までの支援の前進策として、子ども医療費助成を15歳から18歳に引き上げる必要性は十分あると思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員ご指摘の子ども医療費の助成事業、この件については、政策目標の一環といたしまして、私が町長に就任して2年目の平成20年に、それまでは就学前までの助成だったんですけれども、これをまず、小学校3年生までに拡大して、さらに21年度から、中学3年生までにその対象を拡大して、現在に至っているところであります。

最初の制度設計時におきましては、他の自治体に先駆けて実施をしておりましたので、当時はそういった助成を行っていた市町村はわずかであったというふうに記憶をしているところです。

現在の状況をちょっと調べてみますと、45市町村のうち、小学3年生までが1自治体、それから小学校6年生までが2自治体、それから中学3年生までが29自治体ということでありまして、最も多い取り組みとなっております。率にして64%という数字になります。

それから、議員ご指摘の高校3年生まで実施している自治体を調べてみますと、これは13自治体ということでありまして、率からしますと29%。近隣では山都町、それから美里町が高校3年生まで実施をされているという状況になっております。それと熊本市につきましては、現在小学校3年生までということなんですけれども、中学3年生まで拡大をされるという情報もいただいているところです。

それで考えてみますと、実施をされている多くの市町村の人口動態は、やはり過疎化によって少子高齢化が進んで、子育て世代の負担を軽減して、少しでも町内に若い世代の定住を図りたい、そういう思いも感じずにはいられないわけでありまして、このそういった考えは、甲佐町においても同様だというふうに考えております。

仮に高校生まで対象を広げた場合に、じゃあどれぐらいの費用がかかるかということになりますが、担当課に調査をしてもらったところ、大体約1割の増加になるということ、金額にいたしますと約380万円という数字が見込まれます。先ほどの給食費になりますと3,600万円ということですから、この子ども医療費の対象額を広げる、数字は、随分それからすると少ない数字なので、これが金額が多いか少ないか、非常に判断に迷うところもありますけれども、ただ、先ほどもちょっと述べましたけれども、子育て支援ということについては、保育料の軽減化、それから定住施策として定住促進の助成金、そういったことに代表されますように、他の自治体には余り例のない、そういった取り組みもやっていることも、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、定住施策につきましては、支援制度の拡充も行ったところでありまして、従来の土地購入に関しましても、随分緩和をしたところで、支援を受けやすくなったというような制度に変更したところがございます。そういったところにもぜひご注目をいただいて、ご理解をいただくとところであります。

いずれにいたしましても、ご指摘の件につきましては、今後の検討課題の1つとして受

けとめさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長のほうから、検討いただくというふうなお話もありまして、金額的にも、今、町長のほうからお話がありましたように、予測として380万ということで、先ほどお話ししました給食費の10分の1強ぐらいの金額ということで、やはり18歳までということであれば、やっぱり対象になる世帯に対しては大きなインパクトがあるんじゃないかというふうに思います。ぜひ、実施をいただくようにご検討いただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、芝原団地への液状化被害対策は全額公費でということに題してであります。

3月10日の議会の行政報告の中で、町長が、熊本地震災害義援金の配分については、修理費用が30万円以上から100万円未満になった世帯に対しては、3万円から5万円の義援金を配分することを、町配分委員会が決定したという報告がありました。町長の思いもあったかと思いますが、私としては、大変いい決定をされたというふうに感じております。この決定によって、一部損壊となった多くの町民が救われるものというふうに思います。

さて、町の液状化対策事業としている芝原団地への支援は、具体的にはどうなっているかということで、担当のほうから説明をいただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。

芝原団地の液状化対策はどうなっているかということですが、本町では、国の交付金を活用して公共事業として行う宅地液状化防止事業に取り組んでおります。今年度の補正予算で対応して、液状化調査を行っております。平成29年度、新年度になりましたならば、対策工事に取り組むことにしております。

対策工事について、若干ご説明いたしますと、対策工法は地下水位を低下工法で、道路と住宅の間に暗渠管を布設して、地下水を一定に下げることにより、液状化を起こさない地盤にする工法でございます。この事業は、区域内の宅地の地権者の3分の2の同意が必要であります。現在、3分の2以上の同意を得ているところでございます。

事業の財源内訳といたしましては、国の補助が2分の1、残りの2分の1が町が負担をします。町が負担しますが、災害復旧事業債を活用することで、95%の交付税措置があり、町の実質持ち出しは事業費の2.5%ということになり、この宅地液状化防止事業についての受益者からの負担はとらないこととしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 宅地被害の液状化対策についてはわかりましたが、芝原団地の建物被害についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この事業とは別に、個人宅地の家屋の、液状化で傾いた家屋の傾斜を修復する工事や、個人宅地の擁壁の復旧、また地盤改良等、個人で修復される復旧については、熊本地震復興基金から工事費を補助することが先日決定されたところでございます。

その内容については、工事費に要した額から50万円を控除した額の3分の2が補助となります。工事費の上限が1,000万円、最大補助金といたしまして633万3,000円の補助を受けることができます。例えば、500万円復旧費にかかったとしましたら、50万円を控除して、残りの450万円の3分の2が補助ということで、300万円の補助金を受け取ることができます。残りの200万円が個人負担ということになります。

この事業につきましては、熊本地震により被災した全ての復旧工事に対応することとされておりまして、既に工事を完了されたところも対象となることができます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 液状化対策事業について、地盤と建物についての支援のあり方ということでお話をいただきました。

これで見ますと、国からと復興基金からの支援でありますので、今お話をされたように、当初は町の2分の1が地盤のための負担になりますが、交付税として返ってくるということで、実質的な負担は2.5%と、町の負担はですね。だから、97.5%は国からの支援ということになると思います。建物についても、およそ3分の2が県の復興基金からということで、残りは所有者の負担ということで、この面については、町の負担というのは出てこないという形だというふうに思います。

液状化被害は、やっぱり地盤も建物も私は一体的なものというふうに考えます。切り離して考えることはできないと思います。この建物に対する被害の自己負担分を町から支援することができないのかということを考えております。

2月25日、熊日には、住民負担ゼロの市町村もという記事が載っていました。私有財産である住宅地の復旧は個人負担が原則にもかかわらず、一部を公共事業で復旧するのは被害の大きさに加え、住宅の早期再建を促すことが理由だということです。

地方自治法では、市町村が公共事業を実施する際、受益がある住民から分担金を徴収できるけれども、負担を求めないとする市町村も出てきていると、既に熊本市や西原、南阿蘇、益城町が住宅負担をゼロとあります。

3月10日、熊日によれば、御船町が宅地擁壁を国の補助事業で復旧する場合、個人負担を求めず、全額公費で賄う方針を明らかにしたとあります。甲佐町も近隣の市町村の状況を見て判断される場合が多いと思います。熊本市、西原村、南阿蘇村、益城町、それに御船町が個人負担ゼロを決めています。町もこの液状化被害対策に対して、住民負担ゼロすることはできないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） まず、今ご紹介された点で、若干違うといえますか、我々が考

えているのと認識が違うところもありますので、ご紹介しておきますけれども、御船町とかご紹介があったのは、宅地造成の要するに保全すべき、例えば町道とか水路とか、そういう場合があったときの条件に基づいたときのお話でありまして、個人宅地の例えば復興基金とか何かで対応されている分についての個人持ち出しがないといったこととは異なりますので、その辺はどうかご了承をいただきたいというふうに思います。

それと、先ほどからのお話でありますけれども、この芝原団地については、おっしゃるとおり熊本地震により液状化が起りまして、大きな被害を受けたところであります。発災当時から専門家などの意見を聞きまして、どのような対策ができるか、いろいろ検討して、県下でもいち早く液状化対策に取り組むことを決定いたしまして、国の補正予算で液状化の調査をまずは行わせていただきました。

それから、発災当時、東日本大震災並みの財政支援がありませんでしたので、国に対して東日本大震災並みの財政支援、それから液状化による宅地被害の復旧にかかる復興基金の拡充について、いろいろと同じような被害をこうむっている自治体との協力関係を持って、そういった要望も重ねてきたところであります。ようやく、制度についても確定がなされました。

したがいまして、本町においては、芝原団地の液状化対策工事について、住んでおられる方々におかれては、ぜひ住宅再建に取り組んでいただきたいという思いを強く持っているところであります。

それから、液状化対策事業については、町の承認団地ということも踏まえまして、先ほどから担当課長が説明しておりますとおり、事業に対する負担金、それから、今回、地下水低下工法という工法を使わせていただきます。ですから、今後、維持管理費が電気代とか多分そういうのが発生するかと思いますけれども、その件については、町のほうで負担していくということを既に決定をさせていただいております。したがいまして、受益者からの負担は、その件については取らないということになります。

それから、個人住宅の傾斜修復の工事、それから宅地内の復旧工事、この件についても、やはり要望を行いまして、これは熊本県の復興基金のメニューにも盛り込んでいただいたところであります。相対的に考えますと、東日本大震災のときよりも、恐らく手厚い支援というふうになりますし、ぜひこの基金も活用していただきたいというふうに思っているところであります。

それから、熊本市についてのお話もされましたけれども、これもさっき私がお話しましたとおり、個人の宅内の復旧ではなくて、恐らくうちの場合は地下水低下工法を使いますけれども、地中壁工法とか何かになりましたときには、官民境界から民地のほうにも入ってきますので、要するに壁をつくりますので、そういったときには、中越地震とか何かでは、個人の負担が伴ったというような情報も得ておりますので、ぜひ、そういったこともあったんだということは、ぜひ議員もご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） この液状化被害対策については、町としても努力をされているというふうなことで、今、町長のほうがお話がありましたが、やはりこの建物の被害に対しては、復興基金から3分の2の支援があるとはいえ、3分の1を所有者の負担ということで、例として、課長のほうから述べられましたが、500万で200万ですね。1,000万の場合で360万ほどだというふうに考えます。なかなか大きな金額だというふうに思うんですよ。やはり、私としては、これらへの支援と、やはり再建ができていくような支援ができないのかということを考えます。

次に質問を進めていきます。

今、お話の中でもありましたが、この被害が及んだ団地は町が承認をされた団地、承認団地ということです。今、町長のほうからも話がありましたが、この3月、町広報では、甲佐町定住促進要綱を、今回助成などを見直して、豊かな住環境を整備するために改正をしたと、大きな記事として掲載をされております。町ではこれまで以上に安心して住み続けられ、定住してもらえる住環境を支援するためというふうにありました。

そこで、定住促進要綱に関連した町の要綱を見ますと、甲佐町開発行為等指導要綱があり、その中で、第1条の目的で、良好な住環境が町民の貴重な財産であることの認識のもとに、開発事業の規制と誘導に関し、基本的な事項を定める云々とあります。また、甲佐町分譲地住環境基準、これは平成26年4月30日告示ですが、第5条、建物等の基準に、基礎は地盤、地質と十分調査の上、不倒沈下に対応できる基礎工法を採用するものとあります。定住促進のために幾つかの要綱が決められ、特に町から承認された団地には、特別の優遇措置がされております。町がお墨つきをしたところで、その土地を購入された人は、安心して家を建てられたというふうに思います。そうした場所が今回液状化で、団地全体が大きな被害を受けたものです。町が特別に推薦した場所ですから、建物の傾きなどの被害は、町が支援することはできないのでしょうか。また、その責任はないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員が述べられた点については、個人的感情として十分理解を示すところもありますけれども、ただ、やはり個人の財産、私有財産でもありますし、それに対して全額公費を注ぎ込むということに関しましては、どうかなというような思いもあります。恐らく全てに関して100%といった例は、なかなかあまり、過去の例においてもないんじゃないかなというふうには思います。

そこで、いろんな方策を立てながら、少しでも住んでおられる方々にとって負担が少なくなるような手はずを、町としてもいろいろ努力しながら、要望等を通じながら、あるいは県の復興基金にもメニューとして載せていただく、あるいは国に関しての要望する際にも、本町だけじゃなくて、関係自治体にもお願いして一緒に要望してもらおうとか、そういったさまざまな活動が実って今に至っておりますので、その件に関しましてはぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長のお話で、私も努力をされているということは、わかるころがあります。しかし、個人の負担が3分の1というのは、なかなか大きい金額ではないかというふうに思います。住んでおられる方も、私も、できれば全額公費というのが一番理想ではありますが、その3分の1を縮めることというふうなことも、できればこれから先、考えることができればお願いしたいなというふうに思います。

質問の最後になりますが、進めさせていただきます。

この団地は、民間会社が開発され、販売をされています。売買に当たっては、売渡し証書を所有者に渡されており。そこには、もしこの不動産について苦情、故障等を申し出る者がありましたときは、私が一切を引き受けて解決し、貴殿にはご迷惑をおかけしません、平成21年7月というふうなもので、売渡し証書をお渡ししております。

宅地建物取引業法では、液状化被害の危険性は重要事項として説明が義務づけられているのではないかという意見があります。答えは、過去にその土地に液状化被害があった場合や、その土地について沈下の可能性があるなど、宅建業者が知り得た情報は説明しなければならないとなっております。これは宅地建物取引業法35条です。被害を受けられた団地にお住まいの方は、売買契約時に土地が元砂利採取場であり、またゼンリン地図上においては池となっていた場所であることの説明はなかったとお話をされております。当然ながら、その説明があれば、購入することに迷ったに違いないとお話をされております。そうした経過もあります。販売された業者にも何らかの責任はあるかと考えます。しかし、町が承認した団地でありますので、町の責任もあると考えます。そうした経過もありますので、ぜひ町が支援をすることに努めることはできないのでしょうか。

町長は、住んでよかったと語られるまちづくりに全力で努めてまいりますと述べられております。ぜひその気持ちを、今回の地震対策で示していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 砂利採取していたところの場所というのはそうなんですけれども、じゃあ果たしてそれが地震との、その液状化との因果関係がその時点でわかっていたかどうかについては、定かではないというふうに理解します。

結果として、そういう事態がわかったので、町としては一生懸命救済措置として何ができるのか、一生懸命検討しながら、研究しながら、国、県要望活動もずっとやって、何とか今の段階まで持ってきたということでもありますので、結果論からするとおっしゃるとおりかもしれませんけれども、そこに行きつくまでの過程等についても、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） ちょっともう残りの質問時間も少なくなりましたが、やはり町長が就任挨拶で述べられている、住んでよかったと、ここに引っ越してきてよかったというふうに、住んでおられる方がこれからも芝原団地には住み続けられるというふうに思い

ます。そういった意味では、考えられる支援をぜひ、もしくはこれから可能性があるものであれば、お願いをしたいというふうに思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） これで、2番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時24分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、荒田 博議員の質問を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番、荒田 博でございます。

一般質問通告書に基づきまして、質問させていただきます。

まず初めに、災害復旧でございますけれども、災害の査定等も終わり、これから復旧の工事等が出ているかと思っておりますけれども、その中で、まず県道、町道についてお尋ねいたしますが、災害箇所がどのくらいあって、現在の発注状況等をお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは私のほうから、町道と県道について、ご説明したいと思います。

今回の熊本地震及び豪雨災害により、町内全域で町道や河川、甚大な被害を受け、町道では87路線、298カ所、河川では23河川、146カ所で被害を受けております。昨年の12月までに国の災害査定を受け、現在工事発注を行っております。現在の発注状況は、道路、河川合わせまして64件の工事発注を行っております。そのうち、48件で工事が既に完了しております。今月中にも、29件の発注を予定しておりますので、平成28年度中には93件の工事発注を行います。発注率で申しますと、約38%になります。

続いて、県道につきましてですけれども、県道につきましては7路線、45カ所で被害を受け、そのうち現在も通行止めである御船甲佐線の田口橋、小川嘉島線の府領橋の橋梁被害については、平成31年3月を完了目標に工事の準備が進められております。また、乙女橋の災害復旧工事は、今年の10月ぐらいから着手され、夜間工事で復旧工事が進められる予定でございます。その他、稲生野甲佐線、三本松甲佐線の災害復旧工事についても、のり面等の被害が大きく、これから発注の準備がなされますが、工事も長期間にわたることが予想されます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい、ありがとうございます。

今、町道と県道の進捗状況をお聞きしましたけれども、町道においては38%が本年度中

に行われて、約3年の復旧期間で間に合うのかなという予測ができるかと思うんですけれども、県道については、やはり熊本県内、たくさんの箇所が災害を受けているということで、非常に、午前中は田口橋のことを宮川議員のほうがお聞きになりましたけれども、そのほかについても、県道についてはちょっと取りかかりが遅いのではないかなというのが懸念されるといいますか、我々のところで言いますと、稲生野甲佐線ですけれども、地震とはあれですけれども、地震の関連で水害があつて、法面等の故障だったりとかいうのがありますけれども、また6月になると梅雨時期等が迎えられるので、そのあたりが毎年毎年、3番の項目に水害関係のことも載せておりますけれども、もう毎年毎年予測がつかないような状況でございますので、そのあたりの梅雨時期をどう乗り越えるか、そのあたりがどのぐらい、毎年雨がどのぐらい降るかというのも予測もつかずに、例年ふえているような状況でございますので、県あたりにどのような対応をしていくのかというのを聞いていただきたいなとは思いますが、また別に、これは要望として受けとめていただきたいと思うのですが、災害復旧ということで聞いておりますけれども、道路の関連ということで、道路工事のことも聞いてよろしいですか。

その中で、県道宇土甲佐線の拡張のあたりの工事があると思うんですけれども、今、田んぼに境界、杭みたいな形で打ってありますけれども、あれの着工見込みというのはどのようなようになっておりますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 県道宇土甲佐線の津志田地内の工場から、乙女橋の区間だと思いますけれども、現在は田口橋の迂回路として交通量も非常に多く、ところどころで事故も起きております。県のほうにおかれましても、今年度、測量設計をいたされて、現在は現地にもやり方を打ってあります。今は用地交渉を進められ、契約がなされておるところでございます。契約完了ももう少しだということをお聞きしております。

平成29年に入りましたところで、国土交通省との工事も関連しておりますので、その辺の協議をなされて、工事着手をされると聞いております。完成予定が平成29年度内には、来年度内には完成をしたいということをおっしゃってございました。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 今、課長のほうから答弁いただきまして、今、まさに朝方の通行量というのが特に今多いような状況でございます。その中で、あそこが少しでも早く拡幅できるのであればいいのではないかなと思うんですけれども、その先の箇所に、途中までですよね。その箇所の用地交渉ができないというような状況であるかと思うんですけれども、そこあたりは相談には行かれたのかというのは、こちらにはお話は受けておりますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。その区間の中で、1筆、かなり交渉に難しい箇所、相続登記などができない場所で、その場所についてはまだ交渉には行かれておられない

と聞いております。ちょっと時間もかかるということが明確ですので、すぐにはできないということで、そこは今回は飛ばして、着工されるということを聞いております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） わかりました。

そういうことで、できれば一度ぐらいは行かれたほうがいいのではないかなど。できるのであれば、全線といいますか、開通したほうが利便性もよくなりますし、通行量のそういった事故等も、特に通学路でございますので、特に今、朝の乙女橋の渋滞という部分では、乙女橋自体は歩道がついておりますので問題はないですけれども、それまでの通る道が危ないかと思っておりますので、そのあたりも考慮していただければと思います。

続きまして、農道等についてお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 農道の被災状況、復旧状況についてということで、お尋ねですので、お答えをいたします。

まず、農道の査定を受けた状況をご説明申し上げますと、箇所数で29カ所、延長で1,223メートルとなっております。午前中の一般質問の中でも若干触れましたが、農道については、現時点ではまだ契約が終わっている箇所はございません。ただ、現在全面通行止めといたしております芝原、それと、失礼しました。芝原につきましては、現在入札を行っております、17日が開札の予定ということでございます。それと、下田口と府領に全面通行止めをいたしておりますが、それはもう入札の準備ができておりますので、本年度中に入札を行って契約を行いたいということで考えております。これからの契約ということになりますので、工事については実質繰り越しで対応をしたいということで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、今、本年度中に入札等を行いたいと、繰り越したいということでございますけれども、それは工事期間は今回、来年度にはなりますけれども、6月ごろの田植え時期等のあれに間に合うのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） まず、府領につきましては、橋の架け替えとなりますので、ことしの田植えについては難しいだろうというふうに考えております。それと、下田口につきましては、畑へ上る道路ですので、場所的には宮川議員さんのところの畜舎の上の畑に上っていく道路ですが、この道路については、水稻の作付には特段影響ありませんのでいいのかなど。それと、もう1カ所全面通行止めとしておりますのが、芝原の木村のあられの裏の農道になります。ここにつきましては、今度17日ですが、不調不落等なければ、できるだけ落札されました業者さんと協議をして、工期については設定をしたいというふうに考えておりますが、現在、本町では不調不落というのは余り聞いてはおりませ

んけれども、先ほど建設課のほうからもかなりの数の公共工事が出るということで、不調不落がなくても、各業者さん、多くの工事を抱えられるということになりますので、工期については若干余裕を持った工期設定をしなければ難しいのかなということを感じているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） ありがとうございます。

そういうことで、発注されますけれども、数も今回の災害箇所等がたくさんある中で、今、産業振興課長がおっしゃられたとおり、発注をしても契約できないというような、本町の町発注の工事に関しては、なかなかそういうのが出てないという状況でございますけれども、県あたりの発注されてもなかなか取り手がないというような状況でございますので、そのあたりも考慮しながら、特にその農道とか通学路等にかかる部分に関しては、なるべく早く復旧できるように努力していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、復興計画についてという中で、質問の主旨の中では、特に住宅を建てかえる場合というふうに書いておりますけれども、3月現在で解体の進捗状況が約7割以上、今、進んでいるということ、冒頭、町長のほうからお話をいただいている状況でございますけれども、これから個人の住宅等の建て替えが進むのではないかなと思うんですが、その中で、元々あった場所にそのまま建てれる方は問題はないかなと思うんですけれども、建て替える場合によって、地質調査だったり、そういうものの中で建てる場所がないというようなことが出てくるのではないかなというのが予測されるわけでございますけれども、そういったことを相談されたというような状況はありますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それでは建設課のほうから、これまで家の再建で相談があった事例をご紹介します。

熊本地震で被害を受けられて、住宅の再建を考えられている方が、近くに断層が通っているのと同時に建てて大丈夫だろうかとか、宅地にひび割れや擁壁に被害があるので、このまま自分ところの宅地に再建をしても大丈夫だろうかという、そういったご相談はあっております。私どものほうも、即答できればいいんですけれども、そういった場合にはやっぱり断層や地盤のことになると、調査をしなければどうしてもわからないということから、専門家あたりに相談をされて、調査をされたほうがいいですよというふうなお勧めのことしか回答はしておりません。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、そのあたりのケースが今のところ、そういう出ていないというか、そのくらいの相談なのかなと思いますが、その中で、もし仮に建て替えることができないとか、持っている土地が宅地なら、また別のところを持っていらっ

しゃればいいのかと思うんですけども、仮に田んぼを持っていて、そういったこの震災に関して、何か特別な転用に関して項目等があるかどうか、そのあたりは産業振興課にお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 今回の震災で被災された方が農振農用地の農地に建て替えたいという相談は、実際、産業振興課のほうにも上がっております。通常の農振除外申請につきましては、かなり厳しいというのはご存知だと思いますが、基準としまして、除外を行おうとする土地の連続する二辺が農振白地に接している必要があるということですが、今回の震災で農地に自宅を復旧したいという場合、条件がありますが、元々の家屋が半壊以上の判定を受けていて、これまでの宅地に再建ができないと、また、農振地内の農地を宅地にしたい場合においては、除外を行おうとする土地の一辺、通常は二辺なんですけど、この震災に関しては一辺が農振白地に接していれば審査の対象になるというようなことで、軽減をされております。また、農振除外は基本的に年2回、5月、11月の県の審査に付することとなりますので、申請をされてから結果が出るまで、長い場合ですと半年以上かかると、縦覧公告期間等もありますので、通常半年以上はかかりますよという説明をしておりますが、今回の震災対応分につきましては、町のほうは随時、当然受け付けはやっているんですけども、県のほうも随時審査をしていただけるということで、期間についても短縮を図られているというような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） ありがとうございます。

その中で、本町に今、申請出された件数等、もしわかるのであれば、わからない。なら、また後日、教えていただきたいと思いますが。そういうこともあるということでございます。特に、これからそういった建て替えの話が進んでいくのではないかなと思います。特にそういう地盤調査をされて、危険であるといった場合に、仮にその持ち主の方が土地を持っていらしゃればいいですけども、例えば乙女あたりの方が、乙女台地に家を建てたいと言った場合に、なかなか乙女台地というのは農振等も多くかぶってて、適地といますか、そういった部分がないと思われまして。白旗も同様で、特に県道あたりの通っているところに関してはなかなか農振が外せないというような状況でございますので、もし今後、そういったことが多分出てくる可能性もなきにしもあらずだと思うんですよ。そのあたりを町としてできる部分というのは、かなり難しい内容にはなるかと思うんですけども、そういった承認団地等が今、限られた数でしかないと思いますので、そのあたりが出てきてから話し合うのではなくて、そういったときの場合、どうするかというようなケースもあると思いますので、今後とも協議していただければなと思います。

続いて、3番の竜野川と水害対策のあれに進んでいきたいと思います。

28年、昨年9月定例会で、まず、竜野川の水害に関してお尋ねいたしますけれども、昨年9月定例会の中では、竜野川、また内田川の越水について、対応をどうするかとい

うことでお尋ねいたしておりましたけれども、例年、竜野川が、去年は氾濫しまして、おとしはもう少しで氾濫しそうになったというような状況でございます。そういった中で、たびたび一般質問させていただいておりますけれども、町長のほうからは抜本的解決は強制排水しかないというようなお話もいただいている状況でございます。その中で、我々議員としても、国のほうに要望活動等、昨年行っている状況でもございますし、町長のほうからは、毎年事あるごとに、国土交通省あたりに要望していただいているというのは、十分理解しているところでございます。

その中で、去年の9月の中では、今後とも国、県への要望を強化しながら、町として単独でできることには研究をしていくということのような答弁をいただいている状況でございますので、その中で今後、町として何ができるのかと、そういった部分に関してお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先ほどの中村議員のほうからのご質問とも重なりますけれども、町として何ができるかということは、新年度になりまして、また内水の調査費を立てて、その辺を具体的に、町として何ができるかを検討していきたいと思っております。とりあえず、今度の梅雨までとか何かに何ができるかということは、県にも浚渫等の要望も行ってございますし、町としては、非常時に土のう対策などの準備をするぐらいしか、今のところは行っておりません。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 来年度ですかね、内水調査を。午前中、今、課長がおっしゃられたとおり、中村議員の中でも、町中の内水対策等について質問がございましたけれども、来年度に調査をすると、どういったことができるかということでございますが、今おっしゃられた、町としてできることとしては、土のう等ということでございますけれども、竜野川の去年の150ミリに関しては、予想外のことで、なかなか予測もつかないような状況でございましたけれども、河川に土のう等を置いただけでは防げないような状況じゃないかなと思います。特に、竜野川に関しては、中早川あたりの護岸といいますか、下のほうがえぐれているような状況で、そのあたりは県も確認はされていますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 竜野川につきましても、中早川地区、浅井地区においても越水で被害が出ておりますので、県当局のほうにも視察に来ていただいて、今後の対応を考えてくれという要望を行っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 以前でしたか、堤防を嵩上げするというようなお話も、これは去年の水害前に受けていたことかと思うんですけれども、そういったことに関しては、担当課長のほうでは把握されていますか。竜野川の堤防の嵩上げ。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。1つ工法といたしまして、竜野川の嵩上げも考えられるんですけども、現在のところ、県のほうにおかれては、まだそこまでの計画は至っていないと聞いております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、以前は1メートルほど堤防を嵩上げしたらどうかというようなお話もいただいて、そういうお話もいただいたことでもあります、実際にそれを計画に移っている状況ではないということですね。わかりました。

いかんせん、毎年毎年、1番の災害復旧の中でも述べましたけれども、毎年毎年の梅雨時期が懸案でございまして、この何と申しますか、本町における最近の事例で言いますと、特に夜にいろんな災害が起きることが多くて、これが昼間であつたら、写真等とか、動画等とか、記録できるんですけども、夜でございまして、なかなかそれが形に残すというようなことが難しいような状況でございまして、あの状況をもし残せるのであれば、もうちょっと対応自体も早くできるのではないかなというのが思うんですが、地震に関しても水害に関しても、夜起こっております、水害に関して、私も写真等撮ろうと思ったのですが、いかんせん暗くて、撮れないような状況でございました。

そういったことで、毎年毎年梅雨時期になると、その雨量に悩まされることでもございますので、早急な対応をまた、来年度は予算をつけて研究するというところでございますので、ぜひいい方向で早急な解決ができるよう、お願いいたします。

続きまして、中山間整備についてということで、本来ならば29年度採択に向けて取り組むべきでございましたけれども、昨年の地震において、そういった協議が、準備が進んでいないということでもございまして、昨年の9月定例会では、その後、まず甲佐、御船、益城と協議しながら、どういうふうにするのかというのを考えていきたいということをお聞きしております。またその中で、御船町に関してみれば、中山間整備の部分を受けて災害復旧ですか、中山間ですかという部分を悩んでいるというか、どちらですかという部分も決まっていないというような状況でございましたので、9月から今までで何か進捗があったことに関して、お尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） お答えいたします。

まず、御船町の状況でございますが、基本的に予定しておりました箇所については、中山間でやりたいという地元の意向は固まったということで聞いております。ただ、地元からはもう災害復旧をせずに、中山間で一気にできないかというふうな話も出ていたそうなんです、まだ今から事業採択、しかも事業採択の後、何年度に順番が回ってくるかわからないということで、災害復旧は災害復旧でやると。災害復旧で国の補助金が出る、中山間で補助金が出るけれども、そこは多分返さなくてもいいんじゃないかというような、農政局との協議を今されているということで聞いております。

荒田議員のほうから、9月以降どんな動きだったのかということで、その後、協議会の総会をする時間がございませんでした関係で、書面議決で議決をいただいているところですが、前回も説明したと思いますが、採択目標年度を31年度に変更すると、採択年度を31年度ということで、決定をいたしているところです。ただ、この先日、熊本県の県央本部からも来られて協議を行ったところですが、31年度採択に向けても、29年度、30年度でする業務量がかなりボリュームがあるので、それなりの人員体制、各町村、益城、御船、甲佐ですね。人員体制を整えた上で、足並みそろえてやらないと難しい部分もあるんじゃないでしょうかというようなお話はあっているところです。また、当初、この中山間につきましては、平成25年度に28年度新規ということで、27年度までで中山間終わって、28年度、引き続きまたやろうということで、25年度に計画をしてあるんですが、29年度といたしますが、農業サイドの補助金を国のほうがどんどんつけて、補正でも組む、当初予算でもそれなりに予算を組むというような時期でございました関係で、議員各位ご存知のとおり、予算規模として25億程度の、現在事業費となっております。中山間地につきましては、基本的に10年間で実施をするというような考えがございまして、毎年平均して2億5,000万の事業をしなくちゃならないと。ただ、補助金はここ昨年、本年の状況を見ると、県央本部のほうからは、そんなに補助金はつきませんよと。事業費、3町村で事業内容についてのもう1回見直し、精査も必要じゃないでしょうかというようなご指摘も受けているというような状況です。現時点では、31年度採択を目指して、準備を29年度から新たにまた進めるといったような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） ただいま課長からあったとおり、31年度ということで、中身についてはまだ見直しをしなければいけないというようなことだと思いますが、本町において、その中山間でする部分に関して、もう災害復旧でできたというような部分はあるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 本町の先ほど申しました25億のうち、本町で予定しておりますのが、尾北の農道、それと上早川、中横田、西原、上揚の圃場整備関係、それとあとため池とか、営農飲雑用水ですね、宮内の水道分ですけれども。特に、本町の場合、災害が、ここに大規模な、予定しているところに大規模な災害とかということはあるところありませんので、本町の場合は中山間の事業をいかに進めていくかという検討をすればよろしいのではないかとこのように考えております。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そうということで、31年度と、これからまた約2年、3年ですかね。年度で言うと3年ありますけれども、事業延長、途中までしている部分というのもありますものから、それが予定より大幅におくれるのは今回の異例なことで、しょうがないとは思いますが、ぜひ実現に向けて、そのほかの作業等もいろいろあるかと思

いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、最後に、町長からきょうは何も答弁をいたひておりませんので、竜野川の水害対策等について、町長の考へ等、もしあればお尋ねして終ひたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時57分

再開 午後 2 時58分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 竜野川についてのコメントということでもありますので、少し私のほうからも触れておきたいというふうに思ひます。

竜野川については、4カ所被災を受けておりまして、復旧工事をとにかく早急に行うということで、沿線の住民の方の安心を確保したいというふうに思ひております。

県のほうに尋ねてみましたところ、ことしの梅雨までには完了を目指すというお話でありました。それと、竜野川にあります遊水地の場所についても、浚渫が行われておりまして、貯水容量は確保されますので、その辺の効果はあるというふうに考へているところがあります。

それと、竜野川に流れ込む宮ノ尾川の件ですけれども、河川の閉塞箇所、それからの土砂、あるいは流木を除去するための復旧工事も行つていただくこととなっております。それと、なかなか抜本的な改革には、先ほどから申し上げておりますとおり、やはりいろいろな大規模な工事が必要でありますので、やはりそれまでには、常日頃からのやっぱり土のうとか、そういった準備もやはりしておく必要があると、その辺の水害情報とかも、適時に情報収集しながら、その辺の対応も図つていきたいというふうに思ひます。

それと、国土交通省に対しましては、例年定期的に、今、町が抱えている、そういった国土交通省に係るるところの要望等については行つておりますので、引き続き強力に推進していきたいというふうに思ひているところでもあります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終ひたいと思ひます。

○議長（緒方哲哉君） これで、3番、荒田 博議員の質問は終ひました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時00分

再開 午後 3 時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、6番、西坂和洋議員の質問を許します。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） ただいまから一般質問を行います。荒田議員、中村議員とダブるところがございますが、よろしく願いいたします。

早速ですが、住宅耐震化対策について、お伺いします。

この住宅耐震化対策ということは、これは町として対策を以前に耐震診断されたと思いますが、そのときの時点で、総世帯数の中で、どれだけの世帯が受けられましたか。たしか平成12年ぐらいじゃなかったかと思いますが、もう総世帯数は言わなくても、甲佐町全部で何世帯の人が受けられましたかを尋ねます。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではお答えいたします。

本町では平成24年度から、戸建て木造住宅の耐震診断、耐震改修について取り組んでまいっております。これへの対象住宅は、平成12年以前に建てられた木造住宅で、約4,500棟余りが対象でありました。そのうち、実際に耐震診断を受けられた方が8件、耐震改修をされた方が2件ございました。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） そのとき、耐震診断を受けられた2戸については、その当方で大体幾らの費用がかかりましたか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時13分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 金額については、打ち合わせのときに尋ねておきませんでしたので。今、平成12年からと言われましたが、県のほうではこの大規模地震に備えるため、昭和57年以前に建てられた家を対象に耐震診断、最大で1万9,000、改修設計で上限20万、改修工事に上限で60万補助を出すという発表がありました。甲佐町においても、そういった連絡は町のほうに届いていますか。届いていると思いますが。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、届いております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 内容的なことは、私が今言ったのと、これは新聞にも、2月19日か何かの新聞に載っておりますので、皆さん知っておられると思います。

ところで、今度は昭和57年以前とありますので、大分前の家が対象になると思いますが、そこらあたりは把握されていますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。今回の対象が昭和56年以前の建物と、今回熊本大地震で被災者支援生活支援制度の加算支援金の対象者を除くということになっておりますので、その対象戸数については、現段階では把握ができていないような状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 把握ができていないというのは、56年以前の建物が把握ができていないということでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 昭和56年以前の木造家屋につきましては、税務課のほうの課税台帳では、約2,800棟余りございます。今回の熊本地震において、半壊ですとか大規模半壊で解体された家屋もございますので、正式な数字は把握していないということでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） この耐震問題については、建築基準法で建築物の耐震改修の促進に関する法律ということで、これは平成7年、それから最初、建築基準法は平成26年にも改正されておりますが、こちらのほうにもう条文は読みませんが、目的として、人々の財産、生命を保護するという意味で、こういった耐震計画が国のほうでもなされておりますので、今後、甲佐町においても常時ということはしなくてもよろしいと思いますが、時々耐震診断等を受けるように、そういったのを町のほうで町民に、住民に知らしめるようにしてもらいたいと思います。

それから、前回の診断のときに、周知徹底はどのようにしてとられましたか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。これまでの耐震診断、改修事業の事業周知方法は、まず最初の年に各座談会等に出向きまして、その耐震診断改修の事業説明を申し上げました。それからは、各年度に全戸にチラシで回覧、広報紙に登載、それとまたホームページに掲載、あるいは募集期間につきましては、防災無線等による周知を年3回程度を周期に行っております。また今回、熊本地震の復興基金による耐震診断、耐震対策が行われておりますけれども、この事業についてもこれまでと同様に周知を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 今後はこういった診断を、特に木造のときが、RCの建物は全

然ないとは思いますが、木造建築の場合はほとんど仕口、継手あたりは、ピン構造といって、もう結局、横さん渡したときに柱を建てるといふ、その仕口の部分は、手で動かしてもただ差しただけなら動くという状態ですので、大いにこういった、最大で1万9,000円といっても、それは完全には大きな家はなかなか診断だけでは難しいかと思いますが、少しでも家が倒壊しないように、筋交いを入れて、ちょっと見苦しいなと思っても、外から、外部のほうから、筋交いといったのを、例えば軒高3メートルのところには4メートルか5メートルものをたすき状というか、ペケにならんでもよかですよ。両方にこうやれば、もうそれはダブリはたすき状になりますので。そのかわり、サッシとか窓とかあるところには、そういったものは無理かと思いますが、そういったところの図面等を町で作成されて、全戸配布なりされたらよいのではないかと思います。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員、簡潔な質問をお願いします。

○6番（西坂和洋君） 次に、次の問題に、質問に移しますが、地震、豪雨災害の復旧状況について、お尋ねいたします。

家屋の解体作業の進捗状況はどのようになっているかを教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 倒壊家屋の解体はどれぐらい進んでいるかというご質問でございますが、町では被害の程度を全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊という区分で分類しておりまして、倒壊家屋数というものについては把握してございません。

損壊が甚だしい、全壊と判定された建物の棟数は、2月末現在で住家106棟となっております。このうち、85棟の解体申請を受け付けておりまして、79棟が解体済みとなっている状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） これは、資料でいただいておりますが、地震で倒壊、または半壊とありましたが、私は宮内地区から出ておりますので、宮内地区の豪雨災害で流失した家が何戸かあります。それも入っているのですか、これに。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 町で行っております公費解体につきましては、熊本地震関連ということで受け付けさせていただいておりますので、豪雨災害につきましても、熊本地震関連の水害ということでありましたら、罹災証明が大規模半壊とか、全壊とか出ておりまして、半壊以上のものについて解体を受け付けています。内数になりますが、水害関連と思われるのが、受け付けが4棟で、うち解体済みが1棟という状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） もう宮内も10戸以上解体してありますが、それは公費解体もあれば、個人解体もあると思います。何か解体された人に尋ねると、公費で解体できたけんよかったということもありましたが、もうどっちみち宮内の自宅のほうはもう空き家状態で、他町村に出たり、甲佐町内に出向いたりして、時々家の中に風を入れるために、1月

に一遍ぐらい来られていましたが、もうそれはもう宮内はほとんど済んでおります。

これは、もう終わりますが、次に3番目として、道路の損壊箇所について、お尋ねいたします。

町内の中で何カ所の被害があったか、復旧状況はどのようになっているか、これは町道の復旧災害箇所、路線ごとにお願ひします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時26分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 失礼しました。

資料でいただいておりますが、一応、見ればわかるということですが、一応、宮内も何線かあります。その中で、小鹿それから辻、本坂谷、西原、町道がやられて、仮復旧はできていますが、まだ仮復旧で土のうを積んであるところも、徐々に下がってきております。今後、梅雨を迎えて、その土のう袋に水分を含んで重くなれば、下に落ちかねないところもございます。そういったところはどういう対応をとられますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ご指摘の宮内地区についても、災害復旧工事、本復旧を行っているところと、それに間に合わず、まだ仮復旧のまま、大型土のうを積んでいる箇所がございます。なかなか一遍に工事発注できればいいんですけども、仮復旧のところは、現在、工事発注の準備をしておりますが、いつ着手になるか、ちょっと計画的には、いつということは言えないような状況ですので、雨が降る前とか、そういった巡視をして、パトロールをして、危いようであれば、またすぐに応急処置をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 一番私が危ないなと思うところは、町道辻線ですよ。あそこは、辻線は、1キロはなかですよ、長さが。しかし、上が町道で大体斜めにずっと登っておりますが、下は県道で、あそこもまだ通り抜け禁止状態になっております。私が県のほうに電話で問い合わせたところ、上の町道をどうにかせんと、下は工事には入られないということで、辻線のああいったところも早急にといっても、恐らくなかなかあそこは最大斜度70度ぐらいありますので、特殊土木になるかと思ひます。

しかし、その上から片づけんと、下の県道が通行できません。まだ通り抜け禁止の状態です。

あそこは、地震と豪雨災害でダメージを受けて、一遍に緑川まで落ちましたが、広瀬部落、大体町境まであそこに2戸。昔の本当の広瀬というところで4戸、あの方たちは7カ

月ぐらい、う回路を砥用のほうに廻って、時間にして普通10分ぐらいかかるのが30分から40分かかると言われました。それはあそこの工事も難しいと思います。実際言って。しかし、ああいったところを優先的に取り組んでももらいたいと思いますが。どういった考えをお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議員がおっしゃられました広瀬地区の県道の法面と町道の法面につきましては、高低差も100メートル近くあるんですかね。結構難工事になります。町道の工事をして県道の工事というふうになりますけれども、県と協議をいたしまして、まずは県道のほうを片側通行にして、仮設、H鋼ですずっととりあえずは囲んで、仮工事がなされます。その間に町道の工事を行い、県道の本復旧を行うというような工程になると思いますけれども。ちょっと工事の期間も数カ月は要すると思いますので、まずは仮設工事を行って、少しでも安全に通行できるような対策をとるということでありました。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） それから、町道小鹿線ですけれども、県道と分かれ道から約100メートルぐらい、あそこが町道の上から県道まで滑ってきましたが、あそこも梅雨時には、雨がちょっと多ければ、もう上にひっかかっている石が落ちてきますので、そこらあたりもどうされるかを検討されるか、そういったところを教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） そういった梅雨時期までほったらかしておけば、二次災害あたりもあるような箇所につきましては、現在発注の準備をしております、発注して何らかの対策をとって、工事完了まではいかなくても、仮設あたりで対応ができるならばと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 私も坂谷方面とか宮内方面は、ちょっと雨が降ったりしたときに望みにいきますが、同じ町道でも危険性の高いところから工事にかかっていたきたいと思います。今までの件で町長のご意見をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 基本的な復旧の考え方については、これまで建設課長のほうから述べてきたとおりだというふうに思いますけれども、一度に発注してしまうと、全て通行止めかけないと通れなくなってしまうし、そういうふうになっちゃいかんということで、その辺は整理しながら、恐らく発注計画を立ててやっているというふうに思っております。

それで、何度も課長のほうが言っておりますとおり、やはり重要路線のほうから、まずは復旧を進めていくということが非常に肝要じゃないかというふうに思いますので、今後ともそういった考え方のもとに、きちんとした対応をやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） この問題についてはこれで終わります。

次に、ふるさと納税についてお尋ねいたします。

これは12番議員の、中村議員のほうからもありましたが。ふるさと納税、私も何度か質問したかと思いますが、これまで昨年1年間のいただいた寄附金について、どのくらいか、ここ一応資料はありますが、できますならば、今年度はまだわからんけん、28年度、そして件数がどのくらいあったか、もうこの資料を見ればわかるとおりでですが、一言答弁のほうをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お答えいたします。

お手元にお届けしております資料のとおりでございますが、まず、用途につきまして、4種類ございますけれども、ふるさとの景観保全に対しまして8件、35万1,000円、安全安心なまちづくりに9件、45万円、そして子どもの育成に5件、134万円、指定なしが59件で482万7,000円、合計の696万8,000円という数字が、これ1月の時点でということでの数字でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） これは一応、益城町の例ですけれども、結構あそこは、昨年の1カ月間で1億円ばかりの金が寄ったということ、あそこは多分、義援金とかも含んだ金額だろうと思いますが、甲佐町においては、何か大分差があるなと思います。もうちょっと義援金、ふるさと納税する人も都会におられて、やっと生活していかれる人もおられる、少しは儲け出しておられる人もおると思いますが、なかなかそこらあたりは難しいところがあると思いますが、今後は先ほど中村町会議員のほうからもありましたが、ブランド品とかを送るようにして、できるだけふるさと納税を活用できるようになりはしないかなと思います。どうですか。総務課長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 今後につきましては、新しいポータルサイトという、インターネットを通じての寄附を行っていくということで、4月から行うことにしておりますので、しかも返礼品の数を42品目ということで実施をしたいということでございますので、できるだけ多くの方にご寄附をいただくように、今後とも取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長のほうから、住宅耐震の質問に対する答弁の申し出が出ております。これを許します

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） すみません。先ほど、西坂議員のほうから、これまでの耐震改修にかかった費用は幾らだったかというご質問にお答えしたいと思います。1件が280万円、1件が38万1,810円です。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） それは工事まででしょう。耐震の工事まで、はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） これで、6番、西坂和洋議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日14日は、午前10時から本会議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後3時40分

3月14日（火曜日）

平成29年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

1. 招集年月日 平成29年3月10日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 3月14日 午前10時00分 議長宣告

1. 延会 3月14日 午後3時46分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	本田 克典	総務課長	内山 洋
企画課長	西坂 直	くらし安全推進室長	清水 明
税務課長	北畑 公孝	住民生活課長	古閑 敦
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
産業振興課長	岡本 幹春	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	本田 克典

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学校 教育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農業委員会事務局長	岡 本 幹 春	選挙管理委員会書記長	内 山 洋
代表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 承認第1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第2 議案第1号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 甲佐町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 平成28年熊本地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 甲佐町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 甲佐町課設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 甲佐町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 甲佐町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 甲佐町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第10号 工事請負契約の変更について
- 追加日程第1 議案第10号 工事請負契約の変更についての撤回について
- 日程第12 議案第11号 平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 議案第12号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第13号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第14号 平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第15号 平成29年度甲佐町一般会計予算

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。朗読を省略いたします。

日程第1 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、承認第1号についてご説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

専第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。

平成29年1月20日。町長名です。

記。

1、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）。

次の次のページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,003万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億939万9,000円としております。

第2項。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正。

第2条。地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。

平成29年1月20日。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款10地方交付税に900万円を追加し、26億3,193万5,000円としております。
1の地方交付税です。

款14国庫支出金に1,683万円を追加し、44億249万3,000円としております。2の国庫補助金です。

款21地方債に1,420万円を追加し、34億1,559万5,000円としております。1の町債です。
歳入合計。補正前の額、177億6,936万9,000円に4,003万円を追加し、178億939万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款9教育費に426万8,000円を追加し、6億7,539万1,000円としております。
2の小学校費です。

款10災害復旧費に3,600万円を追加し、20億6,111万9,000円としております。5のその他公共施設、公用施設災害復旧費です。

款13予備費から23万8,000円を減額し、2,976万2,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額177億6,936万9,000円に4,003万円を追加し、178億939万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表地方債補正。

1、変更です。起債の目的が災害復旧事業、補正前の限度額3億7,990万円に1,420万円を追加し、補正後の限度額が3億9,410万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更ありません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 8ページのトレーニングセンター災害復旧工事と。トレセンの災害復旧工事だと思うんですけども、専決で処分されたということで、業者とかはもう決まって、いつごろ終わるのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） トレセンの復旧計画についてのご質問でございますが、現在、復旧に係る設計を委託しております。委託の期間が今月末までとしておりますが、できるだけ早目に成果品は出していただくように、委託会社のほうにはお願いをしております。設計が上がってきましてから実際に工事の入札を行うということで予定をいたしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） この専決処分の報告及び承認については、昨年の災害等が多かったように思いますので、何ら意義なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第1号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、議案第1号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、議案第1号についてご説明を申し上げます。

議案第1号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとするものでございます。

平成29年3月10日提出。町長名です。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

以下、第1条で甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しております。

次のページの第2条で、甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をしております。

内容につきましては、お配りしております説明資料によりまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております平成29年3月定例会資料、議案第1号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてという1枚紙の資料がついておるかと思っております。そちらで説明をさせていただきます。

今回の条例につきましては、人事院勧告に基づきましての条例改正ということになります。先ほども申しましたとおり、第1条で、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正をしております。内容につきましては、扶養手当の見直しを行っておるものでございます。

①で扶養手当の見直しということで、配偶者、子ども、父母等、それぞれ現行で配偶者が1万3,000円。子が6,500円。父母等も6,500円となっておりますものを、平成30年度以降、配偶者につきましては6,500円。子どもにつきましては1万円、父母等につきましては、同じく6,500円と、変わらずというものでございます。この間、平成29年度につきましては、経過措置という形で、配偶者につきましては1万円、子どもにつきましては8,000円、父母等につきましては変わらず6,500円という経過措置になっております。

②で、職員に配偶者がいない場合の扶養手当という規定につきましてでございますが、こちらは、配偶者がいない場合の子どものうち、1人につきましては現行で1万1,000円、子がいない場合の父母等につきましては、うち1人につきましては同じく1万1,000円という規定になっております。こちらにつきましては、平成30年度以降は、この規定がなくなるということで、平成29年度につきましては、経過措置として、子のうち1人につきましては1万円、子がいない場合の父母等のうち1人につきましては9,000円の規定というふうになるものでございます。

次に、第2条で、甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

こちらは、3つの改正内容がございまして、まず、①として、育児休業等に係る職員が養育する子の範囲の拡大というものでございます。現行では、法律上の親子関係にある子のみが対象となっておりますけれども、改正後では、右側に民法の特別養子縁組の看護期間中の子、児童福祉法の里親である職員に委託されている児童で、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者等を追加するものでございます。

次に、2番目に、介護休暇の取得回数についての改正でございます。

現行が、現在は連続する6月間で1回のみ介護休暇でございますが、こちらをとりやすくするために、合計6カ月間で3回まで分割取得が可能という改正でございます。

さらに、3番目としまして介護時間の新設。新たに介護時間を取得できるという改正でございます。内容としましては、最長3年、1日2時間まで介護のため勤務しないことを承認可能になるものでございます。

附則といたしまして、平成29年4月1日から施行します。扶養手当の経過措置といたしましては、先ほどご説明いたしましたとおり、第1条の①、②の平成29年度の特例措置についての経過措置がございます。

それと、介護休暇の経過措置でございますが、改正条例施行前に介護休暇の承認を受けていた職員につきましては、介護休暇の初日から起算して6月以内の期間で施行日以後の申し出の期間を指定すると。この条例が4月1日施行されますけれども、それ以前にもう既に介護休暇を取得しとる者につきましては、4月1日以降の残りの期間について指定ができるという経過措置でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、説明がありました一般職の職員の給与に関する条例の改正ということで、扶養手当の見直しであります。配偶者が大幅に減額されると。子についてはプラスとなりますが、一般職の職員でこれが実施された場合には、プラスになるのかマイナスになるのか、どうなのかちょっと教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長

○総務課長（内山 洋君） こちらにつきましては、扶養の人数がどれだけいるかによってその時々で変わってまいります。今回の改正につきましては、子どもの扶養手当を増額させるという、少子高齢化、子育て支援という形で国が改正を行ったものでございまして、配偶者等を減額して、その原資を子どもの扶養手当のほうに回すというふうな改正の趣旨でございまして、国のほうとしてはプラスマイナス余り変わらない程度の改正というふうな見込みで改正をされておるようでございます。

本町におきましても、わずかでございますけれども、改正前と改正後の場合は変わっていきますけれども、数万円程度しか変わらないというふうな状況でございます。

以上でございます。

○2番（佐野安春君） 数万円しか変わらないって、プラスなんですか、マイナスなんですか。

○総務課長（内山 洋君） 3月時点での職員の状況、扶養の状況が全く変わらない状況で4月に扶養手当をもらったと、改正以降でもらったとした場合に、29年度では3万6,000円、それと、30年度では9万4,000円の増額になるというふうな、町の扶養手当として支出する分は増額になるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第1号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、提案理由の中に書いてありますとおり、人事院勧告に基づきまして本町の条例を改正するものでありますので、何ら意義なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第1号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 甲佐町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議案第2号「甲佐町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） それでは、議案第2号についてご説明させていただきます。議案第2号、甲佐町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

次ページをお願いいたします。

甲佐町税条例等の一部を改正する条例。

以下、第1条で甲佐町税条例の一部改正。第2条で甲佐町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行っております。

今回の改正の内容につきましては、お配りしております資料1で説明させてもらってよろしいでしょうか。

それでは、資料1のほうをお願いいたします。

今回の改正は、主に消費税率の引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日へ変更されたことに伴う改正となっております。

まず、第1条、甲佐町税条例等の一部改正。

特定非営利活動促進法の一部改正に伴う改正でございます。第36条の2、町民税の申告につきまして、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人へ名称変更を行っております。

続きまして、消費税率引き上げ時期変更に伴う改正といたしまして、附則第7条の3の2、住宅借入金等特別税額控除の適用時期につきまして、平成41年度までを平成43年度までに延長しております。

続きまして、第2条、甲佐町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

この条例は、平成28年3月に専決いたしまして、平成28年6月に議会の承認を得ている条例でございます。

まず、消費税率引き上げ時期変更に伴う改正といたしまして、法人税割の標準税率及び制限税率の引き下げ時期を、平成29年4月1日以降に開始する事業年度から、平成31年10月1日以降に開始する事業年度に改正しております。

また、軽自動車税の環境性能割の導入及び軽自動車税の種別割への名称変更時期を、平成29年度から平成32年度に改正しております。軽自動車の環境性能割導入時期変更に伴う改正といたしまして、軽自動車税の税率を軽減する特例措置を1年延長し、平成28年を平成29年度に改正しております。

この条例につきましては、公布の日から施行としております。ただし、特定非営利活動促進法の一部改正に伴う改正につきましては、同法の施行日、平成29年4月1日から施行としております。

以上、ご説明を終わります。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。税条例の改正及び制定についてを議題としております。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

9番、本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 議案第2号、甲佐町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法また地方交付税の一部改正ということで、それに伴う町の税条例の改正でございますので、何ら意義なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第2号「甲佐町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 平成28年熊本地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第3号「平成28年熊本地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） それでは、議案第3号についてご説明させていただきます。

議案第3号、平成28年熊本地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例の制定について。

平成28年熊本地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例を次のように制定するものでございます。

平成29年3月10日提出。町長名。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

平成28年熊本地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例。

以下、1条で目的、2条で定義、3条で固定資産税の免除、4条で被災住宅用地の申告の特例、5条で免除及び特例の取り消し、6条で委任を定めておりますが、内容につきましては、別紙資料により説明させてもらってよろしいでしょうか。

それでは、すみません。資料1のほうをお願いいたします。

まず、公費解体家屋の固定資産税の免除といたしまして、公費解体の承認または自費解体に伴う償還金交付決定を受けたもので、平成28年中に解体を終えてない家屋について平成29年度の固定資産税を免除するものでございます。

続きまして、被災住宅用地の申告の特例といたしまして、災害に伴い被災住家を解体した場合、住宅用地の特例が申告により被災した年度の翌年度まで適用されますが、今回、手続の簡素化を図りまして、公費解体及び被害認定調査資料等により申告を省略し、特例を適用することができることといたしております。

この条例につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 議案第3号、平成28年熊本地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例の制定について。これは、熊本地震に係る家屋等に対する免除特例措置ということで、何ら意義なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第3号「平成28年熊本地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 甲佐町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、議案第4号「甲佐町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号、甲佐町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について。

甲佐町避難行動要支援者名簿に関する条例を次のように制定することとする。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

提案理由は省略いたします。

次のページをお願いします。

甲佐町避難行動要支援者名簿に関する条例です。

条例文につきましては、読み上げますと少し長くなりますので、条例の構成を簡単に説明し、その後内容については、別紙の説明資料にてご説明する形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本条例の構成について説明します。

第1条は目的となっております。第2条は避難行動要支援者名簿の作成について。第3条は名簿の提供に係る災害対応基本法49条の11第2項の条例による特別の定めを規定しています。第4条は名簿提供に係る個人情報の取り扱いに関する規定について。第5条は名簿提供者に対する個人情報の適正管理について。第6条は規則への委任について規定しています。附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行することとしています。

次に、本条例の内容についてご説明します。

別紙の説明資料をごらんください。

まず、本条例を制定することとなった理由についてご説明します。

避難行動要支援者名簿の作成、提供については、平成25年度の災害対策基本法の改正に基づき、災害時要援護者名簿が避難行動要支援者名簿として法的根拠を持って作成されることとなりまして、平成26年度の甲佐町地域防災計画の改定により、この避難行動要支援者名簿の作成、提供について位置付けられているところでございます。

しかし、避難支援等関係者への名簿の提供に関しては、災害対策基本法により、市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、支援対象者一人一人から同意書を徴取しなければ、平常時において提供できないこととなっております。実態調査及び名簿情報の作成、また、提供する場合において困難を要している状況でございます。

このことから、本条例を制定することにより、民生委員による対象者への訪問調査を円滑にし、あわせて、避難支援等関係者による避難訓練等の実施を可能とし、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するものでございます。

2番の個人情報の提供先である、避難支援等関係者は、上益城消防署から自治会までとなっております。

3番の提供する個人情報の対象となる避難行動要支援者は、在宅で生活されている者のうち、要介護3から5までの者から、難病患者の方までとなっております。なお、対象者は記載しておりませんが、平成27年度時点で284人となっております。

この避難行動要支援者については、本条例第3条の特別な定めの規定により、毎年民生委員、児童委員による実態調査を実施する際、本人等の意思を確認し、個人情報に関する提供拒否の意思表示があった場合は、平常時において避難支援等関係者への提供はできないこととなります。

4番の提供する個人情報の項目は、氏名から避難支援等を必要とする事由までとなります。

最後に5番、個人情報の管理については、関係法令の規定に基づき、漏えい防止や名簿の安全管理、利用提供の制限、守秘義務について適正に管理するように努めることといたします。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） この名簿については、いつごろまでに作成予定なのかということと、対象者が避難行動要支援者ということになりますので、対象になる方の範囲がちょっと若干狭いような感じもするんですね。いざというときに、やっぱり介護の3から5ということで、1から2というのは大丈夫かなというような思いもありませんか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、まず名簿の作成ですね、それから提供に至るまでの今後の日程ということでございますけども、今、避難行動要支援者の支援システムというのを導入しております。新しいシステムに今度更新しまして、平成29年度から新しいシステムで進んでいくということにしております。

一応、名簿抽出につきましては、この資料の3の①から④の方まではデータ上で福祉課のほうで抽出作業を行います。その結果が、先ほど申しました284人ということでございますけども、その名簿をまず民生委員さんに提供いたします。民生委員さんには、民生委員法によって守秘義務が設けておられますので、同意なしでも特に問題ないというような国の見解も聞いております。一応、5月の中旬から調査に入られます。調査の中で佐野議員が言われた漏れる方とか、目的は避難、何か台風接近とかで避難を要する場合自ら避難所へ行けないとかいう方でございますので、その方については、説明資料の3番の⑤の上記以外で自治会等が支援を必要と認めた者という形で、要介護1から2の方でもちょっと足のぐあいが悪いとか、あるいは難病患者の方で自宅にていろんな吸入器とかの医療行為をされている方とかという方で、あくまでも在宅の方で支援が必要な方は実態調査の中でまた新たに上げてきていただくという形で名簿を作成します。

名簿作成については、できる限り早く作成を終えて、支援をされる消防警察機関、または自主防災組織あたりに提供を早目にできたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 議案第4号、甲佐町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について。提案理由にありますように、災害対応基本法の規定に基づきということで、意義なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第4号「甲佐町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 甲佐町課設置条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、議案第5号「甲佐町課設置条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議案第5号についてご説明を申し上げます。

甲佐町課設置条例の一部改正について。

甲佐町課設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町課設置条例の一部を改正する条例。

甲佐町課設置条例（昭和43年甲佐町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第8号中、産業振興課を農政課に改める。

第2条第1号に次のように加える。ソ、情報公開に関する事項。

第2条第2号を次のように改める。ア、総合政策推進及び評価に関する事項。イ、行財政改革に関する事項。ウ、各課等の事業の審査及び調整に関する事項。エ、情報の管理に関する事項。オ、企業誘致に関する事項。カ、定住政策に関する事項。キ、土地利用構想の策定に関する事項。ク、土地開発に関する事項。ケ、公共交通に関する事項。コ、広報に関する事項。サ、統計その他町勢に関する事項。シ、商業、工業及び鉱業に関する事項。ス、観光、イベントに関する事項。

第2条第8号中、産地業振興課を農政課に改め、同号中エ及びオを削り、カをエとし、キをオとする。

第2条第9号イ中、町営住宅を住宅に改める。

附則、この条例は平成29年4月1日から施行する。

新旧対照表のほうでもう一度説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております、今回の条例改正の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条でございます。第1条の現行が、第8号で産業振興課となっておるものを、右側、改正案としまして農政課に改めます。

次に、第2条の総務課の部分ですけれども、2ページの新規に右側ソとして、情報公開に関する事項を追加をいたします。こちらは、企画課のほうから移行するものでございます。

次に、第2項の企画課の部分でございますけれども、カの現行の住宅政策に関する事項を定住政策に関する事項に改めるものでございます。

次のページでございます。

現行のケの土地開発公社に関する事項は、解散によるため削除をいたします。

次のコの町営バスの運行に関する事項につきましては、ケとして、公共交通に関する事項に改めるものでございます。

次に、情報公開に関する事項は、先ほど総務課に持ってまいりましたのでこちらからは削除するというものでございます。

そして、新たに産業振興課のほうから、右側ですけれども、シとして、商業、工業及び鉱業に関する事項。ス、観光、イベントに関する事項を企画課のほうに持ってまいります。

次に、第8号の産業振興課に関する部分ですけれども、産業振興課を農政課に改め、そして、先ほども申しましたエの商業、工業及び鉱業に関する事項とオの観光、イベントに関する事項を削除するというものでございます。

最後に、9号の建設課の部分でございますけれども、現行のイの町営住宅に関する事項を住宅に関する事項というふうに改めるものでございます。

今回の改正の主なものは今ご説明申し上げましたとおり、産業振興課の商工観光振興係を企画課のほうに移しまして、企画課を3係といたします。そして、産業振興課を農政課というふうに改めるというものでございます。

現在の産業振興課の業務範囲につきましては、災害関係の事業を別にいたしましても、農政関係の各種事業が増加をしておるところでございます。また、昨年度策定いたしました甲佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略におけます産業振興、企業支援による雇用創出及び観光イベントによる交流人口の増加などの事業推進のためには、商工観光部門が農政部門にあるよりも企画課の所管とするほうが町の振興発展のための一体的、総合的な事業戦略を立てやすく、当該事業の推進が図れるというふうに判断したものでございます。したがって、産業振興課の商工観光振興係を企画課に移し、農政部門のみとなった産業振興課を農政課というふうに改称しております。

また、先ほどご説明しました情報公開に関する事項につきましては、文書の総合的管理を行う総務課の所管といたしましたほか、現状に合わせた分掌事務の追加、削除及び変更などを行っておるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 産業振興課にあった商業、工業及び鉱業、この及び鉱業というのはどういった職種になりますか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 商業、工業及び鉱業、及び鉱業の鉱業は何かということでございますが、これにつきましては、採石業でありますとか、採石業、そういう業種

の方に該当するものでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） すみません。質問させてください。過去を見ますと、甲佐町のこの課の中には、以前、経済課があつて、そこから農政課があつて、産業振興課へ来て、また今回農政課と。いろいろ移ってきております。それは時の流れの時代の変遷かもしれませんが、今回の課の改正については、今、総務課長のほうから説明を受けましたけども、町長のほうから、これに対して町長の思いというのかな、考えをもう少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回、課設置条例の改正ということでご提案しているところがありますけれども、毎年、それぞれの課の業務の効率化を図ろうということで、それぞれの課長のほうから提言等もいただきながら調整を図ってきております。今回、先ほどから総務課長のお話にもありまして、産業振興課の商工業部門を、主にそういった部門を企画のほうに移したいということでの提案でありますけれども、今回の熊本地震で非常にハード事業が産業振興課のほうでやらずにやらない。特に、災害復旧工事のほうで急がなくてはならないということがあります。その辺のウエートをちょっと重きを置いたということでありまして、それと、本田議員のお話のとおり、過去にも企画課に移したり、戻したりというようなこともありました。やはり、その時代、時代の流れの中で、より効率的な事務を図っていくためにはやむを得ない、そういうこともあるんじゃないかというふうにも感じましたし、繰り返しになりますけれども、熊本地震からの災害対応を特に重視して今回こういうふうな改正をご提案したということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 3ページです。3ページの9番の建設課。イの町営住宅が住宅になっておりますけれども、今後、復興住宅あるいは子育て支援住宅ですか。そのようなものができるからこのようになったのか、それともいろんな、まだほかにもあるからちょっとこの理由を説明していただけたらなと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それではご説明いたします。

町営住宅に関する事項を住宅に関する事項と改めた理由につきましては、議員が先ほどおっしゃいましたように、今後、公営住宅の管理あたりも出てまいりますし、また、個人住宅についての耐震事業ですとか、住宅全般に関する事業に対応させていただくために改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 単純な疑問ですけども、農政課という、一番わかりやすいのはわかりやすいけど、ほかの県内のほとんど、そういう農政課になっているのか、本田議員おっしゃったように、経済課だったり産業振興課だったり、また農政課ということになったけど、一番わかりやすいのはわかりやすいんですね。ですから、その辺、他の町村もそういう農政課というのが多いのかな、少ないのかという、その辺の質問です。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 他の町村の状況ということでございますが、県内を見てもみますと、農政課という名称を使われている市町村は多うございます。郡内、さらに隣の美里町を見てもみますと、本町以外の全ての町村で農業委員会の事務と農政の事務を、その2つの業務を担当する課ということで、全て確か農政課だったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第5号、甲佐町課設置条例の一部改正についてでございますが、今、討論でありましたように、産業振興課が農政課になるということでございます。いろいろ理由を聞いてみますと、災害等で非常に仕事量が多くなるという中でございますけども、きのうの私の一般質問でも申しましたとおり、復興元年、農政元年ということでしっかり頑張っていたきたいということを期待いたしまして本案件に何ら意義なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第5号「甲佐町課設置条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第6号 甲佐町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、議案第6号「甲佐町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号、甲佐町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について。

甲佐町子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正することとする。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

提案理由は省略いたします。

次のページをお願いいたします。

甲佐町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町子ども医療費助成に関する条例（平成21年甲佐町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中、ただし、町内の保険医療機関は、保護者に代わり助成を申請することができるを、ただし、町が保護者にかわり助成金の支払いを審査支払機関に委託している場合はこの限りでないに改め、同条の次に次の1条を加える。委託。第6条の2、町は助成金の支払いを健康保険法第76条第5項に定める審査支払機関に委託することができる。第9条を次のように改める。委任。第9条、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。附則第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。第2項、この条例の施行前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

この事業については、平成28年度中の施行を予定しておりましたが、本年度当初予算でご議決をいただいておりますが、熊本地震の発生により町及びこの事業を準備を行う上で必要な国保連合会等の医療保険者や県内の医療機関、医師会及び薬剤師会との調整ができなかったことなどにより、平成29年度から施行することとなりました。なお、4月1日実施に向けて新しい受給者証の交付や周知事務を現在行っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、課長のほうから説明がございましたが、周知方法については具体的にはどういうふうに周知をされるのかお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） まず、周知の方法についてということでございますけども、

一応県内の医師会と薬剤師会にはその旨を伝えており、郡の医師会、薬剤師会にも直接こちらから出向いてですね、こういう取り扱いということで医療機関のほうにはお伝えしております。

それと、受診者というか対象者につきましては、明日、行政区配達で新しい受給者証を交付します。新しく対象者になられる方と中学校2年生まで、今度3年生に上がられる方までには漏れなく新しい受給者証を発送します。

あと、広報こうさ等により、また、医療機関については町内ですけれども、ポスター等を張りつけて周知を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今までは町内だけだったらいいということだったですね。そして、町外だったら、今までは立てかえをして、それからその立てかえ分をもらうというような感じだったですかね。そのときは、町外だった場合は、半年間を過ぎたら、何か届け出をせんだったら無効になるとか、ちょっとそういう話を聞いたんですが、実際そうだったんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） まず、現行については、町内の医療機関については、直接医療機関から町のほうに請求をいただいて支払っておりました。町内の医療機関にかかられた受診者についてはもうその場でお支払い不要ということになっておりました。町外の医療機関にかかられた方については償還払いという形ですけれども、議員おっしゃられたとおり6カ月が有効期間ですので、受診月から6カ月経過した後はもう償還払いで請求しても払えないというような規定となっております。

今回については、改正後については一応県内の医療機関は全て国保連合会とかを通してありますので、保険証と受給者証を提示いただくと、もう医療機関のほうでは、一部負担金は支払い不要ということになります。もちろん薬代も不要ということになりますけれども、対象外としましては、県外の医療機関にかかられた場合とか、あとは入院された場合とか、金額要件もございませぬけれども、一部償還払いもまだ残るということで、現物給付費と償還払いの併用という形ですけれども、ほとんどの方がもう支払い不要という形になるということでございます。

以上でございます

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） すみません。今、福田議員の答えについて、ちょっと関連ですけど。償還払いで6カ月を過ぎたら云々という問題ですけれども、実際そういうことが町内で事例としてあるのかなのかと。あれば何件ぐらいあったのかと、わかれば教えていただけますか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 6カ月後まで延ばして、わからなくて、その後来られたというのは、最近はもうずっとありませんけども、実際役場のほうに領収書を持って、申請書と一緒に提示されますけども、そういった方でも期限が切れたからもうだめだということで実際に来られない方もいらっしゃるかと思います。そういう方については、把握はしていませんけども、今の状況では、そういった事例は、窓口ではなかったというふう
に認識しております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 私が言ったのは、そういうことがあったから言ったんですよ。半年間ということもですね。やっぱりそういう半年間というのが、そういうのは忘れとって持っていったらもう半年間が切れましたということで、保育料の間違いだったのは、もう半年間過ぎてもまだ払わないかんとか、町民の方、ちょっとそういうところを不平不満に思っておられる方がおられますので、そこをちゃんと町民の方に、ちゃんと、今回からは変わりますけども、そのような周知もちゃんと徹底していただければと思っております。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第6号、甲佐町子ども医療費助成に関する条例の一部改正であります。今回、町外の医療機関にも窓口において払わなくて済むということで、これは非常に保護者にとって大変有難い議案の改正があつておるなと思っております。これも、本当に長年このことをお願いしてまいりまして、保護者の方からは、大分我々議員にも厳しいお言葉をいただいたこととありますが、今回、執行におかれましてこの議案を改正されましたことを大変感謝を申し上げることを添えまして、本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第6号「甲佐町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 甲佐町介護保険条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、議案第7号「甲佐町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号、甲佐町介護保険条例の一部改正について。

甲佐町介護保険条例の一部を次のように改正することとする。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

提案理由は省略いたします。

次のページをお願いします。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例。

甲佐町介護保険条例（平成12年甲佐町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中、平成28年度を平成29年度に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次のページをお願いします。

次のページが新旧対照表となります。

これの下の方ですね。第2条の第2項。現行は、平成27年度から28年度までを第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者について規定しておりますけれども、この分を1年延長するということでございます。具体的には、第2条の第1号に掲げる3万3,000円の方ですね。第1階層の方については3万3,300円のところを2万9,980円というふうな軽減措置がなされておりました。それをもう1年延長するということでございます。

本条例の改正につきましては、これは、消費税増税の延期に伴う介護保険法の改正により、低所得者第1段階の保険料の軽減措置を1年延長するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第7号、甲佐町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法の改正に伴う改正であって、何ら意義なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第7号「甲佐町介護保険条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 甲佐町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第9、議案第8号「甲佐町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） それでは、議案第8号について説明させていただきます。

議案第8号、甲佐町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

甲佐町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正することとする。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いします。

甲佐町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年甲佐町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第7条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。リサイクル推進員。第7条、町長は、法第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員としてリサイクル推進員を委嘱するものとする。

附則。第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第2項、甲佐町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年甲佐町条例第10号）の一部を次のように改正する。別表第1中、上の表を下の表に改める。

別表について具体的に説明させていただきます。

区分の欄に、リサイクル推進を追加いたしまして、報酬の額を年額2万5,000円とし、費用弁償の額を日額1,500円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 今回、リサイクル推進員を報酬等の年額2万5,000円とありますけれども、今までは、この報酬とかがあってというのは払ってなかったんですか。その点お尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） リサイクル推進員さんに対する報酬的なものでございますが、平成26年度までは報償費として2万5,000円支払わせていただいております。お礼といったような形でございます。27年と28年については行政交付金と一緒に一括交付金化させていただいて、支払っていただけてました。今回の改正につきましては、公務災害補償が確実に適用されるように、条例で報酬等について規定させていただくものでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 2点お尋ねいたしますけど、リサイクル推進員、名称も変わって、2万5,000円、年額。というやつは、これ、郡内一律ですかね。郡内ばらばらか。1点は、いろいろ委員とか上がっておる中で町長を初め議会等の報酬等の審議委員会はこの枠の中には入らんわけですかね。その点は総務課長だろうと思うんですけど。2点お尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 最初のお尋ねが郡内の報酬の額ということでございますが、本町と同じようなリサイクルステーションでリサイクル推進員の指導のもとに収集するという方法をとっておりますのが、郡内では御船町だけでございます。御船町では、以前、甲佐町が払っていたような報償費という形で年額2万5,000円支払われていると聞いております。ほかのところは収集方法が違いますので、そういったのはないと存じております。最初の質問については以上です。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） このリサイクル推進員について、報酬等審議会の対象ではないかということですが、審議会のほうは、特別職報酬等審議会といたしまして、町長、副町長、教育長、それと議員の皆さん方の報酬について審議をするものでございますので、こちら、非常勤のほうは対象にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

どうぞ、中村議員。

○12番（中村幸男君） そのリサイクル推進員ね、廃棄物の減量、分別、そういうこと

で頑張っておられる中で、なかなか受け手がおらんというのが現状なんですよね。あえて私が郡内とか聞いたわけですけど、やはり、郡内限らず、やっぱり他町村あたりを聞いていただいて、調べていただいて、やはり減量あたりにまだ努力していただくようなことも考えていただきたいと思います。なかなかリサイクル推進員が受け手がないというのが現状ではないかと思しますので、あえてお尋ねしたわけですので、今後調査をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 議案第8号、甲佐町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。提案理由にありますように廃棄物の減量、分別、リサイクル推進員等の活動について円滑化を図るためとありますので意義なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第8号「甲佐町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 工事請負契約の変更について

○議長（緒方哲哉君） 日程第10、議案第9号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それでは、議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、工事請負契約の変更について。

平成28年第3回甲佐町議会定例会において議決された、甲佐町総合保健福祉センター改修工事請負契約のうち、契約金額5,659万2,000円を5,865万9,134円に変更するものでございます。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

説明資料1に、仮契約書の写しを添付しております。

変更請負額の増額は206万7,134円となっております。

次のページをお願いします。

工事変更内容につきましては、資料2と資料3のA3判改修工事概要図面に基きましてご説明をいたします。

まず1つ目が、総合保健福祉センターの外壁部分にひび割れが今回発見されました。その外壁補修のため、21メーターを追加施工することになりました。変更内容内訳の①の部分になります。変更増額が21万2,349円となります。

次に、2つ目が、機械メンテナンス用の天井点検口を3カ所とトレーニングセンターの丸柱鉄骨用アンカーを96カ所追加施工しております。天井点検口については、空調、給水バルブ及び電気配線を適切に管理するために追加をしております。次に、丸柱鉄骨用アンカーにつきましては、丸柱と接続する鉄骨の安定化を図るために追加をしております。変更内容内訳の②の部分になります。51万7,497円の増額となります。

3つ目が、自動火災報知器。これは、遠隔試験機能付きに4台、それに伴い受信機1台を変更しております。変更理由につきましては、煙探知器を建物の天井裏に設置する必要があり、点検作業を行う際に、毎回足場を設置する必要があるため、維持管理費の軽減を図るために変更を行っております。変更内容の③の部分になります。83万4,549円の増額となります。

4つ目が、手洗用カウンター2組。シャワー水栓4組、化粧棚4組、タオル掛け4組を追加しております。変更内容内訳の④の部分になります。50万2,739円の増加となります。

以上、4点の項目について追加及び変更をいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 説明資料3のところですね、改修工事の変更内容内訳ということで200万ぐらい計上されておりますけれども、もともこの防水工事の外壁ひび割れ補修等は関係ありませんけれども、その下のほうですね、衛生器具あたりは、元々の図面あたりは、このシャワー室とか更衣室ですかね、元々はなかって、後からこれを変更するわけですか。変更というか、元々は違うところにあったわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 当初、設計につきましては、手洗いカウンターとかシャワー化粧棚あたりについては入っておりませんでしたので、変更にて対応したところござ

います。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 本来は、常識としては、シャワー室とか更衣室あたりはカウンターぐらい付けるのは当たり前じゃなかろうかと思えますけれども、これに、点検用あたりもいろいろ追加で入っておりますけれども、このぐらいで、本来今の現状で済むわけですか。天井の点検口ですね。遠隔か何か使われると思えますけれども、このぐらいの点検口で間に合うわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 点検口につきましては、今回、天井裏に設置する必要があるということで、3カ所点検口を新たに設けているということでございます。この3カ所で済むかということにつきましては、この3カ所に対応できるということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 本来10カ所を点検するようしておりますけれども、10カ所と新たに天井裏に3カ所を追加しているということでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） わかりましたけれども、トレーニング室あたりのタオル掛けとかカウンターとかは今の現状じゃ必要ないわけですね、これ。今、現実にはあるわけですね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） トレーニング室のタオル掛けとか何かは必要ないかということですが、トレーニング室については、タオル掛けについては必要ないというふうな考えを持っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 議案第9号、工事請負契約の変更についてということで、今回は工事金額の変更ということになっておりますけれども、今後あまり変更がないようお願いしたいと思ひまして、何ら意義なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第9号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 工事請負契約の変更について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11、議案第10号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） では、議案第10号についてご説明させていただきます。

議案第10号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成28年第1回甲佐町議会臨時会において議決された龍野小学校校舎増築等工事請負契約のうち、契約金額2億9,160万円を3億356万3,513円に変更するものでございます。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

工事請負契約の変更につきましては、資料によって説明をさせていただきますがよろしいでしょうか。

ではすみません。資料1をよろしく願いいたします。

甲佐町工事請負変更仮契約書になっております。

工事番号、工事名、工事場所等については、何ら変更ありませんので省略をさせていただきます。

4の変更契約事項について説明をさせていただきます。

掲示工事請負契約を増額をしております。当初、契約金額が2億9,160万円を変更後の契約金額が3億356万3,513円で、1,196万3,513円の増額となっております。

また、工期を平成28年8月17日から平成29年3月24日までとしておりましたが、熊本地震関連工事復旧工事により、内装工事作業員の確保が厳しいという状況で、工期を平成28年8月17日から平成29年4月30日までと延期をしております。

今回の請負契約の変更の主な工事内容につきましてご説明をさせていただきます。

資料2ページをお願いいたします。

朱書きで示している部分の箇所が変更でございます。

まず、図面の中央部分に児童昇降口前にアスファルト舗装を追加しております。85平米の追加をしております。これにつきましては、障害者用の対応でスロープ等をつけておりますが、児童昇降口までのところに雨等でぬかるみができる場合がありますのでその部分の舗装を追加をさせていただいております。また、その上段のところ、宇少し小さいで

すけども、G21というところがありますが、ここに矢板工事を追加しております。この追加につきましては、渡り廊下地盤沈下のおそれがあるために矢板工事で土留めのための矢板を施工をしております。

続きまして、図面右側部分の学校の乗り入れ口でございますけども、乗り入れ口の勾配が急になることから、入り口を拡張をしております。3メートルほど広げた形で拡張をさせていただいております。

続きまして、資料3ページのほうをよろしくお願いたします。

図面中央部分のトイレ改修の変更について示しております。詳細につきましては資料4のほうでご説明をさせていただきたいと思っておりますので、すみませんが資料4のほうをよろしくお願いたします。

左側に当初設計の図面を載せております。右側には変更後の図面を掲載をさせていただいております。左側、図面のとおり、当初、トイレ、男女和便器を一つずつ洋便器に変えることにしておりましたが、右側の変更後の図面のとおり、全ての便器を洋便器に変更しております。トイレが1階と2階ということでありますので、当初4基から変更後12基ということ、8基のトイレの変更という形でさせていただいております。

一応、以上、龍野小学校校舎増築等工事請負契約の変更についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

何か質疑。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 契約期間が3月から4月、1カ月程度伸びておりますけども、今現在の進捗状況といいますか、どのあたりぐらいまでできとるのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、宮本議員の質問でございますけども、進捗状況につきましては、今年度いっぱいでは工事は全て完了する予定となっております。仮設工事が校舎から体育館まで行く仮設の廊下だったり、体育館に上がる道路、あと先生方の臨時駐車場ということで、グラウンド内に砂利等を一応一部ひいておりますが、その撤去の部分が今、4月に入るということになっておりますので、雨天等の考えもありまして、4月30日までということで1カ月延期をさせていただいております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） これはもう建物自体はもう全部終わってということ、今月いっぱい。あとは外構のあれで行くということで、できる限り、子どもさん、安心・安全面を考えて4月30日までに終わるようにお願したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番(福田謙二君) 卒業式が23日、予定されておられますけども、今、エレベーターのところは、今度卒業式はどういうふうな通路で行かれる予定ですかね。体育館のほうへ。

○議長(緒方哲哉君) 学校教育課長。

○学校教育課長(荒田慎一君) 卒業式が23日に予定されておりますが、卒業式までにつきましては、エレベーター等については、ちょっと検査が終わってないのでまだ使用できませんので、今、校舎から作ってます仮設の通路を使って体育館のほうに入ることになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上になります。

○議長(緒方哲哉君) 福田議員。

○5番(福田謙二君) 関連でちょっとお聞きたいします。30年から学校体育から社会体育になるわけがございますけども、龍野小学校は外部のトイレがありません。その関係、いざ、土曜、日曜、グラウンドを使うということになった場合、校舎は閉まっておりますので、どうか、これは要望ですね。外部にトイレをつくっていただければと思ひますけどもどうでしょうかね。

○議長(緒方哲哉君) 学校教育課長。

○学校教育課長(荒田慎一君) 今、福田議員のほうにお答へしたいと思ひます。今、くみ取りのトイレはあります。水洗等という要望等も上がっておりますが、各学校、外部にトイレがある部分で水洗じゃないところ等もありますので、それにつきましては、課内等でまた協議をしながら計画的に工事を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上になります。

○議長(緒方哲哉君) 7番、宮川議員。

○7番(宮川安明君) 1回申し上げたかもしれんけど、私たちも、私も気付かんだから、トイレね、これ以前も言ったけど、もう和はだめなんだよと、洋に全部せんといかんよということも言ったこともあるし、私はここで気付いて、設計の段階で言えばよかったんだけど、洋にすると決めたのは、保護者からの意見とか何かあったのかな。

○議長(緒方哲哉君) 学校教育課長。

○学校教育課長(荒田慎一君) 今、宮川議員の質問にお答へしたいと思ひます。和便器から洋便器に変えた部分については、一応学校側と協議をしまして、学校側と保護者からも意見を聞いていただいて、洋便器のほうがいいということで、全て変えさせていただいたことになります。

以上になります。

○議長(緒方哲哉君) 宮川議員。

○7番(宮川安明君) だから、それはね、設計ができる最初の段階でやっておかんといかんだったんじゃないですかと聞いている。どうかな。

○議長(緒方哲哉君) 学校教育課長。

○**学校教育課長（荒田慎一君）** 今、宮川議員がおっしゃるとおりでございます。設計の段階からその辺の調整等はすべきだったと思います。

○**議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

○**7番（宮川安明君）** それと、もう一つ。この工期のことですね。工期が延びる。その理由は災害関連で人手不足だというようなことで、答弁していただいたけども、この契約を締結したのは8月ですよ。ということは、もう災害起きていたわけだよね。だから、ああそうですかと言ったんじゃないだろうけど、その辺の業者とのやりとり、どういうふうにして延期を認めたのかということをもう少し説明してくれ。

○**議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

○**学校教育課長（荒田慎一君）** 今の工期延長の部分と作業員の不足ということで、一応工程会議を月に1回、当初は1週間に1回、あと、工事が始まりまして、工期が落ちついたら1カ月に1回で工程会議を行っておりました。その中で、随時情報交換等を行いまして、一応人員確保についても業者のほうにはお願いし、卒業式が23日ですので、この工期が24日までですので、その関係についていろいろ審議をしていきましたが、どうしても内装工事の人夫が確保できないということが、話がありましたので、その関係で、また、工事部分につきましては今年度中に終わるということがありましたので、すみませんが認めたといい形になっております。4月30日までということ、先ほど言いましたとおり、仮設工事の撤去の部分が残るということで、うちのほうとしては承認をしたところでございます。

以上になります。

○**議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

○**7番（宮川安明君）** わかりました。この工事については、町長もご存知のように、本当に入札に応じていただける業者さんがいるのだろうかというようなことで入札していただいたということです。非常にこの皆さんには感謝をしていますけども、ちょっとその辺のことを確認したいという意味で質問をいたしました。

議長、ちょっと休憩をとっていただけますか。

○**議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時04分

○**議長（緒方哲哉君）** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○**教育長（蔵田勇治君）** 議案第10号、工事請負契約の変更についてご審議いただいているところでございますが、資料1で提出しております甲佐町公共工事請負変更仮契約書につきましては、一部不備が確認できましたので一旦取り下げさせていただきたいと思っております。大変申しわけございません。なお、この後の進め方については担当課長から説明を

申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 大変ご迷惑をおかけしました。申し訳ございませんでした。

今回の提案につきましては、本来ならば、まず金額の変更契約を行いまして、その後補正予算で繰越し等の承認を受けた後に工期の変更をすべきでしたところ、工期の変更等も記載しておりましたので、一旦この契約をし直しまして、再度また明日提出をさせていただいて、ご審議をいただければと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 本日、町長のほうから提出されておりました、議案第10号、工事請負契約の変更についてを撤回したいとの、ただいま申し出がございました。

議案第10号「工事請負契約の変更について」の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

追加日程第1 議案第10号 工事請負契約の変更についての撤回について

○議長（緒方哲哉君） 議案第10号、工事請負契約の変更についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にすることを決定いたしました。

提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 先ほど申し上げましたとおり、今回につきまして、工事請負金額及び工期の変更について審議を申し上げましたけども、本来でしたらまず工事の金額の変更契約についての審議になりますので、また、明日資料、議案を提出させていただいて、審議のほうをよろしくお願いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） ただいま、議題となっております議案第10号、工事請負契約の変更についての撤回の件を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号、工事請負契約の変更についての撤回を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時07分

再開 午後1時12分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第11号 平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第12、議案第11号「平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、議案第11号についてご説明を申し上げます。

平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20億4,255万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億6,684万円としております。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費。第2条。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によります。

債務負担行為の補正。第3条。債務負担行為の追加及び変更は、第3表債務負担行為補正によります。

地方債の補正。第4条。地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正によります。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

款7地方消費税交付金から401万1,000円を減額し、1億8,598万9,000円としております。1の地方消費税交付金です。

款12分担金及び負担金から2,085万9,000円を減額し、8,352万9,000円としております。1の負担金です。

款13使用料及び手数料から96万8,000円を減額し、3,643万2,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款14国庫支出金から9億7,366万1,000円を減額し、34億2,883万2,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款15県支出金から2億582万7,000円を減額し、49億743万9,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款17寄附金に195万円を追加し、1,546万4,000円としております。1の寄附金です。

款18繰入金から1億5,262万4,000円を減額し、5億7,382万6,000円としております。1の基金繰入金です。

款20諸収入から415万9,000円を減額し、5,501万1,000円としております。4の受託事業収入、5の雑入です。

款21町債から6億8,240万円を減額し、27億3,319万5,000円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額178億939万9,000円から20億4,255万9,000円を減額し、157億6,684万円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1議会費から140万6,000円を減額し、7,904万7,000円としております。1の議会費です。

款2総務費から11億3,262万6,000円を減額し、9億2,899万5,000円としております。1の総務管理費から4の選挙費及び6の監査委員費です。

款3民生費に1,341万6,000円を追加し、23億5,507万1,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4衛生費から6億9,663万7,000円を減額し、36億7,462万4,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5農林水産業費から2億1,788万7,000円を減額し、40億7,319万8,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費から571万2,000円を減額し、2,614万3,000円としております。1の商工費です。

款7土木費に1,843万3,000円を追加し、7億9,743万2,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。

款8消防費から207万4,000円を減額し、2億4,088万2,000円としております。1の消防費です。

次のページをお願いいたします。

款9教育費から1,706万3,000円を減額し、6億5,832万8,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10災害復旧費から100万3,000円を減額し、20億6,011万6,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費から4の文教施設災害復旧費までです。

歳出合計。補正前の額178億939万9,000円から20億4,255万9,000円を減額し、157億6,684万円としております。

次のページをお願いします。

第2表繰越明許費です。款項事業名及び金額の順に申し上げます。

款2総務費、項3戸籍住民登録費、地方公共団体情報システム機構交付金事業106万8,000円です。

款3民生費、項1社会福祉費、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業4,772万6,000円です。

款 3 民生費、項 3 災害救助費、住宅応急修繕事業3,600万円です。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、甲佐町強い農業づくり交付金事業21億4,380万円です。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業16億2,000万円です。

款 5 農林水産業費、項 2 林業費、林地崩壊防止事業3,158万4,000円です。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、道路維持事業2,815万5,000円です。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、道路新設改良事業 2 億3,416万9,000円です。

款 7 土木費、項 3 河川費、河川管理事業303万7,000円です。

款 7 土木費、項 4 住宅費、町営住宅建設建替事業5,487万2,000円です。

款 7 土木費、項 4 住宅費、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 1 億5,380万円です。

款 7 土木費、項 4 住宅費、被災宅地支援事業3,200万円です。

款 7 土木費、項 4 住宅費、宅地耐震化事業1,642万9,000円です。

款 7 土木費、項 4 住宅費、グリーンセンター駐車場整備事業410万9,000円です。

款 9 教育費、項 2 小学校費、龍野小学校増築等事業 2 億840万円です。

款10災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧事業 2 億円です。

款10災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業、同じく 2 億円です。

款10災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業 9 億2,648万5,000円です。

款10災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、町営住宅施設等災害復旧事業850万円です。

款10災害復旧費、項 3 厚生労働施設災害復旧費、町民センター地震災害復旧事業660万8,000円です。

款10災害復旧費、項 3 厚生労働施設災害復旧費、中早川児童館地震災害復旧事業492万5,000円です。

款10災害復旧費、項 4 文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧事業4,130万円です。

款10災害復旧費、項 5 その他公共施設・公用施設災害復旧費、熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業3,600万円です。

次のページをお願いします。

第 3 表、債務負担行為補正。

1、追加です。

まず、事項が財務会計システム利用料。期間が平成29年度から平成33年度まで。限度額が1,763万円です。

次に、事項が情報セキュリティクラウドサービス利用料。期間が平成29年度から平成33年度まで。限度額が141万円です。

次に、事項が券売機リース料。期間が平成29年度から平成34年度までです。限度額が72

万6,000円です。

次のページをお願いします。

次に、事項が公共工事積算システムリース料。期間が平成29年度から平成33年度までです。限度額が450万円です。

次に、事項がICT機器環境整備費。期間が平成29年度から平成34年度までです。限度額が9,650万円です。

次に、事項がICT機器保守管理業務委託。期間が平成29年度。限度額が300万円です。

次のページをお願いします。

2、変更です。

まず、事項が農業制度資金利子補給金。期間が平成29年度から平成37年度まで。変更前の限度額が34万2,000円。変更後の限度額がゼロ円です。

次に、事項が熊本県信用保証協会に対する損失補償。期間が契約締結の日から解除の日まで。変更前限度額が代位弁済元金額の2割相当額の半額。変更後が限度額がゼロ円です。

次のページをお願いします。

第4表、地方債補正。

1、追加です。

起債の目的が、緊急防災・減災事業、限度額が300万円。起債の方法が証書借り入れまたは証券発行。利率が年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で買入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法が、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、また、繰上げ償還もしくは低利債に借換えすることができる。

次に、2、変更です。

まず、起債の目的が過疎対策事業。補正前の限度額4億8,310万円から2,370万円を減額し、補正後の限度額を4億5,940万円としております。

次に、起債の目的が公共事業等債。補正前の限度額が6億6,710万円から50万円を減額し、補正後の限度額を6,660万円としております。

次に、起債の目的が災害対策債。補正前の限度額18億7,000万円から3億3,030万円を減額し、補正後の限度額を15億3,970万円としております。

次に、起債の目的が災害復旧事業。補正前の限度額3億9,410万円に2,180万円を追加し、補正後の限度額を4億1,590万円としております。

最後に、起債の目的が公営住宅建設事業。補正前の限度額3億8,980万円から3億5,270万円を減額し、補正後の限度額を3,710万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましてはいずれも変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ただいま、議案第11号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑をお願いいたします。歳出についての質疑をお願いいたします。まず、21ページ款1の議会費から26ページ上段の款2総務費までです。21ページから26ページまでの総務費上段までです。

何か質疑ありませんか。21ページから26ページです。21ページ款1の議会費から26ページ上段款2の総務費までです。質疑ありませんか。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 24ページの熊本地震関連費用の中でですね、補償費のところ、ビニールハウスの移転補償って上がっておるのは、ちょっとこれどこのか説明お願いできますか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） こちらの補償費につきましては、甲佐地区の予定をしております役場裏の部分になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 私の記憶違いかも、1,400万とかいう金額じゃなかったかなと思ってお聞きしたんですけど、そうじゃなかったですかね。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） 12月の補正で予算を計上させていただきましたけれども、その時点で計上しておりましたものが、あの地区全体の地区ということで補償費を計上させていただきました。ということで、今回減額をしております分は、子育て支援住宅に係る補償費ということで減額をさせていただいたところでございます。現の28年度の予算で残っておりますものは、甲佐地区の災害公営住宅の分が残っているもの。それと、白旗地区に倉庫がございましたので、その分で補償費が残っているというふうになります。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時34分

再開 午後1時37分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、21ページから26ページ上段の総務費まで質疑を伺っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。次に、26ページ中段、款3の民生費から36ページ款5の農林水産業費までです。26ページ中段、款3の民生費から36ページ款5農林水産業費までの質疑をお願いいたします。

11番、本田議員。

○11番（本田新君） 27ページに中段に臨時福祉給付金があっておりますが、経済対策ということでやっておりますが、これについてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、臨時福祉給付金の経済対策分についてご説明申し上げます。

この給付金については、今まで臨時給付金として毎年給付を行っておりますけれども、消費税増税がある31年10月までの分を一括して今年度予算に計上して、そして、実際29年度に繰越して支給するというものでございます。内容につきましては、本年度、3,000円の臨時福祉給付金を支給しておりますけれども、同じ対象者について、来年度1人当たり1万5,000円を支給するというようになっております。1万5,000円の内訳につきましては、今後、消費税の増税がある31年10月以前、9月までの分の2年半分を1年当たり6,000円という計算で2年半分ということで1万5,000円が支給されるということになっておりまして、国の補正予算事業でございますので、今年度の補正で計上させていただいて、それで繰り越しをしまして、来年度の4月から準備をしますので5月から申請受け付けをして、受け付け順に6月か7月ごろから支給を始めるということにしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。26ページから36ページです。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 33ページの熊本地震関連ということで、公費解体、自主解体というのが、公費が480件、自主解体が237件というふうにありますけれども、自主解体あたり、公費解体の支払いあたりが、これは済んだ分でしょうか。それともちょっとおくれたりとか申請がまだできていないとか、そういったものがあるのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 自主解体について説明させていただきます。

被災者の方が業者を手配されて自主的に解体された解体費用につきましては、国が示しております基準内であれば、後ほど町から補助金という形で償還させていただくという制度をとらせていただいております。工事が終わられてから申請ということになりますので、見積書や契約書、写真等を環境衛生課のほうにお持ちになって申請書を出していただきまして、基準内であるかどうかの計算等を行って、約2週間で償還金が幾らになりましたという決定通知書を差上げます。そこから支払いの手続に入っていくわけですが、決裁と支払い日が月に2回設定してあるという関係上で、2週間から3週間最大でかかると。受付けてから決定までが2週間程度かかりますので、長い場合が1カ月から少し出てしまうということになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。26ページから36ページです。質疑ありませんか。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 34ページです。総合農政対策費の中の負担金及び補助金の中で、この青年就農給付金と地域営農組織法人化推進というの、この内容を少し教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 総合農政対策費の中の青年就農給付金及び地域営農組織法人化推進事業費補助金をともに減額をいたしておりますが、まず、青年就農給付金、当然、3月補正での減額ということで、年度末の調整にはなるんですが、特に、青年就農給付金については、いろいろご相談があっっていて、枠として、県のほうにこれくらい新規就農が新たに申し込みが出るだろうという予想のもとに予算措置を行って、県のほうにも申請を行っていたものです。実際問題としまして、本年度におきましては、夫婦型ということで1組ありただけで、予想を新規就農それ以上見込んでいたということで、差額の分について今回補正をお願いしているものでございます。地域営農法人化の分についても同様な考え方でございます。予定していたものよりも少なかったということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） わかりました。その青年就農給付金、予定していたって言うけど、一般質問で申しましたようにちょっと厳しいというかそういうことがあるので、今後、29年度あたりはそういう準備をなさっている方っていうのは把握してられるんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 新年度におきましても、新規就農の相談はあっているところです。今現在でお1人だったと思います。お住まいは御船ですが、甲佐のほうで新規就農を行いたいということで、現時点でご相談があっているのは1名だったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） それと、この地域営農法人への補助金、これは来年度までですかね。3年だったですか、5年だったですか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 初期運営費用ということで、町の補助金としては設立から3年間ということで規定をいたしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

26ページから36ページです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、37ページから47ページ。37ページ款6の商工費から款10災害復旧費までです。37ページから47ページの災害復旧費までです。商工費から災害復旧費までです。37ページから47ページまで何かありませんか。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 商工振興費の中の進出企業協議会の負担金、これ5万円ですよ。28年度は何もなかったということですよ。やっぱり今の状況見とっと、進出企業、

協議会のほうが集まりが悪いのか何かわからんけど、これはやっぱり大事な協議会と思うんですよ。その点、課長、どんなふうに捉えてられるか。

それと、中甲橋グリーンパーク、これは国交省がやっていただいて、本当に素晴らしい舗装ができました。あの上流の樋門、平野さんとか入って来ると、樋門の下がかなりはげとるわけですよ。あれもよかったらお願いしたらよかったかなというような思いを持つとるんですけど、あれがまた水が出て、今度はずっとはげていくというような状況が想定されますので、その2点。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） まず、進出企業協議会負担金についてご説明申し上げます。

中村議員のほうからもありましたとおり、昨年、地震等もあって、大変進出企業協議会の皆様にはご迷惑をおかけしているところですが、総会も実施ができていないというようなことで、当然、協議会としての事業をしていませんので、本年、28年度分の会費については、町の負担金ですが、各企業さんの会費についても取らないと、事業もやってないので取らないということで了解をいただいているところです。進出企業協議会につきましては、私が来ます前年度、27年度もちょっと調べてみましたところ、総会が27年度の3月に行われて、ちょっと言い方が適当でないかもしれませんが、2年間休眠状態というような状態になっておりますので、新年度以降進出企業協議会については、企画課のほうで所管になるかと思っておりますけれども、現在の担当課の課長としましては、各企業被災をされ、グループ補助等の計画をされ、承認を受けて、各企業共同で事業をされるという予定をされている項目が幾つかございます。そのよう中で、協議会として、一緒に実施ができるような事業があるのであれば、そういうものにも取り組みができないかということで、協議会のほうには事務局としては提案をしたいというふうに考えております。

それと、2点目の中甲橋グリーンパークの上流にあります樋門の下流ということで、大変申しわけございませんが、現地のほう、私が傷んでいるところをちょっと確認しておりませんで、現状がよくわかりませんが、傷んでいる箇所については、議会終了後確認をして、町のほうで何らかの手当をするのか、国交省の緑川上流出張所のほうに相談をするのかの対応は行いたいというふうに考えます。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 進出企業協議会の件でのお尋ねであったので、若干私のほうからも補足をしたいと思います。

現在、この協議会の会長を私が仰せつかっているんですけども、以前は企業のほうから会長職を勧められたというふうに記憶しております。以前は、それぞれの事業所の訪問であったり、お互いに工場を視察したりとか、そういうふうな取り組みもなされていたようでありますけれども、近年、なかなか総会の場面でも集まりが悪くって、それじゃあ今の現状の調整を、報告会をやったりとか、そういうことをやったらどうかということで、何回かそういうふうなことにも取り組んだことがあります。ただ、今、担当課長も申しま

したとおり、なかなか、その辺の総会等も余り活発に行われている状況じゃありませんので、やはり新たな取り組み、展開を考えていく必要があるなどというふうには考えておりますので、今後、企画のほうともその辺を協議しながら、何とか活性化するような手立てを考えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、進出企業協議会、自主で甲佐町においでた企業、また、町が誘致した企業、いろいろあるかと思えますけど、やはり、誘致企業あたりについては、固定資産税あたりが3年間免除とかいうような制度を受けた企業もあるんじゃないかと思えます。そういうことで、やはり町が進出企業に対しての思いやりに対して、やはり進出企業あたりも昨年の熊本地震、また豪雨あたりがあったときだからこそ、全社が集まっているいろいろ自社、それぞれの会社の困り事、また、一緒になってどういうこと取り組むというような、やはり会合の場あたりが私は必要ではないかという思いでお尋ねしたわけでございます。活動状況についても、私もわかっておりますけれども、あえてお尋ねしたわけでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 41ページもよかったですかね。甲佐高校の支援計画策定委託料などが載せてありますが、28年度、甲佐高校に対する支援というのはどんなものがあったのかちょっとお聞きしたいと思えますが。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、佐野議員の質問に答えたいと思えます。

28年度におきまして、甲佐高校の支援といいますのは、今、魅力化の計画を立てておりますので、来年度からそれに向けて取り組むような形で支援を行ったという形になっております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 甲佐高校への支援は、町長もマニフェストの中に掲げられていらっしゃるし、甲佐町としては、やはりこの町の中に高校が存在するか存在しないかというのは、やっぱり大変大きな問題だというふうに思うんですよ。それで、1年間の中で何もなかったで済ますような時期では私はないと思うんですよね。やはり、今年度、入試の状況なんかを見ますと、本当に大丈夫かなという思いが私は強くあります。やはり甲佐高校を存続するためには、やっぱり本当にスピードを持って具体的に、やっぱり学校も町もちゃんとやっている、支援がやっている、また生きてきているというようなことをやっていかないと、私はちょっとなくなる可能性が結構強いんじゃないかと思うんですよ。そういった点では、やっぱりまちづくりに大きく影響を与えると思うんですがいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 佐野議員からの今のご質問ですけれども、全く同じような危機感を私たち持って、このことについては取り組んでおるつもりでございます。

昨年1年間実の上がる支援ということで、学校も含めてですね、その支援の具体的内容について今詰めているところでございます。おっしゃるとおりに、スピード感を持ってやらないといけないということは重々踏まえた上で、できる限りのスピード感で支援事業に、実質的に取り組んでいきたいと。

ただ、水面下では、学校といろんな連携もしてますし、県の教育委員会とも連携をとって進めているところでございますので、この実質的な動きが本当に次年度は始められるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 現在の甲佐高校を支援しようというふうな体制が、私ちょっと見えないんですが、どういうふうになっているのか、よろしゅうございますか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） まず、支援策を検討する委員会を設立しております。また、その委員会では、具体的な事務的なものを推進することが難しいですので、コンサルに、今まで実績を上げている業者がありまして、そちらのほうに具体的な支援策の検討を委託をしているところでございます。

また、あと、県教委と学校と町という3つの連携は日常的にとっているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今、お話の中でですね、本当に緊急性がある大きな課題だというふうに思いますが、4月以降、29年度の中に本当に具体的に支援をできるものがあるのかというのを大分心配します。やっぱりコンサルも専門家として必要なことになるかと思うんですが、教育長を初め町のスタッフ、また町民からも積極的な方をそういうメンバーの中に含めて、やっぱり本当に支えることができるようなことをやっていかないとかなり厳しいと思いますがいかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 教育長も考えられますけれども、総じたところで、私の考えもちょっと言っておくべかなと思いますので、あえて答弁させていただきたいと思います。

甲佐高校の支援については、これまでもずっと私もマニフェストの中で取り上げてきて、これまでに至っているような状況です。単純に金銭的な支援とか、そういうのについては、私は余り考えてないんです。だから、甲佐高校の魅力化、特色ある学校づくり、そういったことを基本に町として支援していこうという考えがあります。でない短期的な効果しか出ないし、長期にわたっての甲佐高校に入学してくる子どもたちの増加にはつながらないという基本的な考えがあります。そこで、じゃあどういった特色を出していくのかということで、先ほど教育長が答えられたように、これまで実例として成功している、そうい

う指導者がおられますので、そういった方々のお知恵をかりながら進めてきている状況であります。今、具体的なことについては余り話されなかったんですけども、その辺がはっきりしてきますし、29年度の中で、それに向けて精いっぱい努力していくということでもあります。28年度については、本来、もっと進めたかったというふうにも思っておりますけれども、何せ地震の関係もありましたし、なかなか思うような活動ができなかったというのが現実ではなかろうかと思えます。

そこで、やはりこの支援をやっていくには、単純に町と学校だけのお話じゃないと思うんですね。例えば、卒業生の方々の協力でありますとか、現在の育友会の方々の協力とか、やはりそういう関係するところの一致協力がないと、この問題は非常に大きな問題でもありますので、簡単に行く問題でもないというふうな認識は持っております。ですから、学校側については校長先生ともいろいろ話をしなくちゃなりませんし、あと、育友会の会長さん、それからOB会の会長さん、緑友会の方々とも、やはり町の考え方も訴えながら、ともにこの問題の解決に向けて努力していけたらなという思いでおります。先日の卒業式の際にもちょっとその辺をあえて挨拶の中にも含めまして言わせていただいたところもございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今ので関連でございます。今の支援検討委員会。28年度は大体何回ぐらい予定していて、何回しかできなかったというのは、そういうのはわかりますか。

○議長（緒方哲哉君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 私は、実績が出ないと甲佐高校の存続ということにはつながらないというふうに思います。会議そのものは3回ほど開いたかと思いますが、ただ開けばいいというものじゃないというようなところが、だんだん感じられましたので、具体的な動きをするということで、専門的な方を招いて学校と事務的な打ち合わせのほうをふやしていったというような、今、そういう動きをしているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 今度、29年度のほうに魅力化事業ということで上がっておりますけども、その内容はまた今度質問させていただきますけども。やっぱり私たちが甲佐高校の卒業生ではございます。今、厳しい状況でもございます。今、2番議員が言われたように、やっぱり甲佐町に高校がある、ないとでは全然変わってきますので、そのところはどうかよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 大変ありがたい、後ろからの後押しのお言葉だと受けとめております。甲佐高校の存続ということと、この支援はどういうところで実が結ぶかといいますと、やっぱり甲佐高校に入学した子どもたちが、非常に満足の行く進路に進めるような、そういう教育内容の充実、これが一番だろうというふうに思います。一人一人の子どもたちが大きく育つような支援をします。ただ単に金銭的なものをこうという支援だけで

はなくて、甲佐高校の教育の内容が魅力的だと。だからあそこに行きたいんだという、そういう学校になることの支援をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。
企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 申しわけございません。先ほど、私のほうから、24ページの2・1・9の熊本地震関連費の中のビニールハウス移転補償費の中で、答弁を申しましたことについて若干誤りがございましたので訂正をさせていただきたいと思っております。

この中で、現予算として計上しているのが、災害公営住宅について残しているというようなことで答弁を申しましたけれども、予算として残している分については、白旗地区の補償費についてのみ残させていただきまして、甲佐地区についての補償費については全額落とさせていただいて、来年度の当初予算で計上させていただいております。よろしくお願いいたします。訂正させて、詫いたします。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。
6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 39ページの中段の熊本地震関連費ということで、甲佐町宅地復旧補助金、これに3,200万ですか、組んでありますが、これはどういったところに使われますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それではお答えいたします。

こちらの3,200万円、甲佐町宅地復旧補助金は、熊本地震復興基金から、今回地震で被災しました宅地の復旧補助に充てる金額でございまして、これは、まだ受付けは開始しておりませんけれども、4月ぐらいから受付けを開始して、それに向けて対応していきたいと考えております。これ以外にも、平成29年度、新年度6月になりましたら、そこでも対応させていただこうという考えを持っております。それまでの、あくまでも暫定的な対応をお願いする予算でございまして。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） この3,200万という、宅地関係に使うということは、大体1戸当たりどのくらい予定されているのですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） この宅地被害の熊本復興基金から出る補助金の額といたしましては、復旧にかかった費用から50万円を差し引いて、残りの3分の2が補助金というふうになります。上限額が1,000万円となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんね。
しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時08分

再開 午後 2 時20分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳入は全部についての質疑をお願いいたします。12ページから20ページです。歳入は12ページから20ページまでです。

質疑ありませんか。12ページから20ページまでの歳入全部です。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 18ページの款17寄附金について。これは195万ですか。これは歳出のほうにも載っておると思いますが、これはどういった寄附金ですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） こちらのほうにつきましては、ふるさと応援寄附金につきましてのものでございまして195万円ということで、基金に積み立てをしたものを取り崩して歳入として予算に計上させていただいたものでございます。失礼しました。寄附があったものを歳入で受け入れたというものでございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） この同じ額が支出のほうにも、款に、ページ数で23ページに出ていると思いますが、金額は一緒ですので、どういった。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 先ほどの寄附金を歳入で受け入れて、そして、こちらのほうが基金に積み立てをしたというものでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。12ページから20ページ、歳入全部についての質疑を伺っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、2ページ、第1表から9ページ第4表までです。2ページの第1表から9ページ第4表までです。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 繰越明許費についてお尋ねいたします。

かなりの項目が翌年度に回されているというふうに思いますが、聞くところによりますと、技術系の職員が不足しているというふうなことも聞いておりますが、これだけ翌年度に回して、また、翌年度としてもさまざまなやらなければならない事業があるかと思うんですが、スムーズに進んでいくのか心配なんですけど、そういった点ではどういうふうにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 各種事業、災害復旧事業につきましてはかなりの量になるということで、これまでもそうではございましたけれども、県外から、特に鹿児島県のほ

うから、また、土改連等、その他の団体のほうからも支援をいただいて、今、建設業だったり農業土木についてのご支援、また税務課のほうにも支援をいただいておりますという状況でございます。29年度につきましても、今のところ大体、今わかっている段階で6名ほど県外からの支援をいただいておりますということで、なかなか技術系の方の派遣というのが難しいような状況ではございますけれども、今後も多方面にいろいろなご協力をお願いしながら事業を進めていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） お聞きしましたところでは、町としては、10名ほどを要請をしたが6名ということで、県内の各自治体の中では平均よりも上だというふうなお話を聞きましたが、その時点で4名足りないというふうなところがありますし、事業の多さからすると、計画どおりに進んでいくのか、見通しについてはいかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 今後の繰越明許費では、多くお願いしている部分については、工事費についての繰り越しをお願いしているところですが、町側の発注側の事務が計画的にできても、請負側である建設業協会とかいろんな人手不足とか何かを考えられます、今後。そのようなことで、計画的には、業界のほうとも協議をしながら進めていこうと思っておりますけれども、今の現段階では、ここで繰越明許費をお願いしている分の半分以上については、現在工事を発注しているところでございます。3月いっぱい終わらない可能性もあるということでお願いしておりますし、今後の見通しについては、業界等、県あたり等も協議を進めながらしていくということしか、ちょっと今の段階では答えようがないということでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 熊本地震からの復旧・復興ということで計画を立てられたというふうに思いますが、確か3年だったですかね、ということは、3年以上かかる可能性は十分あるというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 災害復旧については発災の年を含めて3年間ということで、後残り2年で基本的に実施をします。公共土木のほうかなり出ておりますが、私のほうの農業土木についても箇所数で162カ所ということで、現在他の団体からの支援ということで、曾於市と土地改良連合会、土連のほうから1名ずつ支援をいただいております。産業振興課におきましても、一番多いときには、えびのからもお1人来ていただいておりますので、3名増ということで対応をしてきたところです。先ほど10名要望していて、今のところ6名程度ということですが、多分、4名のうち産業振興課のほうから農業技術の技術者についてもお願いしたいということで、他の自治体をお願いをしているところですが、農業技術のほうについて、かなりちょっと厳しいのかなというふうに思っております。

新年度に向けましては、現在土改連からお1人来ていただいておりますが、29年度においては他県の土連さんの方でもいいので調整をしていただいで、2名程度派遣をお願いできませんでしょうかというご相談は土連のほうにいたしているところです。それについては、まだ、回答は来ておりませんが、相談をしに行きました感触としましては対応していただけるのではないかなということで、通常の業務もあります、人員をそろえた上で、農業土木については30年度末まで、終了するように努力したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長はどういうふうにお考えなのか、ちょっとよろしゅうございますか。この見通しですね、復旧に対して。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと突然、振られたんで、ちょっと頭の中、今、整理してはありますが。基本的な考え方は、もう今まで課長が答弁したとおりに思います。災害については3年間の中で復旧を目途にやるということでもありますので、これまでも当然、役場職員の人員だけではさばけない、特に災害査定については12月までに査定を終わらなくちゃなりませんので、非常に県外からの応援に来ていただいた方々にはですね、非常に感謝を申し上げているところであります。税務課もそうでありましたけれども。

それで、これまでにいろいろご支援をいただいたところに対して、私、それから副町長、別れましてですね、支援をしていただいた各種団体のほうにお礼のご挨拶にまいっております。

そういったことが功を奏したかどうかわかりませんが、少なくとも技術職員の派遣については建設課サイドで6名の手立てがほぼできるというふうに踏んでおりますし、産業振興課においても、業界連のほうでそういった手だてをしていただければ、半分はそれでできる。あと残りについては、そうですね、いろんな臨時的な職員の対応であるとか、あるいは任期付きの職員であるとか、できればいいんですけども、やっぱり最終的には総合的にその辺も念頭に置きながら、職員体制を組まなくちゃならんのかなというような思いでおります。

いずれにしても、そういった事務の事業がですね、滞らないように、その辺を十分、対策を練りながら今後、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、2ページから9ページの質疑を伺っております。ありませんね。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 9ページの第4表、地方債のことが追加と変更ということで載せられておりますが、私もですね、詳しいことというのはもうほとんどわからないわけですが、いわゆるこの地方債においてですね、交付税によって充当されるといいますか、そ

ういったことについてここに掲げてある記載がどうなるのかってということをご説明いただければありがたいですが。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 地方債につきましては、それぞれの交付税措置がとられておりまして、見返り分ってということで、元利償還金分を100パーセント交付税措置される分もありますし、100パーセント未満、満たない分で交付税措置をされる分がございます。

地方債の最終的な決算の状況によりましてまた変わってはまいりますけれども、平成27年度決算で見ますと、大体これまでの地方債の残高が大体71億ほど甲佐町はございますけれども、これに対してまして、基準財政需要額に算入される、交付税措置に算入される部分としましてが56億ほどございます。

したがいまして、差引き町の一般財源を投下する分としましては15億ほどになるということで、大体平均しまして79パーセントほど交付税措置をされるというような状況に、これは27年度末決算の状況でそういうふうになっておるところでございます。

今後、どういうふうになるかは決算を見て、再度、計算をしてみないとわからないところではございますが。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） ご説明ありがとうございました。

せっかくですので、ここに掲げてある記載のですね、充当率っていうのがもしもすぐわかれば、もうすぐわからなければいいですけど。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時35分

再開 午後 2 時35分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） その地方債補正第4表の部分でございますけれども、まず、緊急防災・減災債、上の追加1の部分でございますけれども、100パーセント充当で、70パーセントの交付税措置。

それと、2の変更の部分でございますけれども、過疎債、こちらも100パーセント充当して、70パーセントの交付税措置。

次に、公共事業等債、こちらも100パーセント充当で、80パーセントの交付税措置。

それと災害対策債、こちらも100パーセント充当で、95パーセントの交付税措置。

それと、災害復旧事業につきましては、100パーセントで、これも95パーセントの交付税措置。

公営住宅建設事業につきましては、これは100パーセントの充当でございますけれども、

交付税の見返りはないというようなやつでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） よろしいですね。

ほかにございませんか。ございませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 最後に、本予算全部についての質疑をお願いいたします。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 一応、28年度の関連でお尋ねいたしますけれども、平成27年度にですね、肥後銀行を28年度から、4月から指定金融機関ということでされてるかと思えますので、1年間、災害等ありましたけれども、会計管理者にお尋ねいたしますが、その中ですね、業務上、どのようなことがよくなったのか、そういった部分が1年間通してあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（緒方哲哉君） 会計課長。

○会計課長（本田克典君） お答えいたします。

まず、指定金融機関を指定した最大の目的というのがございます。これにつきましては、町から債権者への支払をやる内容というのがですね、今、約90パーセントがですね口座振替での支払いということになっております。

これを地方自治法にのっとったやり方で行うためには、指定金融機関の指定が必要だったということで、昨年度、議会におきまして議決をいただいて、指定金融機関を指定したところでございます。

その上で、プラスになったところといいますか、それを何点か申したいと思えますけれども、まず一点は、それまでは町だけで収納支払いについて確認をしておったところなんですけれども、指定金融機関を入れましたところで、町とそれから指定金融機関、双方でのチェックをやりますので、収納、それから支払業務の厳格性っていいですか、が向上したと言えると思います。

それと、指定金融機関のやり方といいますのが、金融機関から職員を派遣するやり方、それから、派遣しないやり方というのがあります。これも昨年度、検討いただいたところでございますけれども、甲佐町の場合は、派遣をして、行員を派遣して行っておるところでございますけれども、これによりまして、昼休みの時間を除きます9時から15時までにつきましては、窓口の対応をその行員のかたに任せられることができます。完全に任せられるということで、その時間帯につきましては、職員は事務処理に専念できるということは一つのメリットかと思っております。

これによりまして、今まで時期的に時間外がですね、かなり発生したところが抑えられるのではないかなと思っております。

それから、もう一つよかった点と申しますのは、その行員の派遣によりまして、今までは職員を置かなければならなかったところが、非常勤の職員でですね、補うことができるということで、その点につきましては人件費の削減につながったということを思っております。

ます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 今、会計管理者のほうにご説明いただきましたけれども、1年間通してですね、様々な点を教えていただきました。

平成27年度のですね、この指定金融機関の決める中でですね、副町長のほうからほかの他町村の先行型といいますか、先にされたところだと費用負担が少なく済んで、後方型、後からされたかたにはある程度の費用がかかるということで、今後、経過しながらその辺りの交渉をしていきたいというようなお話もあったかと思えます。

まだ1年しかたっておりませんが、そういったそういう流れですかね、よそとの絡みですけど、その辺をお聞きしたいと思えますけど。

○議長（緒方哲哉君） 師富副町長。

○副町長（師富省三君） 今、お尋ねのあった件につきまして、私も非常に気になったところですね、肥後銀行のほうの本部のほうにお尋ねをして状況をお伺いしました。これ、1月の10日に来ていただいて聞きましたけども、結論としましてはですね、今、経費負担をしてるのは甲佐町と南小国町と西原村と。ただ、金額はそれぞれですね、ちょっと違ってはありますが、銀行としてはもう甲佐町をベースにですね、負担を求めるという強い意向だそうでございますが、平成28年度に本格的に各町にお願いをするところでおったけれども、これも地震のことがあってですね、結果的には、27年度までは文書を送付という形でお願いとったけれども、28年度にはですね、もう積極的に交渉をする予定だったけれども、それが本格的にはできなかったという状況ですが、その中でもですね、14団体に直接、出向いて、首長さん等にですね、お会いしながら、実情を話しながらお願いをして回ったということでございます。

ただ、結果的にはですね、先ほど申し上げましたとおり、状況は変わってない状況ですけども、今後も引き続きですね、力を入れていくということでございます。

現在のところそういう状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 本補正にはですね、数字は載っておりません。ただですね、地方交付税についてちょっとお尋ねいたします。

承認第1号でですね、900万の増で26億かな、地方交付税、28年度、恐らく最終的には27億ぐらいの地方交付税が見込まれるという、私は想定するわけでございます。

普通、27年度辺りは22億か23億、恐らく29年度も見てみますと、21億ぐらいを予算を計上してある中でですね、この27億近くの地方交付税、これはやっぱり災害がらみで来たのか、その数字が4億ぐらい28年度増える内容を教えていただきたいと思うんですけど。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時44分

再開 午後 2 時45分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） すいません、お待たせいたしました。

内訳といたしましては、21億が普通交付税ということでございます。それと、特交の部分の通常の部分が1億5,000万、それと、残りが、あと残りでございますけれども、それが全て災害復旧分という内容となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、じゃあ、29年度はですよ、地方交付税21億何千万か、当初、計上してある中で、これについてもやはり災害がらみで地方交付税、増える可能性はあるというような想定でよろしいわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） はい。災害の分、もちろんその分が増えるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） はい。それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第12号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）でございますが、見てみますと。失礼いたしました。議案第11号です。本予算を見てみますと、20億の減額がされております。通年どおりの減額もあれば、震災、災害でできなかった予算も減額されております。また、次年度へ繰り越されてるというような予算の辺りを含めてですね、28年度、20億の減額がされております。しますと、また、繰越明許費を見ると何十億というお金が繰越しをされるっていうことで、それを見ますと、震災の大きさがほんとにうかがい知れるものであります。しかし、何といたしましても町民のために復旧、復興で頑張ると、しなければならないという予算でありますので、今後ともこの補正がですね、甲佐町の町民のためになる予算であることを本当に真に願って本予算に賛成をしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第11号「平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（緒方哲哉君） 日程第13、議案第12号「平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

議案第12号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,104万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,053万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算の補正によります。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1 国民健康保険税から6,983万3,000円を減額し、2億4,196万6,000円としております。

1の国民健康保険税です。

款2 使用料及び手数料に4万3,000円を追加し、10万3,000円としております。1の手数料です。

款3 国庫支出金に1億572万8,000円を追加し、5億8,736万8,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款4 県支出金から、166万7,000円を減額し、9,119万7,000円としております。1の県負担金、2の県補助金です。

款5 療養給付費等交付金から500万円を減額し、4,560万8,000円としております。1の

療養給付費等交付金です。

款6 共同事業交付金に826万6,000円を追加し、4億6,303万4,000円としております。1の共同事業交付金です。

款10繰入金から698万3,000円を減額し、1億6,211万3,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款12諸収入に49万1,000円を追加し、50万1,000円としております。1の延滞金及び過料、3の雑入でございます。

歳入合計。補正前の額20億5,949万円に3,104万5,000円を追加し、20億9,053万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1 総務費から139万4,000円を減額し、3,801万4,000円としております。1の総務管理費から3の運営協議会費まで及び5の医療費適正化対策事業費です。

款2 保険給付費に9,340万9,000円を追加し、12億4,582万8,000円としております。1の療養諸費、2の高額療養費、4の出産育児諸費です。

款3 後期高齢者支援費等につきましては財源内訳変更によるもので、補正の金額は0円です。

款5 老人保健拠出金から3,000円を減額し、8,000円としております。1の老人保健拠出金です。

款6 介護納付金につきましても財源内訳変更によりますもので、補正額は0円です。

款7 共同事業拠出金から2,070万6,000円を減額し、4億3,406万3,000円としております。1の共同事業拠出金です。

款8 保健事業費から223万4,000円を減額し、1,278万8,000円としております。1の保健事業費、2の特定健康診査等事業費です。

款12予備費から3,802万7,000円を減額し、1億290万6,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額20億5,949万円に3,104万5,000円を追加し、20億9,053万5,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入では熊本地震によります国民健康保険税の減免に伴います減額や、国民健康保険の保険税の減免、また、一部負担金免除によります国の財政支援によります国庫支出金の増額になります。

歳出におきましては、一部負担金免除に伴います保険給付費等の増額となっているところ です。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についてをお願いいたします。質疑については本予算全部についてお願いいたします。

質疑ありませんか。本予算全部についての質疑を承っております。

質疑ありませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番、西坂。

2ページの保険給付金のところの高額医療費ですけど、私も去年は2回入院して、この制度は特にためになりました。そして、今は前もって、住民課辺りから高額証明書の交付をもらっていけば、自分で支払するのは少なく済みますので、私も3か月に一遍か4か月に一遍、来ますが、これは特にためなるなと思いました。前は後払いで、二、三か月は待って、立て替えて支払っておったそうですが、最近はこういう制度を利用すれば、自分で全額さしより支払う必要がないので、特にためになりました。

質問という質問ではありませんが、お陰でこうやって議場に立っておられます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質問。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 国民健康保険税、減免、これはもう地震による減免ですよ。この減免の戸数辺りはわかりますかね。所帯数。

それとですね、一部負担増については減免による一部負担増というような捉え方でよろしいですかね。その二点。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） ただいまの熊本地震によります減免につきましては、約600件の5,500万円の減免というところでございます。

それと、先ほど言われました一部負担金につきましては、地震によります一部負担による免除によります増となっております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしということで、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

9番、本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 9番。

議案第12号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、3,000万円程度の増額されて予算化されておりますけれども、歳入面では国庫支出金が1億円程度増というようなことで、それに、歳入の確定に伴い、また歳出面については調整等が行われております。そういうことで、この補正につきましては妥当と認め、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第12号「平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（緒方哲哉君） 日程第14、議案第13号「平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 議案第13号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,059万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,305万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1 介護保険料から2,820万円を減額して、2億182万2,000円としております。1の介護保険料です。

款2 分担金及び負担金から155万1,000円を減額して、109万5,000円としております。1の負担金です。

款4 支払基金交付金から1,323万1,000円を減額して、3億8,226万9,000円としております。1の支払基金交付金です。

款5 国庫支出金に2,604万1,000円を追加して、4億1,949万3,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款6 県支出金から319万9,000円を減額して、2億883万7,000円としております。1の県

負担金、3の県補助金です。

款8繰入金に1,363万4,000円を追加して、2億5,542万6,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金です。

款10諸収入から8万7,000円を減額して、635万7,000円としております。1の予防給付費収入です。

歳入合計。補正前の額15億1,965万円から659万3,000円を減額して、15億1,305万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1総務費から29万3,000円を減額して、4,433万9,000円としております。1の総務管理費、3の運営協議会費です。

款2保険給付費に924万円を追加して、14億706万8,000円としております。1の介護サービス等諸費です。

款4地域支援事業費から360万4,000円を減額して、3,787万1,000円としております。1の介護予防事業費から4の一般介護予防事業費までです。

款8予備費から1,193万6,000円を減額して、199万8,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額15億1,965万円から659万3,000円を減額して、15億1,305万7,000円としております。

今回の補正の主なものは、熊本地震に伴う介護保険料及び介護サービス料の減免、それに伴う国庫補助金等の増額及び平成28年度保険給付費等の最終見込みなどによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑については本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

何か質疑ありませんか。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今、課長が言われてですね、補正金額、歳入歳出、それぞれ659万3,000円を6,500幾らって言われたと思うんですけども、私だけが聞き間違えだったんですかね。一番最初のところですね。

○議長（緒方哲哉君） 1ページ。1ページの歳入歳出それぞれのところで。

○5番（福田謙二君） ね、ここ、やっぱ六千幾らになったろう。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 失礼しました。659万3,000円が正解で、私が6,059万3,000円と申し上げました。大変失礼いたしました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第13号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、内容を見てみますと、熊本地震による減免に伴っての国庫補助金の増額、また、額の決定によつての補正でございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第13号「平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） について

○議長（緒方哲哉君） 日程第15、議案第14号「平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） それでは、議案第14号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,857万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,884万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成29年3月10日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1 後期高齢者医療保険料から1,477万2,000円を減額し、6,777万8,000円としております。1の後期高齢者医療保険料です。

款4 繰入金から253万1,000円を減額し、5,542万4,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款6 諸収入から126万8,000円を減額し、330万7,000円としております。4の受託事業収入です。

歳入合計。補正前の額1億4,741万2,000円から1,857万1,000円を減額し、1億2,884万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1 総務費から33万2,000円を減額し、258万4,000円としております。1の総務管理費、2の徴収費です。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金から1,555万6,000円を減額し、1億2,203万3,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3 保健事業費から126万8,000円を減額し、320万円としております。1の健康保持増進事業費です。

款5 予備費から141万5,000円を減額し、92万3,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額1億4,741万2,000円から1,857万1,000円を減額し、1億2,884万1,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入では熊本地震によります後期高齢者医療保険料の減免に伴います減額、また、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額となっているところです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ただいま説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

何か質疑ありませんか。

本予算全部についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第14号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算についてはですね、これについても熊本地震に伴う補正であって、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第14号「平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時30分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第15号 平成29年度甲佐町一般会計予算について

○議長（緒方哲哉君） 日程第16、議案第15号「平成29年度甲佐町一般会計予算」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、議案第15号につきましてご説明を申し上げます。

議案第15号、平成29年度甲佐町一般会計予算についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109億5,676万7,000円と定めております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び

限度額は、第2表、債務負担行為によります。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によります。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定めております。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めております。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月10日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

款1町税を7億7,977万5,000円としております。1の町民税から4の市町村たばこ税までです。

款2地方譲与税を5,600万1,000円としております。1の地方揮発油譲与税から3の地方道路譲与税までです。

款3利子割交付金を60万円としております。1の利子割交付金です。

款4配当割交付金を100万円としております。1の配当割交付金です。

款5株式等譲渡所得割交付金を100万円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6ゴルフ場利用税交付金を1,000万円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款7地方消費税交付金を1億9,000万円としております。1の地方消費税交付金です。

款8自動車取得税交付金を700万円としております。1の自動車取得税交付金です。

款9地方特例交付金を600万円としております。1の地方特例交付金です。

款10地方交付税を21億7,732万5,000円としております。1の地方交付税です。

次のページをお願いいたします。

款11交通安全対策特別交付金を70万円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款12分担金及び負担金を1億1,135万2,000円としております。1の負担金です。

款13使用料及び手数料を3,590万5,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款14国庫支出金を35億8,137万5,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款15県支出金を10億9,227万4,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款16財産収入を822万2,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款17寄附金を2,000円としております。1の寄附金です。

款18繰入金を5億2,828万9,000円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款19繰越金を5,000万円としております。1の繰越金です。

次のページをお願いいたします。

款20諸収入を3,454万7,000円としております。1の延滞金加算金及び過料から5の雑入までです。

款21町債を22億8,540万円としております。1の町債です。

歳入合計。109億5,676万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1議会費を7,984万円としております。1の議会費です。

款2総務費を18億1,410万9,000円としております。1の総務管理費から6の監査委員費までです。

款3民生費を20億1,043万7,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4衛生費を23億6,768万6,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5農林水産業費を4億534万4,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費を4,872万8,000円としております。1の商工費です。

款7土木費を10億1,695万1,000円としております。1の土木管理費から4の住宅費までです。

次のページをお願いします。

款8消防費を3億4,939万3,000円としております。1の消防費です。

款9教育費を6億3,675万8,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10災害復旧費を14億392万1,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

款11公債費を7億9,359万9,000円としております。1の公債費です。

款12諸支出金を1,000円としております。1の普通財産取得費です。

款13予備費を3,000万円としております。1の予備費です。

歳出合計。109億5,676万7,000円としております。

前年度と比較いたしまして、45億9,230万6,000円、72.2%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為。

まず、事項が定住促進助成金。期間が平成30年度から平成34年度まで。限度額が2,770万円です。

次に、事項が総合型地図システム利用料。期間が平成30年度から平成33年度まで。限度額が1,175万2,000円です。

次に、事項が戸籍システム利用料。期間が平成30年度から平成34年度までです。限度額が4,025万円です。

次に、事項が健康管理システム利用料。期間が平成30年度から平成34年度までです。限度額が1,800万3,000円です。

次のページをお願いいたします。

次に、事項が農業制度資金等利子補給費。期間が平成30年度から平成38年度までです。限度額が34万2,000円です。

次に、事項が甲佐町中小企業店舗新築・改装融資金利子補給金。期間が平成30年度から平成32年度までです。限度額が60万円です。

次に、熊本県信用保証協会に対する損失補償。期間が契約締結の日から解除の日まで。限度額が代位弁済元金額の2割相当額の半額です。

次に、地域おこし協力隊設置事業。期間が平成30年度から平成31年度のまでです。限度額が2,400万円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債です。

起債の目的が過疎対策事業です。限度額を4億350万円としております。起債の方法が証書借入又は証券発行。利率が年5パーセント以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法が、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、また、繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については省略をさせていただきます。

次に、起債の目的が臨時財政対策債です。限度額が1億6,200万円としております。

次に、起債の目的が公営住宅建設事業です。限度額が4億5,840万円としております。

次に、起債の目的が災害復旧事業です。限度額が3億8,740万円としております。

次に、起債の目的が災害対策債です。限度額が8億7,410万円としております。

合計で限度額が22億8,540万円です。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） しらばく休憩します。

休憩 午後3時44分

再開 午後3時45分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま議案第15号「平成29年度甲佐町一般会計予算」の説明が終わったところであり
ますが、本日の会議はここで延会したいと思います。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日の会議はこれで延会することに決定いたしました。

明日15日は、午前10時から本会議場において会議を開きます。

本日はこれで延会いたします。

お疲れさまでございました。

延会 午後 3 時46分

3月15日（水曜日）

平成29年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第4号)

1. 招集年月日 平成29年3月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月15日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 3月15日 午後4時28分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	本田 克典	総務課長	内山 洋
企画課長	西坂 直	くらし安全推進室長	清水 明
税務課長	北畑 公孝	住民生活課長	古閑 敦
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
産業振興課長	岡本 幹春	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	本田 克典

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	内 山 洋
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第15号 平成29年度甲佐町一般会計予算
- 追加日程第1 議案第20号 工事請負契約の変更について
- 追加日程第2 議案第21号 工事請負契約の変更について
- 日程第2 議案第16号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第17号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第18号 平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第19号 平成29年度甲佐町水道事業会計予算
- 日程第6 要望第1号 田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望について
- 日程第7 発議第1号 甲佐町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 議案第15号 平成29年度甲佐町一般会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、議案第15号「平成29年度甲佐町一般会計予算」を議題といたします。

昨日、提出者の説明が終了いたしております。これより質疑を行います。

まず最初に、歳出についての質疑を行います。この質疑はおおむね款ごとに行いたいと思います。なお、本年も執行部から別冊のとおり、平成29年度当初予算（案）説明資料及び平成29年度から平成31年度の甲佐町実施計画書が配付されています。この資料からも質疑ができます。

最初に、歳出について質疑をお願いします。

まず、款1の議会費及び款2の総務費についての質疑を行います。30ページ、款1、議会費から45ページ中段、款2、総務費まで質疑をお願いいたします。

款1、議会費、款2、総務費について、30ページから45ページ中段、款2、総務費までの質疑をお願いします。

何か質疑ございませんか。30ページから45ページまでです。45ページの中段です。

2番、佐野議員

○2番（佐野安春君） 当初予算（案）説明資料から質問いたします。

総務費の5番、職員健康診断委託料の中でストレスチェック委託料という記載がございますが、このストレスチェックは28年度も実行されたかと思うんですが、内容、結果的なものについてはおわかりでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） ストレスチェックのほうにつきましては、医療機関のほうをお願いいたしまして、28年度実施をしたところでございます。結果につきましては、それぞれ個人に、個人情報でございますので、個別に開封せずに密封した状態で本人に提出して、そして必要があれば相談等を行うという形であつとフォローをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんかね。

30ページの議会費から45ページ中段、総務費までです。

2番、佐野議員

○2番（佐野安春君） 同じく、説明資料の中でふるさと甲佐応援寄附金ということで事業費を予定をされておりますが、ふるさと甲佐応援の寄附金については、28年度は前年よりもかなり多かったと思うんですけど、比較してどれだけだったのか。これから29年度、どれぐらいを予想されているのか、そういったところがあればよろしくをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 28年度はまだ終わっておりませんので、まだ決算額というのは決まっておりますけれども、27年度が94万1,000円ございました。27年度の寄附金の額が94万1,000円ということでございましたけれども、現在、28年度で今696万8,000円の寄附をいただいておりますという状況でございます。

来年度の返礼品の金額として、予算として500万円計上しておりますけれども、大体50%程度、返礼品としてお渡ししたいというふうに考えておりますので、大体今の時点では、あくまでも当初の段階で1,000万円ほどを見込んで当初予算で計上させていただいておりますという状況でございます。

以上でございます。

○2番（佐野安春君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員

○5番（福田謙二君） 説明資料の5ページです。事業名が防犯灯設置工事ですね。これは、県道、それに白旗地区その他とありますけれども、大体、この予算で何灯ぐらい立って、どこにできるのかちょっと教えていただきたいと思っておりますけどね。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） お答えします。

この防犯灯整備につきましては、防犯灯整備計画5カ年計画のことで29年度が2年目でございます。29年度の設置予定場所につきましては7路線、国道443号線、これは現在、設置中の延長でございます。それと県道嘉島甲佐線、これも白旗地区のほうの延長でございます。

次に、県道宇土甲佐線、これは上田口の地区でございます。県道稲生野甲佐線、これは下横田、町道の日和瀬岩下線、これは上豊内と下豊内の地区にまたがります。それと、町道の西寒野打越線、設置場所は西寒野と東寒野地区にまたがります。

最後に、町道津志田中山線、これは津志田地区でございます。この7路線に100基を設置予定としております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 説明資料から、私もお願いします。

4ページの西村民俗資料館利活用事業について説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 西村民俗資料館の利活用事業ということで、西村民俗資料館につきましては、寄附をいただいた建物が当初は民俗資料館ということで活用されておりましたけれども、最近使われなくなったということで、そちらのほうの利活用を図りたいということで、29年度におきましては、どのように利活用をするのかという検討をするためのワークショップあたりをする経費として、40万円を計上したところでございます。

一応、地方創生の総合戦略の中での位置付けも、移住・定住事業の充実というようなことでもありますし、既存の空き家等の活用というようなことも考えたところでの検討を考えておるところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） この件は、解体して云々というようなことをここでもいろいろ話があったわけですね。今度の震災を受けて、そういうふうな方向性になったわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 28年度の補正予算のほうで、解体経費ということで予算計上をされておりましたけれども、その中で当該建物の中を精査をいたしまして、その中にあるいろいろな柱でありますとか、はりとか、いろいろ歴史的といいますか、従来から長い年月建築をされている古民家として利活用が図られるような建物でもございますので、解体をするだけではなくて、その建物を有効に生かすための活用策はないのかというようなことで検討しまして、今回、解体事業については補正のほうで落とさせていただいて、29年度においてその利活用を図るというようなことで考えているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） あれは町の持ち物というか、そういう感じで、これは解体せんけれども、解体した場合は解体の公費解体、それには該当せんだったんですね、解体するとしたらですよ。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 町所有の施設についての公費解体の対象にはならないというようなことでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 結局、このワークショップなんか開いて検討するということだけでも、大体どういう形にしたいのかなど、町としては。そこまで考えはないですか、ワークショップを開いた上で結論づけるということですか。それとも、町としてこういうふうなことを考えているんだよということは、なければいいですけど、あれば聞かせてください。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 具体的には、このワークショップを開いたところで、その利活用策については決定をしたいというふうには思いますが、考えられるのは、古民家カ

フェでありますとか、そういうようなものが総合戦略の中でもうたい込んでありますので、そういったところも一つの方法かなというふうには考えております。

○7番（宮川安明君） ありがとうございます。

○議長（緒方哲哉君） 1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 宮川議員の質問というか、西村史料館についてちょっと関連していますのであれですけど、裏のほうでEM菌をつくっておられるというのがあると思うんですけど、そういったところもあわせて検討されるわけですかね、資料館の活用ということでは。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） EM菌のNPO法人、現在作製をされておりますが、当初、裏のほうに蔵がございまして、そちらのほうで作製をされておりましたけれど、震災の影響で解体になったと。現在は、プレハブの施設のところで作業をされておりますが、この利活用検討の中で、全体的な敷地も含めたところでのどのようにするのかというのは検討したいと思いますので、そこを利用するというふうになれば、EMの会の方々の作業場所あたりも別のところを検討せねばならないかなというふうには考えております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） すいません。私、説明資料の6ページに、いわゆる災害復旧住宅の予算のことが載っておりますけども、先立ってレイアウトの地図をいただいておりますが、私、あれを見た感じで、役場の駐車場の横に公園をつくって、その免の山の奥のほうに住宅をつくるって。計画では、役場の横に住宅をつくるって、その先に公園をつくる。それから、貯水槽あたりをつくるというようなレイアウトだったんですけども、私の感覚でいけば、役場の横に公園をつくって、役場と公園が一体化になって町民の方たちとか保護者の子ども連れの方々にとっては、役場と公園が横にあったほうが使い勝手がいいのかなとかいう、そんな感じがするんですけど、そのレイアウトについてはまだこれから考えられる余地があるのかどうなのか、まず質問させてください。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 今現在、昨日も説明申し上げましたけれども、今回の整備につきましては、災害公営住宅、それと防災公園、子育て支援住宅、三つの施設を併設をしたところで開発するというので、今お示しをしている議員おっしゃったレイアウトについては、防災公園も役場の今の中庭といいますか芝生がありますけど、そこをつなげたような鍵の手になるようなところでの今、計画はしてあるところでございます。

ただ、これから実際の設計に入りますが、今、乙女・白旗地区について、アートポリス事業での設計をするということで、開会日に町長のほうから行政報告もございましたけれども、甲佐地区についてもそのアートポリス事業あたりも検討を入れながら、最終的なレイアウトについては全体を見越したところで、どういう配置がいいのかというようなところは検討したいというふうには考えております。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。使い勝手のいいような設計をぜひやっていただきたいというふうなことで、もう一つ、今度その横のちょっと広い範囲内での用地交渉が今されていると思いますけども、順調にいったるかどうなのか。また、乙女・白旗のほうも含めて用地交渉がうまく、その経過報告というのがあるならば、今教えてもらえないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 災害公営住宅での用地の見通しということで、3カ所建設するようしております。乙女地区については、町有地でありますグリーンセンター用地ということで、こちらについては今、グリーンセンター用地については緑川森林組合のほうに貸し出しといたしますか、そういうことでしておりますが、そこのお話はできております。

それと、白旗地区につきましても民有地を買い上げてということで、ここにつきましては先月だったでしょうか、用地交渉、それと移転補償費の契約も済んだところでございます。

それと、甲佐地区につきましては、現在、用地交渉を行っております、大体の方々、ご理解はいただいて、一部替地等の問題もございますので、そこら辺のところはまだ合意には達していないというようなところでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） ページ、37ページですけども、公有財産の法面補修工事ということで、説明資料にもありますけれども、上早川公民館跡地の法面整備というようなことですが、公民館については以前から地域に返すというか、地域のほうで管理してもらおうような方向で行ってたと思いますけれども、行政区のほうで地縁団体宛でつくって、まだまだ町のほうで管理する公民館というのが残っているということでございましょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） こちらにつきましては、龍野福祉ふれあいセンターの隣に隣接してあります元上早川公民館が建っておった、今はございませんけれども、その土地につきまして、昨年の大雨の被害によりまして法面が崩れて、隣接しておられます民地、個人のお宅の土地に崩れて、土砂の撤去は行ったところでございますけれども、今後そのままにしておくとも再度また雨が降ったときにまた崩れるおそれがあるということで、今回、法面のほうの復旧工事をさせていただくということで予算を組ませていただいております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 公民館自体は、町管理というのはまだ残っているということで

すか、ほかにも。地域に返すということで、大体管理してもらおうというようなことで、地縁団体をつくってもろてしよったですよ。その方向性からすると、もう大体公民館というのは地域に管理してもらっている状況でしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 資産自体は、一部町の資産もございませけれども、管理自体は地元のほうに管理をしていただいておりますというような状況でございます。

○1番（山内亮一君） 上早川だけじゃなくて、ほかにも行政区で、もうほかはない。

○総務課長（内山 洋君） 町の所有の管理をしている公民館はございませけれども、それはあくまでも管理自体は地元のほうにお願いしておるというような状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

30ページ議会費から、45ページの総務費までです。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） すいません。災害公営住宅についてお尋ねします。6ページと40ページですか、先ほどの説明から、3つの部分で事業を進めるということをお聞きしておりますけれども、今回、災害公営住宅整備事業ということで今回載せられている予算は、全て災害公営住宅だけのものですか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 40ページに掲載しております災害公営住宅の分については、乙女・白旗、それと甲佐地区についての災害公営住宅の経費でございます。それと、ほかの防災公園ですとか子育て支援住宅、これについてはまた別の款で計上させていただいております。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことであれば、甲佐地区の用地買収費6,000万円とありますけれども、その防災公園または子育て支援に係る分に関しては、また別途費用がかかってくるということでございますね。

ちなみに、この用地買収費の面積はどのくらいありますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 面積は、一応6,000平米を予定しております。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 先ほど、2番議員からお尋ねがあったんですけど、ふるさと納税の返礼品500万円、地元の生産者、商工業者あたり、かなりの返礼品500万円は貢献だと捉えております。

ただ、28年度最終的には、ふるさと納税700万円ぐらいに達すると私は見ておるわけでございます。そういう中で、夢が1,000万円のふるさと納税というような思いでおられるようでございますが、新しいパンフレットも作られるし、4月には東京甲佐会でもあのパンフレットを配ってお願いもされると思います。

そういう中で、5,000万円ぐらいやっぱり夢を持って、山都が1億円なら5,000万円ぐら

いふるさと納税やってやろうよなという考えも持っていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 査定の段階で、私のほうももうちょっと見ていいんじゃないかというような話も実はしたところでありました。ただ、歳入については、若干辛めといえますか、その辺を考えてやっぱり見込んでおかないといけない部分もありますので、ただ、思いとしては、この予算に計上している以上の金額を期待して、いろんな方面で周知を図っていきたいというふうに思っておりますし、お話のとおり東京甲佐会の総会におきましても、今回こうやってカタログをつくって、町としても自主財源の確保に取り組んでいきますというようなお話をぜひさせていただいて、ご協力を願いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、款3の民生費についての質疑を行います。

款3の民生費についての質疑を行います。45ページ中段から54ページ中段までについて質疑をお願いします。

45ページから54ページ中段までについてをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員

○2番（佐野安春君） 説明資料からではありますが、10ページの予算科目、事業名が学習会事業というのが載っておりますが、この学習会事業はどのような内容なのか、また、参加者はどのくらい。また、学力向上のためというふうになっておりますが、何か具体的な成果とかが上がっているのか説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） お答えします。

学習会に対しての質問でございますが、地区の中で長い間の就職差別により、低い所得の地区の子どもたちが、安定した収入の職に就職できるように、また、同和問題に直面した場合、それに対して冷静かつ適切に対応できるように、教科学習、人権学習が中早川地区で行われております。

成果と参加者ということではありますが、27年度でいきますと、小学校の部で31回の245名、中学生の部で60回、250名、高校生の部で48回、56名というふうになっております。それから、成果といいますと、見えない部分もあるかと思いますが、高校受験でちょっと説明させていただきますと、ここ3、4年は第一希望の高校に受検をして合格をしているというふうなところでございます。

以上です。

○2番（佐野安春君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） シルバー人材センターの運営補助金、この補助金の金額の内訳がわかったら。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） ただいま、シルバー人材センターの補助金の金額の内訳ということでございますけども、これは27年度までは人材センターの補助金は100万円としておりました。27年度の決算時期にいろいろシステム導入等の関係で、人材センターの補助金の内訳については事務局長の人件費及び事務費ということになってきますけども、そのシステム費が高額であったもので、なかなか繰越金が少なくなったということで、平成28年度から134万5,000円、これは人材センターの補助要綱に基づいて上限額で支給しております。中身的には、ほぼ事務局長の人件費ということになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 事務局長の人件費、27年度と変わらんわけでしょう、人件費については28年度とも。29年度もセンターの所長の人件費は変わらんということで捉えていいんですかね。

ということは、今まで前の所長、また今回新しい所長が、このことは電算機から何か使っていて、本当に毎日出て仕事をされておるわけですよ。現場にも行って、また新しい人材を探したりとかですね。そういう中において、やはり出勤日数、それから今後やっぱりシルバー人材センターを盛り上げていく上にも、ちょっと少ないんじゃないかというような思いがおってお尋ねしておるわけですけど。かなり実績も上げられておると私は捉えておるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） シルバー人材センターの事務局長の人件費は、約、月10万円程度と、少しということで、内容的には、以前からシルバー人材センターでほぼボランティア的な余り営利を追求しないというような形で発足しておりますけども、事務局長の出勤日数は、大体月15日ぐらいで社会保険の適用にならないぐらいということで、今まで来ておりました。

今年度については、新しい増田事務局長が今年度の4月から就任されて、就任されてすぐ地震がありまして、その地震後、ガレキの対応とかいうのを環境衛生課のほうから委託を受けられたり、公共的な活動が極端にふえております。それに伴いまして、収益についても1月末現在の収支で、シルバー人材センターの純利益という形になりますけども、202万263円ということになっておって、前年度はマイナス6万1,626円ということで、経費のほうか余計、前年度はかかっていたという状況で、累計で208万1,889円の増収となっております。

そういうような状況から、増田事務局長におかれても、地震後かなり出勤日数も多くなっておられて、かなりの苦勞をされたかと思っております。手当につきましては、決算を

迎えますけども、何らかの形で報酬を考えてやるべきじゃないんだろうかということ考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、内容については担当課長が説明されたとおりでございます。シルバー人材センター、目的にやっぱり高齢者、会社を退職されたりとか、そういう方が健康で長生きしていただくというような目的も私はあると思うわけですよ。何もせんと、やっぱり痴呆にかかったりとかいろいろある。そういう中で、やっぱりシルバー人材センター、特に社協あたりの立場は、本当に大事なところだと思います。

そういう中で、社会保険がかからん範囲とか、そういう考えのもとで運営をしようと思ったら、やっぱり人も集まらんとするわけですよ。退職したから、じゃあシルバー人材センターに行って自分のできる仕事があったりしたいというようなことも、やっぱりかなりおられると思います。

そういうことで、この点についてはやっぱりもうちょっと考えていただけないだろうかという思いで質問しておるわけでございますので、そうすると、やっぱり町長の考えをお聞きしたいと思いますけど。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） シルバー人材センターについては、私のほうで理事長を仰せつかっておりますのでお答えを申し上げます。

勤務形態については、先ほど課長のほうから説明しましたとおり、月15日の日数ということでの計算によりまして、月10万円の報酬というか給与をお支払いしているというような状況が続いております。

ただ、シルバーの運営上、目的としても会員増強、それから受注の額を上げるとか、そういったことをこれから先もやっぱり力を入れていく必要があると思いますので、そのためには事務局長の果たす役割というものも非常に大きなものとなってまいります。

したがって、今ような給与体系でいいのかどうかについても、これは当然検討すべきだろうと思いますので、28年度の活動実績あたりを再度チェックしながら、今後ご指摘の件については検討をしたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、ぜひお願いしたいと思います。

それと、やはり甲佐町がいろいろ仕事を発注される中で、やっぱり人材センターでできる部分もかなりあるんじゃないかと思えます。そういうやつは、やっぱりシルバー人材センターあたりに安易な仕事、危険度のない仕事、それについてもぜひシルバー人材センターに回してやっていただくこともお願いしておきます。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員もご承知のとおりかと思えますけれども、以前に比べます

といろいろ町に関係する分についても、庁舎の清掃であるとかいろんな面でその範囲を広げてきた経緯もございますので、さらに研究を重ねたいと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

5番、福田議員

○5番（福田謙二君） 今の関連で、実際、会員数はどれだけの方がおられるかということ、それから、昨年4月から地震とか集中豪雨があつて、いろんな仕事内容が変わつたと思いますけども、大体年間の近年の売り上げですか。先程は純利益をおっしゃつたけれども、大体年間の近年の売り上げはどれぐらいになっているのかお教えいただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、シルバー人材センターの現在の会員数と今年度の収支ということのご質問でございますけども、まず会員数は、今年3月現在で今58人となっております。前年の3月が45人ございましたので、約13人増えているということ、これは災害対応関連の数がそのまま増えているというような状況でございます。

収支につきましては、一応2月までの収支の報告が事務局長から上がっておりますけども、まず収入のほうが、収入、補助金も含めて全てでございますけども、4,073万2,442円ということになっております。それに関する支出ですけども、それが3,861万6,860円ということになっております。これについては、収入は全て請け負った金額でございますけども、支出については会員さんへの配分金と、9割は配分するということになっておりますので、その9割分が3,438万2,449円という部分が会員さんへ仕事の対価として配分されておりますので、それを差し引きますと、収支で人材センターへの収入が211万5,582円というふうになっております。

以上でございます。

○5番（福田謙二君） 近年度は、ここ3年ぐらいでもええけん。どういうふうになっていったるかとか、こうなるとるかこうなるとるか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） ちょっと前年度の数値だけは手元でございますけども、それでございますでしょうか。申し訳ありません。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 申し訳ありません。資料をちょっと探しておりませんでし

た。

シルバー人材センターの実績ということで、平成23年からの契約実績ということで、これは収入のみでございますけども、推移をお答えいたします。

平成23年が1,435万4,080円でございます。平成24年が1,407万8,941円、平成25年が1,641万3,882円、平成26年が1,806万9,545円、平成27年が1,827万7,258円ということで、今年度が先ほど申しました4,073万2,442円ということになっております。

○議長（緒方哲哉君） 9番、本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 予算書の47ページです。中段の19で老人クラブの補助金がございます。これにつきましては、以前は県補助等がございましたけれども、今は県補助があっているのか。なくて町単独費用でされて対応されているのか。

それと、もう一つは、以前は大人数の団体または少人数の団体ということで、団体ごとに区分されて補助金の額が決まっておりましたけれども、今現在は町連合会一本に補助金を出されているのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、老人クラブの補助金についてのご質問でございます。この老人クラブの補助金につきましては、老人クラブ連合会、またそれぞれの単位クラブについて補助金を出して、その合計額は165万9,000円となっております。内訳につきましては、老人クラブ連合会に対してが43万8,000円、単位クラブにつきましては1クラブ当たり3万3,000円の37クラブございますので、122万1,000円となっております。

ご質問の県の補助金があっているのかということでございますけども、それにつきましては、県の補助はあっております。補助につきましては、まず単位老人クラブに関する補助につきましては、122万1,000円のうち県の補助額は61万6,000円となっております。連合会に関しましては、43万8,000円のうち26万5,000が補助があっているというような状況です。

それと、小規模クラブと大規模クラブと以前は分けてあつておりましたけども、今は算定式が変わって、それはなくなっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 予算書の54ページ、2点お聞きしたいんですが、甲佐町地域支え合いセンター事業委託料、4,273万8,000円の活動内容と、この上にあります需用費の修繕料、これもあわせて教えていただければと思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、甲佐町地域支え合いセンター事業の内容についてご説明申し上げます。

地域支え合いセンターは、熊本地震が起きまして、その後発足した組織でございますけども、熊本県内の15の被災市町村において、熊本地震で被災した方々が生活再建に向けて

安心した日常生活が送れるよう、見守りや健康、生活支援、地域交流の促進など、総合的な支援を行う組織となっております。センターの運営は、市町村社会福祉協議会が行い、主任生活相談員が1名、それと生活支援相談員が9名、うち常勤が5名、非常勤が4名、ほかに事務局員1名の体制で、現在、老人憩いの家の前の専用のプレハブで行われております。

現在は、仮設住宅228戸やみなし仮設住宅の35戸、今、42戸に加え、在宅の被災者についてはまず宮内地区に対する訪問相談活動を行っております。対象446世帯のうち、そのうち支援を要するという世帯が今102件、100件程度おられるということで、絞り込みを訪問調査で行いまして、その世帯についてはさらに訪問活動をして、相談支援、生活支援を行っていくということになります。

また、今後においても、訪問活動のほか、健康教室などのサロンのコーディネート等を行い、被災された方への生活再建に向けてのさまざまな活動を行ってまいります。ちなみに、1月の活動実績を申し上げます。1月、一月でございますけれども、訪問が1,479件、うち仮設住宅に対する訪問が1,353件、みなし仮設が24件、在宅者に対してが102件の訪問を行っております。

ほかに、みんなの家等でサロンというのを、皆さんが集まってされるサロン等の開催を16件行っております。中身につきましては、これは外部からの支援で、復興リハビリテーション及び新年会等を行いまして、1月中でサロンには131人の参加がっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 修繕費についてのお尋ねについて、回答したいと思います。

こちらの修繕費につきましては、熊本地震で被災しました住宅についての応急修理費となっております。1世帯当たり57万6,000円、4月13日までの申請となっておりますので、新たに申請される方に対応するため、今回50戸の追加をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） ご説明ありがとうございました。

地域支え合いセンター事業、活動内容を十分説明していただきましたが、主にこれは人件費、運営費という形で、この委託料は考えてよろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） この費用につきましては、マンパワーが必要ということでございますので、議員がご指摘のとおり人件費が大半を占めるということになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員

○5番（福田謙二君） 今ので関連です。今、支え合いセンター、これは仮設、今訪問されているんなお話を聞かれたりとかされたと思うんですけども、その内容としてどういう内容があったのかとか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思いますけども。相談内容とか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 今、支え合いセンター活動の中でいろんな相談があつてるというのは聞いております。中身について、具体的に申しますと、生活関連の話で今後の住まいの問題、これが一番だと思いますけど、住まいについての調査もしております。

あとは、生活上、何か困ったこととかあつたらということで聞いておりますので、福祉関連、またはほかの件、または住宅とか道路の問題とかでしたら建設課とか、そういった各課とか各団体につなげるというような役目もしておりますので、そこのところの連携をしながら、それぞれの相談に対する解決をそれぞれ図っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

2番、佐野議員

○2番（佐野安春君） 説明資料からであります、17ページの事業名が放課後児童健全育成事業のことについてお尋ねをいたします。

この中で、平成29年度の登録児童数ということで見込みが書いてございますが、この見込みは大体正確なのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） ただいま、放課後児童健全育成事業の資料の数字が正確かどうかというご質問でございますけども、これはあくまでも29年度の予算上の数字でございます。今現在の数字で申しますと、くるみクラブのほうは21人となっております。げんきクラブのほうは20名となっております。新しくできるひまわりクラブについては、一応20人としておりますけども、現在もう20人を超えていると、要望が、希望が20人を超えているというような状況でございます。予算上、人数を多く見ているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員

○2番（佐野安春君） 私は、全てをちょっと確認はできなかったんですけど、くるみ

クラブの状況を確認しますと、新入生が登録する、今受付けをされているということですが、現在の会員と合わせたら、約40名近くになるというようなことを聞いております。だから、見込み数とかなり離れているのかなということと、もう一つは、やはり現在くるみクラブでは、障害児の方が1名いらっしゃって、その1名の方には指導員といいますか支援員といいますか、その方がお一人つきっきりでないとできないということで、1対1の面倒をされていると。あと3人の方が、ほかの子どもさんの面倒を見られているということなんですが、お話を聞きますと、新入生で障害児の方が複数名いらっしゃるというようなことを聞いております。そういうようなことから考えたら、そういうふうな情報を早くつかんで、やはり対応が必要になるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） ただいま、佐野議員からくるみクラブ会員数は40人になるというような情報でございますけども、くるみクラブにつきましては、正会員、準会員の問題がございました。それにつきましては、保護者会のほうで正会員だけが入っていただく。準会員制度は廃止するというような状況で聞いております。その上で正会員が40人近くなるというようなことでありましたら、また今後、補正予算等で対応したいと考えております。

もう一つ、障害児の受け入れでございますけども、障害の子どもさんたちを受け入れる場合は、もちろん加配が、また加算がついてまいります。障害を持つ子どもさんが何人かになるというようなことでございますけども、障害を持つ子どもさんにつきましては、別に放課後デイサービスというような障害のサービスのほうでございます。今のところ、御船町、嘉島町にそういった施設ができておりまして、送迎等も行われて、そちらも利用されているということで、障害を持つ子どもさんにつきましては、そういった障害デイサービスを受けられることによっていろいろな教育支援とか、今後の生活支援あたりも、放課後児童クラブも受け入れはできるんですけども、より専門的な支援員での支援が受けられますので、そちらのほうの利用も促していくというようなことにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員

○2番（佐野安春君） 今のお話では、しっかり状況を具体的にはつかんではいらっしゃらないところがあるんじゃないかというふうに思います。

それで、障害児の子どもさんには、放課後児童健全育成事業以外のデイサービス、そういうようなところの対応もあるというようなことなんですけども、やっぱりそういったところの説明も新しく入ってこられる新入生の保護者の皆さんとかは、事前に説明しておかないと、やっぱりちょっと混乱するところもあるんじゃないかなというふうに思うんですよね。現在もやっぱり1名いらっしゃいますし、そういったところに対してのアドバイスとか何かはあってるんですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 現在利用されている1名の方の保護者につきましては、そちらのくるみクラブを希望して、そちらに行きたいということを聞いております。もちろん、放課後デイサービスのこともご存知だったかと思えますけども、くるみクラブに行きたいということでございましたので、こちらは子どもさんとか保護者の希望も聞いて受けられたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員

○2番（佐野安春君） やはり、4月から新学期ですので、やっぱり保護者の希望によって選択ができるということであれば、新しく予想される障害者の方の入学は、事前にどちらを選択されるのかとかいった確認も早目にしておかないと、現場としてはかなり混乱するというか、全体の子どもさんに影響を与えるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 今度は新入学生、小学1年生になられる方については、保育園からも一応情報のほうは聞いております。そういった発達障害を持つ子どもさんたちにつきましては、保健福祉センターの保健師と協力しながら、そういったことについても、選択できるサービスを紹介していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今の質問の中でちょっと、いわゆる障害児の学童保育のことで、あゆっこクラブというのがあって、そこになんか例年、200万円から300万円予算を組んでおられたというふうにしておりますけども、今回、あゆっこクラブにいろいろあったので、その後どういう方向で行くのか、それと、そういった障害児を持つ保護者の方々のためについては、どういった手立てをしようと考えておられるのか、町の考えを聞かせてください。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、今、日中一時支援事業として行っておられるあゆっこクラブにつきましては、代表者の方がお亡くなりになられて、今年度いっぱい閉鎖するというような状況の話は聞いております。その障害を持たれる子どもさん方の小学生の放課後の預かりとかいうサービスについては、先ほども申しました放課後デイサービスというような制度がございますけども、残念ながら今、甲佐町にそういったサービスをするような施設がございません。これは、民間事業者も参入できるようなサービスでございますけども、一応話には、NPO法人の方からちょっと、29年度に甲佐町で放課後デイを立ち上げたいというような話も聞いております。そのような状況も踏まえまして、これから障害児の福祉計画あたりも町が策定していく必要がございますけども、その調査の中でそういったサービス、町にとって必要なサービスあたりもちょっと計画していきたいと

いうふうには考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。

確かに、指導者の方が亡くなられて、あそこの家を提供されて指導者の方が、特に特別支援学校の保護者の方、あるいは学校からそのままそこに連れてこられてやっておられました。そこに町が200万円か300万円ぐらいの予算をつけて、その支援をしていました。となると、その後、じゃあ保護者の方はそういった希望はどうなんですかね。そういった調査をしておられますか、保護者の方の希望を受け入れるとか、どういう考えを聞いていかれるとか、そういったのはどんな意見が出ておりますか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） あゆっこクラブにつきましては、総会のほうが地震で流れて、たしか秋ぐらいにあったかと思えますけども、総会には私は出席いたしました。そのような状況を踏まえて、できればあゆっこクラブを存続して行ってほしいというようなことで、その当時は言われてて、子どもさんも遠方ですけどもいらっしゃって、1年間だけはということでしたけども、その後の話は、そういった放課後デイとか、そういった施設が、サービスがどこかできないですかねというような要望は、私は受けております。

今のところ、町にはございませんので、近隣町のそういったサービスを受けるしか、今のところその状況の解決はないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） すいません、何度も申し訳ない。今のところそういったことで、推移で行くんだろうというふうに思いますけど、でも、課長先ほど、NPOの方が立ち上げたらというような話がありましたけども、もしもそのNPOの方が立ち上げて、従来のような活動あゆっ子というような、指導者の方がやられているような活動をしようという場合には、町はその支援体制はできるのかどうなのか、それはどういうふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それについては、障害福祉のほうで日中一時支援事業とか放課後デイとかいうサービスの中に則って支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

6番、西坂議員

○6番（西坂和洋君） 私は、予算書の51ページ、障害者福祉のことでお尋ねいたします。

住宅改造助成費、これはどういった改造に使われるのですか。多分、バリアフリー化とかそういったところに使われると思いますが。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、障害者福祉費の中の住宅改造費63万円のそういった住宅改造をどういった形でされるかというようなご質問でございますけども、これについては議員おっしゃるとおり、バリアフリーという形ではございますけども、例えばお風呂の中とか脱衣場、着脱するときに障害者の方がちょっと不自由とか、その家の中でちょっと不自由なところに手すりをつけましたり、そういった住宅の壁とかいうところに簡単な手すりとかいうのをつけていくと。それで、日常の生活をしやすくするというような目的の事業でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員

○2番（佐野安春君） 予算書のほうの49ページ、社会福祉費の5、地域改善対策費の負担金、補助金なんですが、ここにある人権啓発活動補助金を説明ください。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） これにつきましては、地域改善に関する特措法が平成14年3月に失効しておりますが、一般対策に移行して平成12年12月制定・施行の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が現在も継続をされておるところであります。この法律は、人権の擁護に資することを目的に、人権教育及び人権啓発の推進を図るため制定されております。その遂行は、行政の責務であるというふうに考えております。

また、人権啓発活動補助金に関しましては、この法律ほか関連しております甲佐町人権のまちづくりに関する条例、甲佐町人権教育啓発基本計画に基づき交付を設定しております。このほとんどが会員の方々の同和問題を初め、あらゆる人権問題解決のための取り組みというふうに思っております。

それから、昨年12月に部落差別の解消の推進に関する法律というのが施行されておりますが、この目的の中にも部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とするというふうになっておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員

○2番（佐野安春君） 説明ありがたいんですけども、具体的に350万円は何に使われているのかちょっと説明ください。今のところなかったような気がします。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長、もう少しマイクに近づいて説明をお願いします。

○町民センター所長（中林健次君） 各団体で、研修会あたりに参加をされております。研修会が主になります。この研修会につきましては、補助金だけでなく自分たちも参加費用を払いながら、自己負担をされているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員

○2番（佐野安春君） 昨年度もこの件に関しては質問をしたかというふうに思いますが、運動団体への補助金ではないですか、違いますか。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 一応、運動団体に対する補助ということになっているところではございます。

以上です。

○2番（佐野安春君） もうひとつ明確に言ってください。運動団体は運動団体で、どの運動団体に幾らということ。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 部落解放同盟甲佐支部に175万円、全日本同和会甲佐支部に175万円ということで支出を予定しているところではございます。

以上です。

○2番（佐野安春君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしということでございますので、次に移ります前にしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款4の衛生費について質疑を行います。

款4の衛生費について質疑を行います。54ページの下段から60ページまでです。

質疑をお願いいたします。何か質疑ございませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 説明資料からであります、24ページの公衆浴場確保対策事業ということで、福祉センター内のシャワー室の利用の状況があります。現在、シャワー室の利用状況はどうなっているのか。新しく始まったシャワー室については、町民からの意見はないのか、そういったところでご説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

今年度12月からシャワー室ができて、そちらの利用がっておりますけれども、こちらはお風呂がない方への支援でございます、現在、登録者が11名で、利用が毎日3.3人ほどの利用がありまして、12月から2月までの延べ利用者が176名でございます。この中で要望といたしまして、夏場にかけて3日連休があるというときに、その中日をシャワ

一室を開いてもらいたいとの要望あっております。こちらにつきましては、今、課内で検討中でございます。

以上でございます。

○2番（佐野安春君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 説明資料の26ページに熊本中央の一般廃棄物の施設の負担金、12億6,500万円。事業費。これは間違いでしょう。間違いですよ。1,265万円ですよ。わかりました。

それと、そこでこの中央広域のことで町長が会長をしておられるということで、私もその会議に参加しております。29年度、来年度でこの6町村の衛生施設のどこにつくるかというのが決まるというふうなことになるかと思いますが、その点。甲佐町では、それは何か選定委員会をつくっていく、町の代表を出すというようなことになっていると思いますが、甲佐町からどなたを代表として出そうと考えておられるのか、今わかっているならばそれを明らかにしてもらいたいし、せっかくの機会ですから、この中央広域の協議会が今どのように推移しているのかも含めて、ご説明を願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員おっしゃるとおり、今年度の一番大きなところは、候補地の選定というような作業になるかと思えます。それで、まず選定の委員会を設けなくちゃなりません。おっしゃるとおり、行政側からの代表1人と、それから町民代表として1人を選出して、事務局のほうに報告するようになっております。

どういった立場の方を出そうかなということで、今思案しているところでありますけれども、できれば郡内の各町村、どういった方を出すのか統一できるのであれば、同じ立場の人を出したほうがいいのではないかなというようなことは考えているところであります。

まだ、最終的に誰をとということまでは、まだ結論は出ておりません。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 資料からいくと、指定管理業務委託料、総額980万8,000円か、その中で指定管理、いよいよ4月1日から町民の健康増進を目的にフィットネスセンター、そういうやつが開始されるわけでございます。その前段として、1月ぐらいからだったかな、今、その前段を取り組んでおられる中で、利用状況あたりが、また利用される方の反応。それと、28年度中にほとんど備品はそろえてあるものの、あの備品で万全か、その点含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

現在の利用状況につきましては、トレーニング室、運動教室とか筋トレ機器を使った運動、こちらのほうが月平均417名の利用がっております。また、休憩室で水曜と金曜に開催しております子育てサロンにつきましては、保護者及び子どもさんの利用といたしま

して、月平均60人の参加がっております。こちらは、始めました昨年10月から2月にかけてまして倍ふえております。

また、備品につきましては、28年度、今年度そろえます機器・備品につきましては、筋トレ機器が3台、それからロッカー、テレビ、ラジカセ等を今年度中に買いますので、来年度は必要ないと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、いよいよ4月1日からスタートして、これに書いてありますとおり、町内商店の売り上げ向上を図りますというようなことで、前段としても取り組まれました。その実績あたりも少しは出ておるわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

モデル事業に引き続きポイント制をとっております。50ポイントとたまると1,000円のお買物券というきことで、皆さん利用なさっております。現在まだ何名、そのカードが50ポイントたまったかは定かではございません。まだ連絡、その点はありませんけれども、30ポイント以上、今年度お使いいただいた方には、それを1,000円の商品券とするということで計画をしておりますので、まだ3月が終わりましたらその数が出てくるものと思います。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、鮎縁、だから意外と利用される方が甲佐、宮内地区、龍野地区の一部というような捉え方を私しております。そういうことで、乙女、白旗あたりの方にもぜひやっぱり利用していただきたいというようなもとの、最終的にはやっぱり送迎体制あたりを整えんと、利用者増にはつながらんというような思いを持っておるわけですが、その点いかがですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

この事業の周知に当たりまして、糸田のほうの老人会にも行かせていただきました。その上で周知いたしましたけれども、やはり問題は送迎。送迎があったら参加するという方が非常に多かったと思っております。この点につきましては、また今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、担当所長の答弁はそこまでしかできんと思うわけですね。町長、私も鮎縁の湯の廃止については賛成した立場でございます。そういうことで、やはり町民の健康増進、これを達成するためには、5地区からやっぱり寄っていただいて、目的達成をしなければ、鮎縁の湯を廃止した意味もないというような思いも

ありますので、ぜひそういうやっぱり送迎体制。確かに、鮎縁の所長以下、保健師の方々、いろいろな方が各地域に出て行って、利用してくださいというようお願いもかなりされおる状況の中で、最終的には遠距離の人はやっぱり利用はできないというのが本音ではないと思いますので、その点も含めて今後取り組んでいただきたいというような要望で、何か答弁ができれば。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 鮎縁の浴室を改修して、本格的に今年度から健康づくりということで取り組みをいたします。開校式にも私、参加してお話をしたいと思っておりますけれども、私もぜひ大いに利用しながら、自らPRを図っていきたいという思いでおります。そういうふうな中において、送迎の話も出ましたけれども、これまでの利用状況、それから担当のほうでもいろいろの町民の方々からの声も聞いているというようなお話もされましたので、ちょっとその辺も再度確認をしながら、どういった方向でいけば利用者が上がるのかについては、検討を重ねたいということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

2番、佐野議員

○2番（佐野安春君） 説明資料から質問いたします。

22ページの簡易水道組合等対策事業で、小鹿地区の送水管移設修理というのがあります。この説明と、簡易水道の状況について説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） では、まず小鹿地区の水道施設の状況から説明させていただきます。

昨年の豪雨災害により、小鹿地区の水道施設では水源の取水口部分が流出した状態でございます。これにつきましては、今月中に改修工事を水道係と地区の人とで行う予定としております。新年度の送水管移設修理という予算につきましては、現在の取水口をもう少しいい場所に変更するための予算として計上させていただいております。今月、改修は仮改修ということで、もっとよくなるような場所を見つけまして、移設するための費用です。

その他の宮内地区の水道の状況でございますが、まず、本坂谷の水道施設が、水源が二つあるうちのひとつが土石流で流出しておりまして、復活させるように今、工事の方法等を検討している状況です。何とか水は足りているというところです。

あと、打出・川平につきましては、土砂崩れや土石流で2カ所送水管が流出しましたが、今、仮設管で給水が行われています。谷内でも大規模な災害で管路が流出しましたが、こちらも仮設で現在は給水できております。

あと、西原でしばらく水源が濁るという状況が続いておりましたが、原因がわかりませんし、現在は解消しているので、様子を見ながら調査していきたいという状況です。

あと、広瀬・本村が水源からの管路がほとんどだめになりましたので、打出・川平の配水タンクにポンプを入れまして、そこから給水を行っているという状況です。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員

○2番（佐野安春君） 説明ありがとうございます。

豪雨災害からかなり日にちがたっております。やはり、今言われた宮内全域が大変な被害の状況のままで、完全に修復がまだできていないようなところがあるかというふうに思います。やはり、住んでいる方にとっては水は第一といたしますか、重要なものでございますので、時間をできるだけかけない対策があればやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 説明資料の22ページと23ページで、合併浄化槽の補助金と太陽光発電システム設置補助金が載っておりますけれども、浄化槽については災害分ということで73基ほど余分に見られているのかなと思いますが、太陽光に関してはこの20棟で大丈夫ですか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） お答えいたします。

太陽光につきましてですが、年々設置件数が減っている状況で、予算規模としましては少しずつ減らしてきておりまして、今年度が15基には届かないという状況ですので、災害で建て替えが進むということを少し考えまして、20基ということで予算立てさせていただいております。補助金の額でございますが1キロワット当たり、これまで3万円補助しておりましたが、郡内の町村がほとんど2万円の補助ということで合わせさせていただいております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

款4の環境衛生費について質疑を行っております。54ページから60ページまでです。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、款5の農林水産業費及び款6の商工費について質疑を行います。

款5の農林水産業費及び款6の商工費についての質疑を行います。61ページから70ページ中段まで質疑をお願いいたします。

61ページから70ページ中段まで質疑を行います。

質疑をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 63ページの節の19、負担金のところで農業祭負担金というの出ていますけど、これは昨年と同じ金額ですかね、まずそこから教えて。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 金額については、昨年と同額となっております。
以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） ではもう一つ、これは以前も聞いたことあるけど、初期の農業祭の目的というかな、どういうところを目指してこういうことをし始めたのかという、それがあると思うけど、どういうことだったんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 農業祭の目的につきましては、9月議会か12月議会で同じご質問がありまして、もともと農業祭を行う目的ということでは、農業者の方の生産の喜び、また次年度の農業へ向けての活力を養いますとか、品評会等も行いますので、品評会の結果を受けて来年はまた頑張るぞというような祭典というようなことで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 以前言ったように、もう少し農業祭自体考える時期じゃないかというようなことをこの席から言ったと思いますけど、そういう意味で予算は去年と一緒ということでございますが、何か新しく考えておられるのか、それとも例年どおりやられるのか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 農業祭の内容はどうなるのかというようなご質問でございますが、まず、現在議員各位ご存知のとおり、農業祭、商工祭、文化祭、合わせて産業文化祭という形で行っております。この形態はそのまま実施をしたいというふうに考えておりますが、その中で現在、農業祭の中では農作物、収穫したものをを出していただいて、品評会というような形で行っておりますが、出品点数も毎年減少してくるというような状況の中で、昨年は出品点数が極端に少ない場合には、例年1位から3位まで賞状等を渡しておりましたが、出品点数によって2位まで表彰するとかということで、昨年は対応をしたところでした。

本年の農業祭につきましては、まだ事務局で話している段階ではございますが、農作物の品評会のみならず、それも行いますけども、農業経営に頑張っておられる方、また新規就農者で頑張っておられる方、成果を出されている方、そういう方たちもある程度基準をつくった上で農業祭の中で表彰を行うならばということで考えているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 考えておられるのであれば、ぜひそういう形にさせていただきたいなという思いです。

それと、やっぱり農政課というふうになりましたので、その辺のこともあるので、ぜひ

その辺はしっかり担当と事務局のほうで考えてやっていただきたいというふうに思います。
以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 予算書の63ページの間中どころの中山間地域直接支払制度のことでお尋ねします。

現在、中山間地、私たちの部落でも行っておりますが、これはあと2年か3年だったと思いますが、その後の中山間地域の計画はわかりますか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議員からありましたとおり、中山間地域と直接支払い制度につきましては、現在、第4期対策ということで平成27年度から平成31年度までを計画期間ということですので、あと3年間ということになります。あと3年ありますので、その後どうするというような情報は入ってきておりません。もともとの中山間地域直接支払いの制度の趣旨等を考えますと、名称は変わっても何らかの制度は残っていくのではないかなというような予想は立てておりますけれども、そこら辺の説明はまだ国・県等からあっておりませんので、今の時点では未確定と。31年度まではありますが、その後については未確定というような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員

○6番（西坂和洋君） この制度は、私たち中山間地域における者としては、大変助かる事業であって、今後ともまた新しい方策が出れば、住民たちはもうほとんど70歳に近い者ばかりですが、年寄り年寄りなりに知恵を働かして中山間地域を利用したいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 64ページのこれは負担金ですけども、集落営農組織育成助成金、金額についてどうこうじゃございません。集落営農でございますが、法人化になっておまして、集落営農というのは当然、法人に移行するんだというようなことで町も進めております。そういう中で、どうしても事情があって法人に移行できないというところがある場合、法人に移行して、私の知ってるところでは、今、錦郷川さんが既に1件は営農組織を解散されたということは存じています。あとまだ残っているわけでございますが、その辺の町としての考え方をお聞かせ願えませんか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） ただいまの集落営農組織と法人化の関係ということでございますが、本来、集落営農組織を立ち上げていただきますときに、集落営農組織を立ち上げた目的としましては、組織があれば加算金がもらえますよというような国の誘導もあったところでございます。

ただ、そのときに集落営農組織については、大体おおよそ5年後をめどに法人化へ移行

しましようということで国も考えておりましたし、町のほうも各地域についてはお話をしてきたところでございます。宮川議員からありましたとおり、錦郷川につきましましては、営農組織と法人と両方あるという時期がありましたが、先日、営農組織につきましましては解散をされまして、錦郷川地区につきましましては法人一本化ということになっております。これが大体国の思惑の進め方ということになっております。ほかに法人ができておりますところがありますが、それらの地区につきましましては、まだ営農組織と法人が両方存在するというような形で活動を行われております。

冒頭に申し上げましたとおり、営農組織については法人へ移行していただくというような前提で相談をしておりますので、営農組織と法人と組合員が同じとかという条件が整っているところであれば順次解散をして、営農組織が持つておられます機械とかは法人へ移行するというのはある程度容易にできるのではないかと。ただ、構成員が違ったりとか、各地域によって事情がありますので、一律に移行してくださいというのはなかなか難しいというふうには考えておりますが、できるところについては法人化一本化ということで町のほうは進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） わかりました。

それと、私がもう一つ、これは関連でお聞きするわけですけども、甲佐町全体が、今集落営農だったり、今おっしゃったように法人化になったりということで進んでおります。それはそれでいいんですけども、それじゃあ、そういう組織がないところですね。例えば、乙女でいいますと船津、麻生原、それから府領、北原は農地ありませんけんね。そういうところ、ほかにも甲佐町、白旗にもそういうところがありますし、竜野もあるし、もちろん宮内にもある。そういうところの今後の考え方です。国から、結局そういう組織がないと補助金等は出しませんよということを国は言ってるわけですね。

ですから、私が考えますには、何か矛盾する点があるんですよ。それじゃあ、そういうところにいきなり法人ができるかということなんですよね。なかなかそういうのは、今、法人経営やっておられるところも一般質問で聞きましたけど、非常に難しいような状況ですので、そしたら生産組合なり、今言いました営農組合なり、その辺から立ち上げないと仕方ないのかなという感じが、私自身は個人の考えとしていますが、その辺、町の担当の考え方があればお聞かせ願えませんか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） ただいまのご質問の中でもありましたとおり、現在、組織がないところに一足飛びに法人をつくるというのは、地元としても受け入れが難しい部分もあるだろうと思えますし、町としてもそこまで求めるのはちょっと厳しいのかなというふうに考えております。各地域で、人・農地プラン、地元で農業をされている方たちにお集りいただきまして、人・農地プランの検討会議というのを各地域で行っております。その中で私が出ましたところの例でいきますと、そこは営農組織もない、当然、法人もな

い地域でしたが、自分たちの地区についてはやっぱり5年先、10年先については、誰が農業をやってもらえるのか、農地はどぎゃんなったうだろうかというようなご意見が出ております。その地区だけの面積ですと、営農組合つくっても当然法人をつくるような面積も地元にはないと。たまたま、隣の地区に営農組織がありますので、それはもう同じ地域でしたので、隣の地域とも連携をとった上で検討していかないといけないんじゃないでしょうかという話は出ております。

また、例で出ておりました麻生原ですけれども、麻生原につきましても営農組織でするような面積が、水田につきましては麻生原についてはないのかなど。あそこにつきましては、酪農家で認定農業者の方もおられますので、そういう地区地区条件が違いますので、例えば麻生原であれば、認定農業者の方が極端な話、一手に引き受けて、麻生原地区の農地については経営をされるとか、それも一気にというのはなかなかそれぞれ人間関係とか地域的なもの、いろいろ事情がありますのでできませんが、その地域地域に応じた経営が農地の保全、また農業経営が継続できるような方策を地域ごとに検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 確かに、そこそこのやっぱり地域の事情がございますので、今、課長おっしゃったように、認定農業者さんだったり、例えば今言いました営農組合が隣と吸収という言い方、加入していただいてそこをカバーするというようなやり方が今できる最善の方法じゃないかというふうに私も考えております。

そういうことで、ぜひそういう考えでやっていただきたいということをお願いいたします。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員

○2番（佐野安春君） 説明資料31ページの事業名、青年就農給付金のことでお尋ねをいたします。この説明の中にある内訳をご説明いただいでよろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 青年就農給付金の内訳の説明ということで、150万円が7名、75万円が4名、225万円が一組という形で書いております。青年就農給付金につきましては、年額150万円の定額でございます。75万円といたしますのは、認定から5年間給付があるんですが、上期で終了される方は半分の75万円と、新たに認定されます方も年度当初で認定を受ければ150万円ですが、下半期から対応ということになると75万円ということになります。

それと、225万円といたしますのは、夫婦型といたしまして、ご夫婦で認定を受けられて新規就農される場合には、1人分の150万円にもうお一人の分は半分ですね、75万円、1.5倍ということで225万円ということになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。

予算でありますので、この見込み的なものはどうなんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 人数についてですが、まず一番下の225万円については、本年度認定を受けられました方ですので、まだ29年度については2年目ということで継続でございます。

それと、150万円につきましては、現在28年度におきまして認定者が10名と。10名のうち一組でありますので、個人で9名ですが、この9名の方につきましては28年度で一人終了となります。それと、あと8名と一組はもう確定をしているところなんですけど、新規就農の、宮川議員の一般質問のときもあったと思いますが、御船に在住の方で甲佐で新規就農を行いたいというご相談等もあつとります。それと、これは歳出にかかる部分ですので、相談のあっていない部分についても若干予算的には上乘せをさせていただいて予算要求をしているというようなところでございます。

以上です。

○2番（佐野安春君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3点お聞きしたいと思っておりますけども、3点といいますのは、まず先ほど宮川議員も質問されてましたけども、地域営農の法人化という部分の組織の部分、まず法人化したその目的を聞きたいと思っております。法人化とは別に、残りの2点聞きたい部分が、震災復旧緊急対策経営対策支援事業、これの今後どういうスケジュールで、多分、申し込み自体は終わっていると思うんですよね。これから支払いに移っていくと思っておりますので、今後のスケジュール。

それと、有害鳥獣補助事業のこれに新たに28年度に川鶉対策として、河川に入って対処しますよというような話でしたけれども、震災がありましてそれができなかったということで、これはいつごろから始めて、どのくらいされるのか。

まず、1点目の法人の設立目的を教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） まず、法人化の目的ということでございますが、これまでの各農家がそれぞれに農業経営を行うということであると、非常に脆弱な経営体質と。経営基盤を固めた上で収益の上がる組織を育成する必要があると。そのためには、法人化をして、その取りかかりとしては営農組織等もありましたけれども、最終的に法人化して責任を持った経営戦略を持っていただきたいというようなことが根底にあるというふうに考えます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、今そういう目的があつて法人化7組織ですか、

新たにされていると思うんですけど、設立当初からいろいろ聞くのもあれかなと思って我慢しておりましたが、1年たっておとといの一般質問の中で、宮川議員の中で質問されてましたけども、1年間実績を見ると厳しいのかなというような状況を把握したところでございます。

その中で、3年間は補助、組織運営に関してはありますけれども、それが今後3年過ぎたら経営自体も成り立たないような状況が今のところで聞いておりますと、考えられるのではないかなど。そのあたりも収益が上がるために、新しい作物をつくるとかいろいろあると思うんですけども、行政の指導だけではなくてJAあたりとも連携して、来年度、29年度少しでも実績が上がるよう努力していただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 法人の経営につきましては、議員からありましたとおり、先日もお答えしましたが、現在の経営状況は非常に、集積はしたものの経営状況としては思惑どおりの経営状況ではないというふうに感じております。

集積を行っておりますので、作物についてはある程度法人さんのほうで誘導はできるのではないかなど。現時点で一番法人さんに収益が上がるとなると、やはり大豆の団地化をしていただくというのが一番、現在の作物については即効性があるのかなど。ただし、交付金頼みの運営というのは、法人の運営としても望ましくないものでございますので、当然、甲佐の特色を生かした農作物の生産を行う。また、ブランド化を行った上で、それを法人として経営方針として取り組んでいただいて、収益を上げていただくというような方向性は示さなければならぬだろうと。それにつきましては、当然町ですが、JAかみましき、また県の普及振興課等もありますので、連携をとりながら作物等の選定については行っていきたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、JAもそうですけれども、営農、甲佐の地域を生かした作物を将来的に考えるならば、ろくじ館等を通して一括で商品を購入して、販売ルートを確認すると、そういった町総ぐるみで組織を盛り上げていくというような考え方もできるのではないかと思いますので、3年間はそういう補助等がありますけれども、その後の組織運営が盤石になるように研究していただきたいと思います。それが、地域の担い手不足、農業で収益が上がるというような状況をつくり出せば、そういった担い手不足等も解消するかと思いますので、よろしくをお願いします。

震災復旧対策等、有害鳥獣の件をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 震災対策、9割補助の分のご質問でございますが、これまで3回に分けて申し込みの受け付けを行っております。当初、県のほうから連絡があっておりましたスケジュールから、かなり遅れております。1回目につきましては、交付決定を出しているところもありますが、2回目に申し込みをされた方については、2月ぐらいにということで県のほうから示されておりましたので、町のほうも2月ぐらいには決

定通知が出せるんじゃないでしょうかねということで説明をしていたところですが、正式に2月と2回目の、2月分といいますのが先週ぐらいだったですかね、県のほうから決定通知が来ておりますので、これから各農家の皆様へは町からの決定通知を差し上げるということで、スケジュール的にはかなり遅れているというのが現状でございます。

それと、有害鳥獣の川鵜の件ですけれども、これにつきましては緑川漁協さんのほうで、川の中に案山子を立てて、効果も出ているというような状況もあります。町としましても、これは荒田議員のほうでご存知でございますが、川鵜は大量に魚を食べるというようなことで、甲佐町の観光の一つとして鮎というのを掲げておりますが、鮎の生息にもかなりの影響を与えるということで、川鵜対策につきましては町だけではなくて緑川漁協さんと連携をとりながら、対策の方法、また実施等を行っていければということで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 私も2点ほど質問したいと思っておりました。実は、災害の地震でやられた災害に遭ってる農地のいわゆる自力復旧、自立再建について、新年度も甲佐町はどのように考えていかれるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 農家の自力復旧につきましては、すいません、本田議員さん一般質問の日にご欠席だったんで、一般質問の中でも出たところではございます。

いいです、すいません。出たんですが、40万円未満の災害については、国の災害にかからないということで、その分については県の復興基金の中で最高20万円、または事業費の2分の1、どちらか低いほうが事業対象になるという復旧ができることとなっております。この分につきましては、まだ当初予算におきましては、予算のお願いをしておりますが、かなり芝原ですとか、その他の地区におきましても自力復旧されておられます農地がありますので、事業費の調査を行いまして、申し訳ありませんが、また6月の補正のときにこの基金事業を活用した自力復旧の分についてはお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 6月議会でもいいんでしょうけども、農家はそれまでに田植えの準備があるから、その前にそういったいろんなことを手だてをしたいというふうに思われているんですね。じゃあ、事前着工はいいのか悪いのか、その点についてじゃあ。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 当然、田植え前にしないと、田植えには間に合わないというようなこともあります。また、28年中、もう芝原等につきましては客土をされて、整地等をされているということで、この自力復旧につきましては、事前着工分についても対象にしますという制度となっておりますので、自力復旧をされますときに被災状況の写真、作業中と作業が終わった後の写真、それと必要経費が、何が幾らかかったかというよ

うなものをとっておいていただければ、後でも申請はできるという制度となっております。
以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） もう一点、ちょっとお昼にかかりますけども、また私、以前から思ったことを一つさせて。鳥獣害駆除でイノシシ等とかいろいろ捕獲いたします。そういったものを町おこしに生かせないだろうかとは私は思ってる。いわゆるジビエ料理です。いわゆる、私がちょっと考えているのは、我が町のイノシシとニラとかあわせて、餃子だとか何かそういったこととか、何かそういったことをほかの地域でもいろいろやっておられると思うんですね。我が町は、なかなかそこがいかんけん、どれくらいイノシシをどのくらい頭数を毎年とっておるのか知らんけども、そういったことにもっと積極的に行ったらどうなのかなと、私は思いがあって、長年思っているんですけども、どうなんでしょうかね。ジビエ料理、そういったことに手を挙げられようという我が町の料理屋さんとかはおられないのかどうなのか。そういったのが何か調査しておられるなら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） それでは、まず近年のイノシシに限って捕獲頭数のほうをご説明申し上げたいと思います。23年度が56頭、24年度が29頭、25年度に増えまして60頭、26年度60頭、27年度につきましてはさらに増えまして110頭、28年度分はちょっと手持ちでございませぬので申しわけありませんが、27年度でも110頭とれていると。

先日、農業委員会の会議で山都の課長さんとちょうどイノシシの話が出まして、山都町では年間5,000頭とれるということを知っております。ジビエ料理、確かに各地域で行われておりますが、銃殺等になりますけども、捕獲した後の処理がたしか1時間以内に解体処理まで全て終わらないと、商品とはならないというふう聞いております。地域によっては、移動の解体車、コンテナを改造したやつ、これ試験的にやられているところもありますが、先ほど例で挙げました山都町みたいにある程度何千頭の規模でとれるところでない、ジビエ料理の材料として出すにはなかなか定期的に出すというのは難しいのかなと。本町の100頭もかなり多いんですけども、これを商品化して売って出すというのは、若干厳しいところがあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） すみません、ちょっと時間がたったけど、ちょっと確認というか、自力復旧でする場合、私、一般質問で、いろいろと途中だったんですけど、どうしても機械が要るというような状況が出てくると思うんですね。なかなか高額な機械に当たっては1,000万円から超えるような機械、WCSの収穫機、課長はご存知、パンフレットを見られたと思います。

推進協議会、正式には何だっけ、WCSの会議に私も出ましたけど、あの場でも、そう

いうのがあったらいいなというようなことを、委員さん、ぜひ町のほうでも協力していただけんかというような意見も出てます。

ただ、今申しましたように、1,000万円超える機械でございますので、仮に町が見ても、あとは誰が、残りを誰がやるか、支払いをするのかということが、まだ、その段階では煮詰まっておりますので何とも言われんですけども、そういうことで補正といいますかね、そういう形で、もし、そういうことができるのであればですよ、残りの部分をちゃんと、何ですか、稲作部会、WCSの協議会でもつから、あとは町でちょっと助成していただけませんかというような話が出た場合は、やはり考えておかなければいけない問題じゃないかなというふうに思いますけども、こら課長じゃ無理かな。

そういう場合は、やはり補正で対応していただきたいと思うんですけども、町長、そこは町長、答えてください。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） その話は、以前の議会の中でも、多分、宮川議員のほうからお尋ねになられて、内部でも検討してみましようというようなお話はしておりますので、その基本的な考え方については、変わっておりません。

ただ、その使い道というかな、あとの管理の問題とか活用方法とかですね、そういったことをやっぱり研究していく必要があるんじゃないかというふうな思いは感じておりますので、今後、担当課のほうとも、ちょっと更に協議を詰めながらですね、どうするかということについては、検討を更に加えたいというふうに思います。以上です。

○7番（宮川安明君） はい、ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） どうもすみません。

先ほどですね、2番議員が青年就農給付金、これですね、まず1点は、どういう作物をつくられておられるのかと、それと1年目、2年目、3年目と、その経過はどのようになっているのか。その2点でございます。すみません。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 新規就農者の経営内容は、どんなものをつくられておられるのかということでございますが、それぞれ違っておりますが、ニラ単作であったり、ニラと水稻、また、畜産での方、それと花卉、花のほうの花卉ですね、花と水稻というような経営の方が多うございます。

経営状況はということでございますが、これも以前の議会の中でも出ておりますが、本来、青年農業者給付金は5年間出ますが、5年目までのつなぎといいますか、5年後には一本立ちして経営をしていただきたいと、もう農業収入で生活をしていただきたいと、所得も上げていただきたいというような思いのものでございます。

なかなか、中間年度での指導というのが、これまで、現地等の視察は行っておりますけども、これも一般質問の中であったかと思いますが、来年度以降については3年目に中間

の評価を行いなさい。また、JA、金融機関、県、町等のサポート体制を固めた上で指導、助言は行いなさいというような制度になりますので、これまで新規就農、継続で受けられる方もおられますけども、その体制を確立した上で、これまでの新規就農の方、また今後、認定を受けられます方については、サポート体制のほうを強化していきたいというふうに考えております。

それぞれの農家の新規就農の方が、給付金が切れた後に、できる、できないというのは、やっぱりちょっと個人さんで差がありますので、一概にはちょっとと言えないところではございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

昼食のため休憩します。

休憩 午後0時16分

再開 午後1時20分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行っておりますが、次に、款7の土木費について、質疑を行います。

款7の土木費についての質疑を行います。

70ページ中段から76ページ中段までについて、質疑をお願いします。

土木費の70ページ中段から76ページ中段までについての質疑をお願いします。

70ページから76ページです。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） この予算には関係ありませんけども、県道のことで聞いてもよろしいでしょうか。稲生野甲佐線のことで。

○議長（緒方哲哉君） 災害か何かに関連しとるんですか。災害か何かに関連しとるんですか。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 今、竜野川に橋桁が乗って、工事が行われておりますけども、予定とちょっと今後の進捗が、どのようになっているのか、よろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 竜野川にかかります橋梁の件ですけれども、平成28年度の予算で、今、上部工が架けられております。

恐らく繰り越しをされてですね、夏までには完成すると思いますが、その後につきましては、橋からの城平のほうに向けてですね、道路改良が平成29年度にはですね、改良工事に入られる計画になっておると聞いております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君）　　ということは、橋を通られるようになるということは、いつごろになりますかね。

○議長（緒方哲哉君）　建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君）　上部工が完成しまして、取り付けの工事が完了しますが、恐らく、あくまでも、これは計画でございますけども、夏までには終了するというこの予定を聞いておりますので、夏ごろには仮設で通れるというふうに予定をされているところでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君）　ほかに質疑ありませんか。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君）　この75ページの住宅建設費の中の、この公有財産購入費と、その下のビニールハウス云々というのは、私前に質問している、そのことかどうか聞きたいんだけど。

○議長（緒方哲哉君）　企画課長。

○企画課長（西坂直君）　住宅建設費の中の公有財産購入費、それと補償補填、ビニールハウスの移転補償費でございますが、災害公営住宅と合わせて行う子育て支援住宅に係る用地費、それと補償費になります。

○議長（緒方哲哉君）　宮川議員。

○7番（宮川安明君）　この用地買収費は、そしたら両方とも一緒に進められるんですかね、一緒ですかね。

○議長（緒方哲哉君）　企画課長。

○企画課長（西坂直君）　事業として、一応三つの事業として行っておりますが、用地交渉については、全て合わせたところで、今、交渉を行っているところでございます。

○議長（緒方哲哉君）　3番、荒田議員。

○3番（荒田博君）　すみません。同じところの関連で、また用地買収費の5,300万円ですかね、ここ面積はどのぐらいですか。

○議長（緒方哲哉君）　企画課長。

○企画課長（西坂直君）　一応、面積については5,300平米を予定をしております。

○議長（緒方哲哉君）　3番、荒田議員。

○3番（荒田博君）　本来なら最後に聞こうと思っておりましたけれども、ここで用地買収費が載っておりますので、あわせてお尋ねしたい思いますけれども、当然、不動産鑑定士の目安という部分で考えるのかなと思いますけれども、そのあたりの参考にされた価格、教えることが可能であれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君）　企画課長。

○企画課長（西坂直君）　単価については、今、議員おっしゃられたように、不動産鑑定を行っております。

一応、災害公営、それと子育て支援ということで、宅地になるということで、宅地の評価をまず出しまして、その後、それからですね、今は農地の状態ですから、それに造成費

等がかかりますので、その分の経費を引いたところで、買収単価ということで、考えております。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） わかりました。

一応、そういうことで、宅地並ということで購入されているということでございますので、わかりました。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 説明資料の中の42ページ、一昨日ですか、月曜日の一般質問の中で耐震診断の質問のなかでありましたが、ここには一戸13万円と出ていますが、これは県で決められた1万9,000円だったのですか、その金額も、これに含むのですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 県で決められました、今、1万9,000円とありましたけれども、それは耐震診断の簡易診断でありまして、その事業については、県のほうで実施されますので、この事業費には入ってはおりません。

この13万円というのはですね、以前から町が行っておりました耐震診断の詳細診断に対する予算でございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） この13万円というのは、じゃあ個人負担というのは、これ以上使った場合は、個人負担もあると思いますが、そこらあたりはどうなっていますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） この詳細診断にかかります補助の限度額というのが8万6,000円で、それから出る分につきましては、個人負担ということになります。8万6,000円の内訳につきましては、国が2分の1、町が2分の1となっております。以上でございます。

○6番（西坂和洋君） はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 76ページ、最後のところに液状化のことが書いてあります。

それで、さっき説明がありましたとおり、地下水低下工法というんですか、それを採用されると思いますけれども、これによって、周りの住宅地の飲料水、いわゆる吉田地区に地下水を利用されてる方もかなりおられる。そのような方に影響が出ないのかどうなのか。

それとまた、農業にですね、そういった影響が出ないのだろうか、改めて、もう一度ここで確認させていただいて、もしも出た場合は、どうするのかというところで、できればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） この液状化対策につきましては、地下水低下工法というこ

とで、地下水を一定に保ってですね、液状化しないような地盤をつくるということが目的でございますけれども、地下水を低下させることで、飲料水ですとか、地下水の農業用の水田とか何かに影響がないかということにつきましてはですね、対策を行った後、いろんなモニタリング調査あたりもですね、今回の調査の中に入れておりますので、そこでモニタリング調査を行ってですね、経過を観察をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 確認しとるんじゃないけども、モニタリングをされて、その後、対処をすると、そこまで町長どうですか。お約束できますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 原因者が負担するというのが原則だろうと思っておりますので、地下水低下工法を行った結果、それが原因で飲料水に影響を与えとか、そういう状況になれば、当然これは町が対処すべき問題だというふうに考えます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 説明資料の43ページです。中間どころの上揚団地の地盤調査委託料が組んでありますが、これは大体、住宅を建てるのは、大体の年でよろしいですので、何年ぐらいから住宅を建設しますかをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 上揚団地の住宅建設の計画でございますけれども、今年度、平成28年度に現在、実施設計を行っております。

計画的にいきますと、平成29年度から建設予定でございましたけれども、今回の熊本地震あたりの影響がありますので、建設予定はですね、平成30年度から現在のところ計画をしているところでございます。

平成29年度にはですね、山留め等あたりの地盤調査を行ってきたいというふうに考えております。以上でございます。

○6番（西坂和洋君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時33分

再開 午後1時34分

○議長（緒方哲哉君） 会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、建設課長のほうから答弁申し上げましたけれども、今回、熊本地震の影響で、町内の有する町営団地ですね、団地がありますけれども、若干計画の変更が生じる場合もありますので、一応、設計のほうは終わってますし、また、地盤調査

は、今年度予算として計上しておりますけれども、施工の工事時期については、若干変更になる場合もございますので、あらかじめその点は、ご了承いただきたいというふうに思っています。以上です。

○6番（西坂和洋君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 説明資料の中で同じページの一番上に豊内・湯田宅地解体工事がございますけれども、記憶によると、まだいらっしゃるところもありますですよ。そのあたりの説明とか、その辺は大丈夫ですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 豊内団地・湯田団地の解体工事を予定しておりますけれども、豊内団地につきましては、もう誰も住んでいる方はいらっしゃいませんので、あと湯田団地のほうにですね、あと3人の方が住まれておりますけれども、現在、移転のほうを促している状況でございます。また移転についても、移転されるよう、今後も説得をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、76ページ中段から79ページまでに質疑をお願いします。

款8の消防費について、款8の消防費について76ページ中段から79ページ中段までの質疑をお願いします。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） ちょっと確認ですけれども、この77ページの19の負担金及び補助金のところの分団運営交付金というのがありますが、この説明資料について、この説明資料で9分団に対する運営交付金というふうに書いてあるけど、これは4分団にすると、そういうことじゃないか、それだけ。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 今度4月から8分団、役場分団9分団になりますけど、それを4分団と役場分団1分団ということに編成する予定としておりますけれども、予算編成の時期がですね、ちょっと最終的な決定の前に行ったものですから、現在の状況で予算編成をさせていただいているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、消防費について質疑ありませんか。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） この同じ77ページの一番下、備品購入のところの小型ポンプ積載車、これはどこの分ですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 今回、当初予算は計上させていただいておるところでござ

いますけども、同じ、大体、古い年数のポンプ車、積載車のほうがございますので、最終的に今後、決定して、どれを更新させていただくかは、今後、決定させていただくならというふうに思っているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい、わかりました。

その決定に当たってはですよ、地元の消防団の方とか、地元の区長さんとか、その辺の話し合いをきちんとした上で決定していただきたいと、いうことでございます。よろしくお願ひします。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、消防費についての。

9番、本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 先日、熊日のほうで損保会社から町長宛にポンプ付き小型というのが寄附されたと新聞に載っておりましたが、これは何か本部のほうに配置される小型積載車ですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 新聞に掲載されておりましたとおり、車1台寄附いただいたところでございます。その車につきましては、麻生原のほうに配置をしておるという状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、款9の教育費についての質疑を行います。

80ページから95ページです。80ページから95ページ、教育費についての質疑をお願いします。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 説明資料からであります、51ページの4番、司書配置事業のところ質問いたします。

学校司書を1名配置ということで、大変いいことではあります、学校がですね、小学校が4校、中学校が1校、それに生涯学習センター図書室ということで、お一人で多分、6カ所をかけ持ちせないかんというふうことじゃないかと思いますが、結構負担が大きいんじゃないかと思いますが、増員とかはお考えではございませんか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 学校司書配置事業について、ご説明申し上げます。

これにつきましては、議員おっしゃるとおり1名を配置しております。増員については考えておりません。

平成28年度から司書を雇用しまして、各学校に行っていたところでございます。本年につきましては、乙女小学校が被災により甲佐中学校ということで、今年については4校と生涯学習センターということで配置をしておりましたので、きちんと回ってい

ただきましたけれども、来年につきましては、小学校が4校、中学校が1校と生涯学習センターの図書室ということで、6カ所になります。年間計画を立てながら進めていきたいというふうに思っておりますので、そういうことでいきたいと思っております。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 司書を配置されたことで、今までなかったものですね。効果面でどんなことがあったか、わかれば教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 効果といたしまして、自分が聞いている範囲につきましては、児童・生徒の図書室への人数が増えたということと、読書習慣が大分身につけてきたということは聞いております。

また、司書の頑張りですね、図書館のレイアウト等を考えていただいて、児童・生徒が入りやすいような形の図書室にしているということで、効果については随分上がっていると思っております。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 82ページです。甲佐高校魅力化事業委託料ですね。昨日も、ちょっと甲佐高校のことで、質問させていただきましたけれども、昨日は、コンサルのほうに委託して、いい結果が出たということで、おられるということでございましたけども、その高校が、どういうことをやって、生徒数がどれくらい増えたのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） この成果につきましては、沖縄県久米島高校、島根県の因島高校、急に高校名は言えませんが、そこで取り組んでおられます。そこにつきましては、学力向上という形で取り組まれてまして、沖縄でいいますと、久米島高校につきましては、国公立大学に通られたということで成果が上がったことで、生徒が増えたということで聞いています。数字的なものが頭に入っておりませんが、そういう形で、久米島高校についても生徒数の確保が出来たということで、そういう実績があるので頼んだということになります。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） 今、お話の中で、これは離島でしょう。今回、甲佐高校ですね。そういうものを適用できるのか。それとも、やってみて成果が出るわけですかね。

逆に教育長なんかは、実際に甲佐高校の校長をされて、今、実際、こういうのを取り組んでおられるんだから、どういう状況であって、その先生たちの考えというのはどうか分かりませんが、甲佐高校に来られて、生徒数が少ないな、じゃあ増やそうかというような先生がおられるのか、この学校に来たから教職員もびしゃっとやるというような気持ちだったとか、学校長になられたからこそですね、どういうふうにして生徒数を増やそうかとか、いろんな苦勞をされましたと思いますけども、甲佐高校の校長ですね、生徒数が減

少していく中で、どのようにやったら増えるかとか、そういう問題点を話し合われたこととか、県のほうと打合会とか何かあったかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 甲佐高校ですね、私が赴任をした当時はですね、200名を、全校生徒越しておりました。ただ、減少し始めた頃でございました。この原因は、減少になった原因は何かということですね、分析をいたしました。

いろんな要素があるんですが、一番大きいことは県立高校の通学区の学区の変更、この時期に減少し始めた時期が重なっております。これが一番大きいというふうに論説しました。

また、それで、三つのクラスが、それぞれ違った学科でありますけども、今、どのような魅力があって、どのような魅力が足りないかというようなことも分析をいたしまして、また、学校全体としてのPRと申しますか、外部への教育内容の発信が出てないんじゃないかとか、地域とのつながりが薄いというようなことも感じておりました。

このようなことについて、やれることについてはですね、全て取り組んでいったつもりではございますが、やはりこの学区が変わったという、このことについてのですね。熊本市内への保護者の方、それから中学生の志向が相当、市志向ということで、向いているという、その大きな流れを食いとめることはなかなかできなかったというふうに私は感じております。

そのような経験を踏まえてですね、現在、一緒に相談をしております専門の業者につきましては、今、沖縄の例を先ほど出しましたけども、そのほか全国にですね、多くのですね、北海道から沖縄までだと思います。

例えば、鹿児島島の出水市あたりでも、ここにも入っておられまして、取り組んでおられて、それぞれに成果は残してきている。ただ、おっしゃるとおりですね、学校それぞれの立地の条件ですとか、生徒数が減っていく原因というのはまちまち、それぞれ要素があると思いますので、甲佐高校が減ってきた要因を分析し、これから増えていくためには、どういうことが必要かということで、今、進めているところでございますけれども、やはり、この全体の一般質問のところでお答えいたしましたようにですね、教育の質の魅力、甲佐高校で行われている教育に魅力を感じるような、そういう改革は必要じゃないかなというふうに感じておりますので、その考えのもとにですね、支援策を考えているところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） 29年度に決まりますと、どのような内容ということは、決まるかと思っておりますけども、一つはですね、保護者の方からちょっと聞いてみると、中学生が進路でというときには、甲佐高校よりも御船高校がいいと、一つは就職ですね、だから学校のPRも、ものすごく必要だと思います。甲佐高校には、こういうのがあるんですよって、そういうPRをもう少しですね、やっていただくように、甲佐高校今後やっていただけたらなと、町としても、そういう方向に向けて、甲佐高校には、こういう就職もありますと

か、そういうのもしっかりPRしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今の、それについての関連でございますが、説明資料51ページにですね、甲佐高校の支援事業ということで1,965万3,000円ということで上げてあります。今、5番議員からの質問がありましたが、以前もお聞きしたことがあるかと思うんですが、県が、一旦、高校廃止を決めたらですね、それを覆すことはなかなか困難というふうなお話を聞いたことがあります。

それで、やはりその前に有効な手だてをしなければいけないと思うんですが、公営塾を29年度スタートさせるんですね。公営塾というの、やっぱり一般的には聞きなれない名前だと思うんですが、いつごろからスタートさせる予定なのか、お聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 甲佐高校の支援の事業のご質問にお答えしたいと思います。

公営塾につきましては、今、学校側と最終的な調整等を行って協議を進めているところでございます。今の予定といたしましては、夏ごろになるのかなというふうな思いがありますが、それにつきましては、まだ、最終調整を行っておりますので、正式な日程等についてはお答えできませんが、一応、夏ごろを目指して頑張っていきたいというふうには思っております。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 夏ごろからということで、やはり町が起こす、こういった事業もですね、緊急性があるということと、結果を出すのも早くないと、5年後、10年後ではですね、とても遅いと。やはりこの一、二年の中で結果が出るようなものをつくっていかないといけないと思うんですが、そういったところの見通しはどうか。

○議長（緒方哲哉君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） おっしゃるとおりですね、結果を、これも年度の早いうちにですね、実質的な支援を始めてですね、このような結果という捉え方は、一番大きいのは入学者の数の増加でございますけども、入学者数が増加したかどうかというのは、来年の今ごろの時期を待たなければなりません、その前に、こういう支持があっているから、それ非常に、甲佐高校はそんなことを町から行ってもらっているんだというような、そういう事業の内容がですね、魅力ある支援内容が固まれば、それを外部に発信をいたしましてですね、その魅力に対して、入学の応募が増えていくものというふうには思っておりますので、おっしゃるとおりですね、スピード感をもって、できるだけ早くですね、支援策が実動に移れるようにしていきたいというふうには思っています。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 同じ関連ですけど、資料の51ページの中で地域おこし協力隊、これは前に宮内を中心に、また甲佐町を中心に、計3人来られましたが、その人たちとは

違って、甲佐高校のために何かを考えて行かれるということですか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、議員おっしゃるとおり、甲佐高校の今、佐野議員からおっしゃられました、公営塾等のスタッフとしての雇用ということで考えております。以上であります。

○6番（西坂和洋君） はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 資料の59ページで、予算書だと94ページの安津橋総合運動公園整備工事、来年度に、テニスコート8面を2億3,300万円ですか、ありますが、具体的にですね、何をするのが決まったのかを教えてくださいたいのと。最終的に何年を、完成をめどにされているのか、教えてくださいたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 安津橋の総合運動公園の内容ということでございますが、29年度に一応、予定しておりますのがテニスコート8面、これの場所については安津橋の下流部分の、現在グラウンドゴルフ場と管理棟の間の空き地になってる部分になります。

それと、その次の30年度以降については、上流部分にかけまして多目的広場、それとサッカーコート、野球場、ソフトボール場、それとまた多目的なキャンプ等ができるようなスペースということ。

それと、そのほかに駐車場、それと外周を取り巻きますジョギングコースあたりを計画をしております。

大体30年度以降、32年度ぐらいまでには全体的な整備ができるのかなという計画ではあります。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 説明書の53ページ、甲佐小学校の教室増設事業1,655万円ということで予定されていますが、今後、予定されている工事の内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 甲佐小学校の教室増の増設事業につきまして、お答えさせていただきます。

甲佐小学校、佐野議員現地を見に行かれたと思いますが、教室棟の前にワークスペース等ありますが、そのところに教室棟を、教室として使える部屋をつくるということで、その事業費となっております。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 今度、新しく入る新入生のための教室確保だというふうに思いますが、一次的にはちょっと間に合わないという形ですか、どうですか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 平成29年度に入られます児童の教室につきましては、今ある教室を使わせていただくということで、その対策としまして、この前お話をさせていただいたと思いますが、音楽教室を体育館のミーティングルームに移して、今学校と協議していますけども、音楽室を今、特別支援教室に移し、特別支援教室として使っている部分を普通教室に戻して、そこで児童を受け入れる。一年生等の授業ができるような形で行うということになりますので、空くということはありませんで、そのまま教室を使うということになっております。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） これに関して、それがいつ完成予定なのかというのが一つとですね。これから、町も考えてます、子育て支援住宅とかいうことで、子どもさんがですね、ふえる可能性が十分ありますが、そういったところに向けての本格的な増築の計画ということは、お考えではないわけですね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） まずもって第1点の完成はいつごろだろうかということで、教室内の工事を行いますので、夏休み等を利用して工事をしたいということを考えていますので、夏休み期間中には完成予定を目指しております。

あと、子育て支援住宅等ができますので、児童等が増加する部分については、今後、龍野小学校で緑川団地の児童が増えておりますので、その辺の経緯と今後の推移等を計画しながら増設等については協議していきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 説明資料55ページですね、②の事業名自治公民館改修等補助金で、これはどこの部分で、公民館、何カ所ぐらいあって、どれぐらいの工事か、教えていただけますか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） この部分の4,248万6,000円計上しておりますところは、まず、災害関連でですね、被災したところが14行政区の3,935万2,000円ということと。

それと、一般の新築、増築が3行政区の313万4,000円ということでございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） ありがとうございました。

これで公民館関連で上早川一区の方からですね、この手元にもありますけども、公民館を要望ということで1行政区に2ヶ所ですね、一応、要望がっておりますけど、以前だったらならば、そういう小部落に一つできるということもあったかもしれませんが、そのようなことから、今回、町のほうから回答があって、行政区に一つということでは言われたということでありました。

昨年ですね、地震、それから集中豪雨ですね、特に地震の場合はですね、平らなところに行けばよかったんですけども、集中豪雨の場合は、上早川1区から2区、3区もあった

んですけども、4区もあったんですけども、5区もですね、ある程度のところに川が流れております。その川があったせいで、小さい小部落から小部落にも行けないよう状態ですね。全然移動ができなかったということでございます。

一番、上早川に避難所はですね、ふれあいセンターというところがありますけれども、そのふれあいセンターにも行けなかったということがあったからですね、田代地区の人たちも高齢者が多い中で、どうしたらいいもんかということで、やっぱりいろんな策を練られて、今回、こういう要望が出たんだと思うんですけども、一行政区に一つということで、何かそういう、災害に関しての何か財源みたいなのは、どこかで見つけられないのかと、その1点と。

あのですね、一つはいい点だったはですね、上早川は3区の幸野のという龍野小学校のすぐ横にですね、幸野部落というところがあるんですけども、そこがですね、地震の場合ですね、皆さんの安否を知るためにと、自然に区長さんたちが先頭になって、いろんな策を練られてですね、そこには集会所があるんですけども、皆さんを呼んで、そこで自炊ですね、皆さんが、みんなで寄ったら何か不安はあったけれども、ああいう状況の中でも笑顔もあったということでございます。

それはですね、やっぱりこういうことが一番いいんじゃないかと思うんですけども、そういう小部落で、そういう場所があったからこそですね、そういうことができたんじゃないかと思うんですけども、特に田代とかはですね、高齢者の多い中で、どのように今後、考えられとるか、あんまりわかりませんが、どうかひとつ財源ができないものか、そういう災害面で避難場所とかいう、そういうものがないのか、お聞きしたいと思えますけど。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） まず1点目の質問でございますけども、確かに地域の実情を踏まえた上でですね、対応していかなければならないということは重要なことだと思います。

ですから、そういったことでですね、何か、それ町の補助以外にですね、代わるような補助がないものかということで調べましたけれども、現行ではコミュニティセンター助成事業ということで、宝くじの助成金関係の事業がございます。

しかしながら、その採択要件はですね、非常にハードルも高く、採択率も、ものすごく低いということでございますので、今、実際、採択されるようになるのは、非常に難しいものになるのではないかとというふうに予想されているところでございます。

それと、といいますのもですね、2番目の質問と関連いたしますけども、国や県もですね、広域化推進というような面ですね、自治区や行政区が一つとなってですね、どうしても必要とされるような施設をですね、活用していきたいというような助成制度でございますので、これにつきましても事業主体となる組織はですね、自治会とか、町内会とか連合体であるとか、町一本というような、市町村というようなことになっております。

そのようなことを踏まえまして、町でも、先般の事務事業評価委員会におきまして、今

後の町の総合的な面を考慮いたしまして一行政区からは、一公民館しかできないというような方針を決定したところであります。

それにつきましては、また現在、一行政区にですね、一公民館しかないところが、もうほとんどでございますので、そういった面の平等性も踏まえましてですね、そのような方針を決定したというところでございますので、どうぞご理解のほど、どうかよろしく願います。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） 先ほど、コミュニティ助成事業、これは前、上早川区も一つ受けとるでしょう、何年か前に。あれとはまた違うんですかね。

これは、そういうのを適用されるならですよ、それって同じところでも何回もできるわけです、これが、申請がね。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 申請はしてみなければはっきりわからないんですけども、できないというような要件はございません。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、コミュニティ助成事業の件でちょっとお話あったようでありましてけれども、今回の上早川一区の区長さんのほうから要望に来られた経緯があります。1月27日だったかと思っておりますけれども、その辺の話の経緯については、議員からも、先ほどご紹介がありましたし、課長のほうから答弁があったとおりでありますけれども、2カ所の要望されたわけなんですけど、ところが過去の例、それから、今後の公民館の取り扱いを考えていく上で、やはり公平性を保っていく上では、各行政区当たり1カ所の公民館に対しての助成をしていくということが、これは先ほど言うように公平性を保つ上で、基本的な考え方になるんじゃないかというようなことをお話をさせていただきました。

一応、持ち帰られて今、検討がなされているというようなお話も聞いておりますけれども、ですから町の考え方としては、当然、この考え方については、やはり踏襲をしていくべきかなというふうに思います。

それから、集会所についても過去の例も、議員のほうから、私のほうに流れて話がありましたけれども、これは全てに公費が入っているというわけではなくて、それぞれの集落の中で独自に建設をされ、廃止をされて現在に至っている例も非常に多いかと思えます。

じゃあコミュニティ助成事業の例もあるじゃないかと言われるかもしれませんが、このコミュニティ助成事業を仮に活用するにしても、やはり町にいただいて、町から予算を通して計上して、それぞれの集落に補助を出すような形になりますので、仮にやるとしても、新たな視点での規約、規定が必要になろうかというふうに思います。

ですから、また採択基準もですね、かなり厳しくて、町のほうで申請しても、これまでもそれが認められ件は、事例はないんじゃないかと思えます。

認められたときの事例を考えてみますときにもですね、やはり公平性を保つような、やっぱりきちっとした規定が必要ではないかと思えますので、基本的な考え方としては、先

ほどから申し上げておりますとおり、一行政区一補助ということをですね、やはり年頭に考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 先立っての一般質問で時間が足らず質問ができませんでしたのですね、甲佐10マイル、これについて平成29年度一般会計から、一般財源から320万円、例年どおり出て大会が実施されるわけでございますが、大会期日等についてはどのようなことを考えておられるか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 甲佐10マイルの開催期日といたしますか、時期といたしますかですね、これについてのご質問ですけれども、熊本甲佐10マイルは、これまでも何度か時期の変更をしてきております。

昨年につきましては、実業団のニューイヤーマラソンというものがございまして、それに配慮をして、実業団からの希望をのんだ形で、1週間早い開催にいたしました。

ところが、その結果、中学生、高校生の学校行事等うまくいかない日程の重なりがありましたものですから、中学生、高校生の参加が少なくなりました。だからといって、実業団が増えたかというところ、若干増えやしたけども、そんな大きな増えはなかった。また、たびたびですね、開催期日を変更することは、甲佐10マイルロードレースの認知度を高めるという観点からも、あまり望ましくないというふうに考えております。

もちろん、甲佐10マイルロードレースは、ここまで全国に名が知れる大会になってきたのは、トップレベルの選手たちが晩秋の甲佐路を駆け抜けるという。それはトップレベルというところにも魅力があってということは確かですけれども、一方では小中学生、高校生の競技人口・底辺拡大・長距離競技者の振興というような役割も、この大会は担っているという部分があることを考えますと、今後はですね、以前のように12月の第1週に固定をいたしまして、どのような、他の大会の関連が出てこようとも12月第1週には日本の中で、熊本甲佐10マイルロードレースがあると認知度ですね、高めていくような、そういうことにつながるかと思ひまして、固定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 固定するものが本当の姿だと思います。当初はですね、12月の第2だったんですよ。それも実業団から、第1になって、それで第1が11月の末、また今年度ですよ、29年度大会についてもですよ、また時期を考えてくれとか言ってきとるわけですよ。

一般の財源を使いながら甲佐町は、公認をとりながら努力しよる中でですよ、昨年なんかは飛行機が間に合わんから閉会式を早く終わってくれとか、余りにもですね、実業団の言いなりになり過ぎなんですよ。

そういうことで、やっぱり甲佐10マイル実行委員会、やっぱり信念を持って12月第1週と決めたら絶対変えないと、そういうような思いでやっていただきたいと思います。

その証拠にですね、26年、27年、28年とですね、特に女子の中学生、高校生、それに中学男子、学力テストとかいろいろそういう絡みで年々減ってきておるわけですね、生徒。本来の目的と小中高校生を育てるという目的が達成されないわけですね。

最後に無理かもしれんけど、経済の振興や町の活性化を図ってともうたつてあるわけですよ。これについてもですね、恐らく達成はしとらんというような思いを持っております。

ただですね、それは達成するように、お互いが努力しなければならないのはわかっております。今後も実業団は、余りにも実業団は、いろいろ言うてくるという想定しとるから、私、あえて言うわけですけど、その点、絶対12月第1で教育長頑張りますね。

○議長（緒方哲哉君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 議員のおっしゃるとおり、同じ気持ちでございますので、その方向でいきたいというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） すみません、説明資料の55ページのいちばん上に地域未来塾。中学校へ115万円。中学校教育のためそのほとんど県補助で支援してやっておられます。甲佐高校に1,950万円ですか、支援をすると。ほとんど一般財源でやるのでしょうか。もしもそうだとするなら、私にはねそのまえに、そこまでやるのかという思いを持っております。

そこで、そのことはいいとしてですね、中学校に517万円出して28年度からやりましたけども、成果というわけじゃないけども、今年の学校の卒業生は、高校受験のほうはどのようなことになったのか教育長でも総評でも構いませんけども、お教え願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 地域未来塾の成果ということで、中学生の進路がどうだったかということですが、まだ高校入試の発表がちょうど今日でございますので、明日の新聞に載ろうかと思いますが、それを待ちたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2点ほど質問いたします。

説明資料からですが、55ページの公民館主催事業、もう1点は57ページの宮内地区社会教育センター事業について質問いたします。

公民館主催事業についてはですね、29年度、30万7,000円と予算をつけてありますが、28年度においてはですね、熊本地震の関係で、事業自体はどうなっているかということ私は確認できませんが、いろんな劇団とかですね、楽団とか、バレエとかですね、落語とか、いろんな全国の方々が支援のためのですね、ボランティアの公演ということがあったというふうに思います。そういった意味では、29年度はどういうふうなことになるかということでここに回数だけを書いてありますが、引き続き、そういうふうな催しがあるのか

ということと、もう1つはですね、やはり催し事によって町としての町民に対する周知はバランスに欠けたところがあったというふうに思います。やはりしっかりと丁寧に町民の皆さんに、こういう催しがあるということを紹介して、おいでいただくと。おいでいただければですね、私は、ほとんどの方が感激をされると、来てよかったというふうに感じられるというふうに思いますので、その点をどういうふうに考えていらっしゃるのか。

もう1つは、宮内地区社会教育センターなんですけど、この中にある508万5,000円の予算は管理委託とか委託関係、検査関係ということではありますが、今、どういった事業を展開されているのかといったところを説明いただければというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡 英二君） それでは、第1点の公民館主催事業についてお答えいたします。

これにつきましては、先ほど佐野議員がおっしゃられたとおり、28年度におきましては、地震の影響で実際予定しておりました講座については、いくつかはできなかったということでございます。

しかしながら、震災に対する慰問という形でダンスの公演であるとか、落語であるとか、弦楽器の演奏であるとか、いろんなところからおいでいただいて、甲佐町の町民を元気づけていただいたということでございます。

これにつきましては、慰問等についてはですね、急々にといいますか、前もってわかっていたんじゃないなくて何週間か前ぐらいでということ、周知についてはですね、町教育委員会のほうも苦慮した部分もございましたけれども、周知方法については、まずチラシ等を入れるのは若干ですね、時間の関係上、文書配達の日がありますので、できたところもある、できなかったところもあるということでございますけれども、防災行政無線についてはですね、できる限りやったつもりではございます。

おかげをもちまして、予想した以上の方がおいでいただいて、町民の方も喜んでいただいた、元気づけられたということで、そういったアンケートに対する答えもいただいているところでございます。

それと、2点目の宮内社会教育センター事業でございますけども、これにつきましては508万5,000円上げておりますけども、このほかにですね、ここに計上しております施設管理費から浄化槽点検のほかに修繕料がございます。これは地震で弱体したりしました床であるとかですね、壁であるとか、それと体育館が被災しておりますので、そういった修繕を含めて、修繕料だけで260万円ぐらい計上しておりますので、そういった関係で508万5,000円になるということでございます。

それと、ここで行っております事業については、ここを活用されているいろんなところが幾つもございますけども、やまびこ会であるとか、また、調理のパワフルかあちゃんであるとかですね、そういうところが使われておりますけども、事業内容としましては、花見であるとか梅の収穫、それと各種会合、調理教室、しめ縄づくり、それと、各小学校からの見学、梅ジャムづくり、そういったことも行っておられるというようなことござい

ます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

2番。

○2番（佐野安春君） 公民館主催事業についてはですね、今、課長のほうからお話がありましたが、時間がなくても努力をされてるかと思うんですが、私が感じた範囲ではどうだろうか。時間があっても余りできなかったといった点もあったような感じがあります。そういったところではですね、やっぱりせつかく支援においでいただく方々ですので、そういった点ではしっかりと周知の徹底を図っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、款10の災害復旧費及び款11の公債費、款12の諸支出金、款13の予備費については一括質疑を行います。

95ページ中段から、款10災害復旧費から97ページの予備費までです。

質疑をお願いします。

95ページから97ページです。災害復旧費から予備費までです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

ないということですので、次に、歳出全部について何か質疑ありませんか。

歳出全部について。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 先ほどお尋ねするのを忘れておりましたので、申し訳ありませんけど、緑のプロムナート中甲橋上流の、あそこで甲佐町の町有地、それにトイレがありますけど、実際ですね、来場者が全く使われてないのが現状です。そして、緑川荘入居されている方が、やはり正面玄関から出入りしていただきたいという思いでですね、施設の裏が30センチぐらいしかあけてないわけですよ。夜は完全に閉まるんですけど、そういう状況の中でですね、町民始め、おいでの方で実際使われるんだったら残しとったほうがいいと思うんですけど、利用されていないような場所でございますので、これは町長のお考えですけど、この点はですね、逆に緑川荘さんに払い下げをしたほうが町有財産だから町長がと思われるか、知らんけど、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 現在の状況については、今、中村議員から聞いて私も方もわかったところがあります。そういう状況を再度こちらのほうでも調査させていただいて、今後どう対処するか研究させていただきたいというように思います。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） それから、あと1点ですけど、上益城消防1億6,000万円ぐらいが平等割、人口割で負担してますよね、そういう中においてですよ、上消の9月議会で救急車を甲佐町にぜひ配置していただきたいと。

町長は管理者であってですね、なかなかあの時点では、できるともできんとも言えないのはわかっておりますけど、お尋ねしたんですけど、やはり甲佐町とすればですね、やはり山都、御船、それらに比べてですね、平等割、人口割しとる中でですね、やはり甲佐町に1台ぐらい救急車、役場庁舎内にでも設置していただきたいという思いで9月の上益城消防議会でお尋ねしたんですけど、町長、この場所ではなかなか答弁されにくい点もあったかと思いますが、管理者という立場でですね、どうかその点を、今後、管理者・副管理者あたりで検討していただきたいと思うわけですけど、いかがでしょう。

特に、宮内地区は本当に上消から今の震災の後、大変な状況で、やはり数秒、何分も遅れたから命に関わるというような状況も考えられますので、その点をよろしく願いをしておきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまの件については、中村議員も消防議員としていろいろご提案、ご提言をいただいているような状況であります。

山都町のただ今の話については、旧清和、蘇陽、矢部の3町村の合併によって、そういった経緯も現在の体制づくりにおいて反映されているかなというふうにも思います。

それから、分署を甲佐町の中に置くということになりますと、当然、新たな経費も発生いたします。考えられるやり方として、同じ消防組合の組織だけじゃなくてですね、例えばの話ですよ。近隣の組合との広域的なそういう協定を結ぶとかですね、そういうことで解決できることは考えられないこともないのかなというふうにも思っておるところであります。

議員の考え方は非常に同調するところもありますけれども、じゃあ、いざ実現となったときには、ちょっと障害もまだまだ多いのかなと思いますので、それはそれとして、いろんな方策が考えられないか、広域的な協定等も含めて検討させていただけたらなという思いを持っておるところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに歳出全部について質疑を伺っています。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 商工費の中の説明資料37ページですが、観光協会補助事業であゆまつり補助300万円ということであげてありますが、昨年は熊本地震の影響で中止となりましたが2年ぶりということで行われる予定だと思いますが、内容的なことは今の段階

でお考えなどあれば、これからのそういったところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議員ご指摘のとおり、2年ぶりの実施になるということで、これまで産業文化祭であるとか、今回、今度の日曜日に行いますスポーツフェスタ等につきましても、復興を願ってというような形で行っております。

具体的な内容についてはまだこれから詰めるということになりますが、まだまだ復旧・復興道半ばということで、それから辺を念頭に置いたプログラムをつくる必要があるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 2年ぶりでもありますし、今まではあゆまつりについてもですね、内容的に余り変化がないというようなことで、新しいイベントとかですね、そういったことも考えられてですね、ぜひ魅力のあるあゆまつりにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳入について質疑を行います。

12ページの款1町税から16ページ中段、款12分担金及び負担金までについての質疑をお願いします。12ページから16ページ、分担金及び負担金までの質疑をお願いします。12ページから16ページです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんか。

次に、16ページ下段から款13使用料及び手数料、24ページ、款15県支出金までについての質疑をお願いします。16ページから24ページ、県支出金までの質疑をお伺いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、25ページ、款16財産収入から29ページ、款21町債までについての質疑をお願いします。25ページから29ページです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳入全部について何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 23ページ、林業災害復旧費補助金8,800万円あげられていますが、よかったら説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 林業費補助金の林業災害復旧費補助金でございますが、これは町内にあります林道、去年の地震及び豪雨で被災しまして、査定を受けました分の

災害復旧に係る費用の補助金ということでございます。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時46分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 林道につきましては、7路線。町内には7路線林道がありますが、全ての林道で被災をいたしております。

災害を受けました査定の箇所数でカウントしますと、46カ所を災害査定を受けております。この46カ所を28年度予算と29年度予算で予算措置をお願いして災害復旧を行うということで、29年度予算に対する分の補助金ということになります。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、2ページから6ページまでの第1表 歳入歳出について質疑をお願いします。2ページから6ページまでです。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、7ページから8ページの債務負担行為についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、9ページ、第3表 地方債について質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に、10ページから11ページの歳入歳出予算事項別明細書についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんということで、次に最後に、本予算全部について質疑をお願いします。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 直接的にはですね、民生費等のかかわり合いがあると思いましたが、質問したいと思いますが、よろしゅうございますか。

平成22年12月に緑川保育所に隣接する町有地を社会福祉法人銀杏会に売却された土地の今の状況はどうなっているかということで、町民も関心を持っている問題でございますので、お答えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時50分

再開 午後 2 時50分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 佐野議員、今、ご質問の土地につきましては、町のほうが売買を完了しておりますので、社会福祉法人の管理ということで、今、管理をされておる状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2 番。

○2 番（佐野安春君） 売買されたらですね、町には関係がないというような答弁だったと思いますが、売買の際の目的の中ではですね、保育園の子どもたちの遊び場の目的ということで、町としても緑川保育所に売られたと思うんですが、私も正確には見てないんですけども、まだ遊び場として開発されてないというようなことも聞きますので、やはり目的からするとですね、その目的を達してないというのはいかなるものかなというように思いますが、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時52分

再開 午後 2 時52分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 佐野議員おっしゃいましたご質問ですけれども、あの場所、土地につきましては、何らかの遊具とか、いろんな公園のような感じで整備をされるということではないのかなというふうに思っております。あそこの自然を生かして子どもたちがちょっと遊びに行って、自然に触れ合うというふうな感じでの場所として考えておられたのかなというふうには思っております。

今現時点で、私が最近見ておりませんが、私が知る限りにおきましては、多少、土砂が流れないような状況で盛り土をされておられますけれども、あとはそのまま自然の状態のままになっておるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2 番。

○2 番（佐野安春君） お伺いという文書の中でですね、緑川保育所園児の遊び場を新

たにつくるために白旗の何々番地の払い下げの申し出があつてということ、町もそのためであればということですね、やっぱり児童福祉の向上に寄与できればという考えで売買の契約をされたというふうに思います。

売買の契約をされて7年ぐらい経過している中で、なかなか遊び場ができてないというのは、私としては問題ではないかと。町としても、どうですかぐらいは声かけもあってもいいんじゃないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 当該地の有効活用ということで、先ほど総務課長から話があつたとおり、遊具を設置してというような認識はなかったのかなというふうな思いを持っております。

あの傾斜を利用したところでの自然と親しむ、そういう場面に、子どもたちをそういう環境に置きたいというような思いじゃなかったのかなとは思いますが、園長さんあたりとも、当初のそういった思いがあれば、ぜひそれを踏襲してくださいというよう向きのお話はしてもいいんじゃないかなというふうに思いは持ちました。

以上です。

○2番（佐野安春君） 私の質問は以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 震災が起こって11カ月たち、町長初め執行部並びに職員の皆さん方の頑張りですね、明るく復旧に向けて展望が開けたところ、まだまだ手つかずのところもあるかもしれませんが、明るくどんどん前に進んでいるというふうに思います。

その中で、1つ気になっているのが、最近、新聞とかテレビあたりとかですね、国会あたりでも話されておりますけども、時間外労働の月平均100時間、ここが限度だろうというようなことがあっております。

ちなみに、我が本町の職員の中で震災があつて、大変、非常事態というのはわかりますけども、月平均どれくらい、最高どのくらい時間外労働があつたのか、その点、数字を持っておられるならばお聞かせ願いたいと思います。また、平均でも構いません。とにかく何らかの数字を出してもらえないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 昨年の発災直後というのが、かなり職員の労働時間というのは負担がかかっておるような状況でございました。4月16日、発災した14日、16日、その後、5月にかけてが一番勤務時間が厳しい状況でございまして、5月の1カ月間で一番多かったのが、多い職員で大体370時間ぐらいの勤務をしておるというような状況でございます。

あと、豪雨災害はございましたけれども、6月、7月と徐々に平常に戻ってきておるといふか、減少してきておるといふような状況で、5月が一番、時間外が多い時期でございました。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 町長のほうにお尋ねしますが、これは非常事態ですのであれですけれども、やはり100時間というのが1つの目安かと思えますけれども、その点については町長はどのように考えられますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時57分

再開 午後2時58分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、ちょっと休憩をとらせていただいて、税務課、それから建設課の課長のほうに聞いたんですけれども、結果、結論からいって、100時間を超えるような残業については現在ないということでありまして、それから、今、鹿児島を中心に、鹿児島県内の自治体のほうから応援に来ていただいております。その方々に対しましても、そう心配されるような残業については、ついていただいていないということでありまして、その点は心配ないかなど。その上に立って、やはり職員の過度な負担にならないように、やはりそれぞれの自治体から支援をいただいたり、町としての臨時職員を入れたりとかですね、そういったことについては臨機応変に対応していきたいというふうな考えを持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 28年度からは60億円近くが繰越明許されておる。今回も本予算を見ると110億円ですか、前年比70%以上の増ということで、予算はかなりある。ということは仕事量もふえると。職員の皆さんは大変だろうと思うけれども、復旧・復興に向けて頑張っていたきたいと思うし、一方では、町長の言われたとおり、過度な労働は避けなければならない。その相反することをやりながら、ひとつ頑張っていたきたいなと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、本予算全部についてありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 議案第15号、平成29年度甲佐町一般会計予算について反対討論を行います。

熊本地震からの本格的な復興が始まる年であり、災害公営住宅整備事業、災害等廃棄物処理事業、液状化防止事業等の事業を推進し、前年度から繰り越された災害復旧費の事業を実行しなければならないことは十分理解をしております。

子育て支援では、子ども医療費の町外での医療機関での現物支給が実現したことは、多くの町民の方々に喜んでいただけるものです。

また、防犯灯設置工事も進むことが期待をされております。

多くの点で同意できるものでございますが、地域改善対策債については賛成できません。

地域改善対策費の根拠となっていた地域改善対策特別措置法は、2002年、平成14年に終えんし、既に15年が経過しております。人権啓発活動補助金350万円は、昨年度同様、解放同盟と同和会への補助金です。部落解放同盟は2009年3月の部落解放同盟行動指針において自主財源を基本にした適正な会計、財政の運営、情報公開や説明責任に答える公正で透明性のある組織運営を行うとうたっております。2つの運動団体の財源は、そのほとんどを町からの補助金で賄っております。運動体組織自身が自主財源を基本としてと言っているわけでございますので、補助金のあり方も検討が必要であると考えます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第15号、平成29年度甲佐町一般会計予算であります。本予算109億円、前年比72%増の予算でありますし、また、先ほど言いましたとおり、28年度から60億円近い繰越明許ということをお合わせますと、かなりの予算を組まれております。これらの予算は、これまで執行部と議会がこの議場において対話を通じた中からつくられてきた予算であると思っております。

議員は大局に立ってこの本予算の賛否を問わなければならないと思っておりますが、先ほど申したとおり、しっかりとした執行部におかれましては、議会議員の意見を尊重されて予算をつくられておるといふふうに思っております。これらの予算が我が町の町民のために、また町の復興のために役立つものと信じ、本予算に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第15号「平成29年度甲佐町一般会計予算」について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 賛成者起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま奥名町長から追加議案が出されました。

議案第20号「工事請負契約の変更について」が提案されました。
これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号「工事請負契約の変更について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

資料配付のためしばらく休憩します。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時06分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 議案第20号 工事請負契約の変更について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、議案第20号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） きのうは大変ご無礼いたしました。

本題に入ります前に、昨日、議案第10号、工事請負契約の変更について取り下げをいたしました件につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

工期を変更するに当たり、平成29年度に繰り越しする場合には、補正予算で繰越明許の承認を受けた後でなければ契約はできなかったということになりまして、取り下げをさせていただいたところがございます。申しわけございませんでした。

それでは、議案第20号についてご説明をさせていただきます。

議案第20号、工事請負契約の変更について。

平成28年第1回甲佐町議会臨時会において議決された龍野小学校校舎増築等工事請負のうち、契約金額「2億9,160万円」を「3億356万3,513円」に変更するものでございます。

平成29年3月15日提出、町長名でございます。

提案の理由につきましては省略させていただきます。

工事請負変更については、資料により説明させていただいてよろしいでしょうか。

では、すみません、資料1をお願いいたします。

甲佐町公共工事請負契約変更仮契約書となっております。

金額の増額の変更を行っております。

当初契約金額が2億9,160万円、変更後の契約金額が3億356万3,513円で、1,196万3,513円の増額という形になっております。

今回の請負契約の変更の主な工事内容についてご説明を申し上げます。

最後ページに資料5ということで、昨日、本田議員のほうからお話がありましたとおり、変更理由書をつくっておりますので、それをごらんいただければと、資料の一番最後についておりますが、それをごらんいただければと思います。

平成28年度学教第4号 龍野小学校校舎増築等工事 変更内容・理由となっております。

上段のうちは、当初設計額3億2,536万5,120円、落札率が89.62%、契約額が2億9,160万円、変更金額が3億356万3,513円ということで、先ほど申しましたとおり、変更金額が1,196万3,513円という形になっております。

変更内容といたしまして主な点を記載しておりますので、それによって説明をさせていただければと思います。

便所改修ということで、児童用便所改修部分の改修を和便器を洋便器へ4カ所計画をしておりましたが、変更といたしまして、全ての便所を洋便器にかえておりますので、12カ所という形にしております。

また、洋便器を設置するに当たって、小便器等の設置箇所が変わっておりますので、その分も踏まえまして、変更金額といたしまして約800万円程度かかっているという形になっております。

続きまして、地業工事ということで、これにつきましては、校舎から体育館のほうに渡り廊下をつくりましたが、その部分の土留め矢板を施工しております。これについてが約87万円程度という形になっております。

あと、外構工事といたしまして、アスファルト舗装を増やしております。この増加分については児童昇降口の前の部分、また、学校に入る部分のところの増加部分を見ております。これが約93万円程度となっております。

また、その他といたしまして防水の工法、また、動力空調のケーブルの延長、照明器具の増加ということで200万円程度変更させていただいております。

詳細につきましては、図面を資料2からつけさせていただいております。

資料2をお願いいたします。

この中央部分にかかっている部分がアスファルトの増加部分になります。その上の、少し小さいですけども、G21というのは矢板を打ったところになります。

右側の朱書きでしている部分が入り口を拡張しておりますので、その部分のアスファルトの増加等という形で提示させていただいております。

では、資料4をお願いいたします。資料4につきましては、左側に当初計画をつけさせていただいております。

洋便器を1個ずつということで考えておりましたが、全てかえるということで右側の変更図になっておりますけども、男子トイレの部分洋便器を2個設置するに当たって小便器をかえたという形で、こういう形で今、提示をさせていただいているというところになります。

なお、この変更契約につきまして議会の議決が得られましたときには、3月24日までが

工期ですので、それまでに工期の変更を28年8月17日から平成29年4月30日までに工期の変更契約を締結させていただきたいということを申し添えたいと思います。

以上、説明を終らせていただきます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

6番。

○6番（西坂和洋君） 私は、きのう尋ねようかと思ったけど、矢板工事ですね、矢板工事。エレベータ室のちょっと手前、あそこの矢板というのは、半永久的にそのまま埋め込みか何かされるのですか、簡単でよろしいです。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 土留めということで工法しておりますので、永久的にしていくつもりでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） この変更ですね、金額、これの変更の大現場を見てわかったかと思うんですけども、便所等もありますけども、この変更するのはいつ頃わかっておったんですかね。そして、今まで時期しか報告出来なかったんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 本来ならば変更するときに全て議会の議決を得るところでございますが、この説明したときに、変更が固まりましてから議会の提案をさせていただくということでお話をしてきましたので、全ての金額が固まったのが2月21日という形になっております。

以上であります。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時16分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 議案第20号、工事請負契約の変更について。

この金額も変更されましたけども、工期のほうも変更になりましたけども、事故なく立派な龍野小学校ができますことを願ひまして賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第20号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま奥名町長から追加提案、議案第21号「工事請負契約の変更について」が提案されました。

これを日程に追加し、追加日程2として直ちに議題にしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

よって、議案第21号「工事請負契約の変更について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

資料配付のため、しばらく休憩します。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時19分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2 議案第21号 工事請負契約の変更について

○議長（緒方哲哉君） 追加日程第2 議案第21号 「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 議案第21号についてご説明申し上げます。

議案第21号、工事請負契約の変更について。

平成28年第4回甲佐町議会定例会において議決された熊本地震による乙女小学校復旧工事請負契約のうち、契約金額「1億4,310万円」を「1億5,019万208円」に変更するもの

でございます。

平成29年3月15日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては省略させていただきます。

工事請負契約の変更について、資料により説明させていただいてよろしいでしょうか。

では、資料1をお願いいたします。

甲佐町公共工事請負変更仮契約書。

契約の変更事項といたしまして709万208円を増額をさせていただいております。

当初金額が1億4,310万円、変更後の金額が1億4,310万円、変更後の金額が1億5,019万208円という形で、709万208円を増額という形になっております。

今回の請負契約の変更の主な工事内容をご説明させていただきます。

資料2をお願いいたします。

これも、主な部分のみの変更内容を掲載しておりますので、ご説明させていただければと思います。

当初設計金額が1億4,466万9,250円、落札率が98.92%、当初契約金額が1億4,310万円、変更契約額が1億5,019万208円、今回の変更増額が709万208円という形になっております。

変更内容といたしまして、まず、屋外改修工事ということで、雨水排水管改修ということで、その延長が大幅に14メートルが188メートル、屋外給水管排水管改修で10メートルということで、変更金額が166万程度という形になっております。

この変更理由といたしましては、体育館周りに雨水排水がありますけども、一部改修を計上しておりましたが、全てに地盤沈下が見られ、全ての排水管をとりかえたということで追加を行っております。

また、排水管をする際に給水管の破損も新たに確認できたために、その部分を追加をさせていただきます。

外構工事といたしましてアスファルト舗装につきまして、197.6平米を538平米に増加をさせていただきます。

変更額が約300万円程度となっております。

この舗装工事の変更理由といたしましては、舗装工事、後で図面でご説明申し上げますが、また、範囲外に地盤沈下がしており、そこの舗装面を追加をさせていただきます。

あと、校舎等工事ということで内壁のタイル張り、外壁のひび割れ等の補修が対象面積が広がったということでそれぞれ増加で対応させていただいております。変更金額が130万円程度という形になっております。

あとその他といたしまして、体育館等の壁の改修が設計当初よりも広がったということでその部分、またバスケットボード等の補修も必要になったということでその分を追加しております。この部分が大体100万円程度になっています。現場施工に合わせて数量等の変更した部分が100万円程度という形になっております。

それでは、資料3をお願いしたいと思っております。

変更した分については朱書き等で示しておりますが、図面の中に朱書きで線を引いておりますが、この部分がアスファルトの増加部分になっております。校舎の国旗掲揚の横、また浄化槽の周り、その反対側の駐車場の部分の舗装、あと給食センターの搬入口の部分のアスファルトが増加したという形で記載をさせていただいております。あと壁等の割れが広がったという形でその部分の数量等もここに掲載させていただいております。あと詳細についてはごらんいただければと思います。

資料4ページをお願いしたいと思います。

これにつきましては体育館の平面図になります。周りに赤で示してあります雨水排水管全てにおいてやりかえを行ったという形で記載させていただいておりますし、図面の真ん中付近に小さいですけど、バスケットゴールが1カ所破損してましたので、その部分も追加したという形で修繕を行っております。

以上によりまして説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

1番山内議員。

○1番（山内亮一君） 体育館回りの給排水については全面的にやりかえたと、校舎のほうの排水等についてはあがっておりませんが大丈夫だったということですかね。確認です。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 校舎の部分につきましても大幅に改修は行っております。ただ追加で悪かったというところはないという形になって、一部はありますが全面的には変えてないということになってます。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 本案に対する賛成者の発言を許します。

1番

○1番（山内亮一君） 議案第21号工事請負契約の変更について、この乙女小学校の変更につきましては工事施工する中で出てきた変更部分だということが説明でわかりましたので変更賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第21号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第16号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、議案第16号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） それでは、議案第16号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,980万3,000円と定めるところによります。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1億円と定めております。

平成29年3月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、歳入です。款1、国民健康保険税を2億9,826万3,000円としております。1の国民健康保険税です。款2、使用料及び手数料を10万円としております。1の手数料です。款3、国庫支出金を4億6,091万3,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款4、県支出金を8,253万6,000円としております。1の県負担金、2の県補助金です。款5、療養給付費と交付金を4,000万1,000円としております。1の療養給付費等交付金です。款6、共同事業交付金を4億5,250万7,000円としております。1の共同事業交付金です。款7、前期高齢者交付金を4億5,817万3,000円としております。1の前期高齢者交付金です。款8、財産収入を10万円としております。1の財産運用収入です。款9、寄附金を1,000円としております。1の寄附金です。款10、繰入金を1億5,719万8,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金です。款11、繰越金を2,000万1,000円としております。1の繰越金です。

次のページをお願いいたします。

款12、諸収入を1万円としております。1の延滞金及び過料から3の雑入です。

歳入合計。19億6,980万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費を4,020万3,000円としております。1の総務管理費から4の医療費適正化対策事業費までです。款2、保険給付費を11億5,600万9,000円としております。

1の療養諸費から5の葬祭諸費までです。款3、後期高齢者支援費等を1億6,812万2,000円としております。1の後期高齢者支援費等です。款4、前期高齢者納付金等を62万6,000円としております。1の前期高齢者納付金等です。款5、老人保健拠出金を7,000円としております。1の老人保健拠出金です。款6、介護納付金を8,104万4,000円としております。1の介護納付金です。款7、共同事業拠出金を4億5,250万8,000円としております。1の共同事業拠出金です。款8、保健事業費を1,540万円としております。1の保健事業費、2の特定健康診査等事業費です。款9、基金積立金を10万円としております。1の基金積立金です。

次のページをお願いいたします。

款10、公債費を1,000円としております。1の公債費です。款11、諸支出金を103万1,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。款12、予備費を5,475万2,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。19億6,980万3,000円としております。

平成28年度当初予算と比べまして2.6%の増となっているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に歳出全部についての質疑をお願いします。

15ページから24ページ、15ページの総務費から24ページの予備費までです。

歳出全部について質疑をお願いします。

15ページから24ページです。

ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に歳入全部について質疑をお願いします。

8ページから14ページです。8ページ国民健康保険税から14ページ諸収入まで。

何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

次に本予算全部について質疑をお願いします。

12番中村議員。

○12番（中村幸男君） 平成29年度町として平成30年度県に移行するわけですよね。その中において29年度までは担当が4名職員配置し、県に移行した場合、やはり4名従事するのか、それと滞納繰越について県に移行した以降、繰越分については、徴収については町がするんでしょうけど、これもその滞納繰越分は県に移行するか、その点2点。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） ただいま中村議員のほうからご質問がありました。

まず国保の事務の従事のほうなんですけれども、一応保険者のほうが県のほうになるということになりまして、そのあとの徴収そのほか保険証の交付とかそういった実務につきましても、そのまま町のほうに残りますので、そのままの体制でできればというふうに考えております。

また滞納繰越分につきましては県のほうから納付金につきましては30年度の1年間の納付金ということできて、その分を納めるということになりますので、詳細までは打ち合わせで出てないところなんですけれども、1年分の納付額を納めるということになりますので、その分についても多分県のほうに納付になるかと思いますが、すみません、そこまだ確認が取れてないと。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 国保については特別会計は残りますんで、恐らく町としては分担金を県に納める形になりますんで、町として徴収した滞納繰越については町のほうへ、そのまま残っていくんだらうと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番中村議員。

○12番（中村幸男君） 県に移行するから4名が3名で終わってほかの課へ配置できるのかなという思いもありました。それと繰越金滞納についても長年振り返れば一般財源をかなり繰入とするわけですよ。当然町がもらうべきではないかという意味で尋ねたわけですよ。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 実は先立ってここの運営協議会を開催したときに、一般会計から国保の特会のほうに町のほうは基金繰り出しをしております。だからそれを一般会計ほうへ戻し入れをするような手だてはとれないのかというようなことを、内部の協議の中で話したことあるんですけど、なかなかそういうことをやろうとなったときには障害があるというようなことを聞いております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

9番本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 議案第16号「平成29年度甲佐町国民健康保険税特別会計予算」につきましては国保会計につきましては、依然として厳しい財政運営は強いられると思っ

ております。しかし29年度は前年度比で5,000万程度増額の予算を組んでございます。ただ当初予算で見ますと、幸い町の一般会計からの法定外繰入金は避けられたような予算編成でございます。この保険につきましては、皆保険を守るためにやはり今後とも保健予防医学の普及、それから向上、各種健診の受診率の向上、滞納も含めました保険料の徴収アップ等につなげまして、そういうことに力を入れてこの予算の編成をお願いしたいと思っております。そういうことで努力されることを要望いたしまして、この第16号の予算については賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第16号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第17号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議案第17号「平成29年度甲佐町介護保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 議案第17号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億5,232万4,000円と定めております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定めております。

平成29年3月10日提出町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。款1、介護保険料を2億3,390万2,000円としております。1の介護保険料です。款2、分担金及び負担金を70万1,000円としております。1の負担金です。款3、使用料及び手数料を1万円としております。1の手数料です。款4、支払基金交付金を3億8,653万9,000円としております。1の支払基金交付金です。款5、国庫支出金を3億8,285万2,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款6、県支出金を2億335万2,000円としております。1の県負担金から3の県補助金までです。款7、財産収入を7万1,000円としております。1の財産運用収入です。款8、繰入金を2億3,988万9,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金です。

款9、繰越金を1,000円としております。1の繰越金です。

次のページをお願いいたします。

款10、諸収入を500万7,000円としております。1の予防給付費収入から4の雑入までです。歳入合計を14億5,232万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費を4,453万2,000円としております。1の総務管理費から、4の趣旨普及費までです。款2、保険給付費を13億4,521万7,000円としております。1の介護サービス等諸費です。款3、財政安定化基金拠出金を2,000円としております。1の財政安定化基金拠出金です。款4、地域支援事業費を6,191万円としております。1の包括的支援事業任意事業費から5のその他諸費までです。款5、基金積立金を7万1,000円としております。1の基金積立金です。款6、公債費を1,000円としております。1の公債費です。款7、諸支出金を3,000円としております。1の償還金及び還付加算金、2の繰入金です。款8、予備費を58万8,000円としております。1の予備費です。

歳出合計を、14億5,232万4,000円としております。

平成29年度予算の款項の構成比及び前年度からの増減率は、当初予算資料を添付しておりますけれども、予算の総額では前年度比1,955万5,000円で率にいたしますと、1.4%の増加となっております。

また、介護給付費準備基金からの繰入2,000万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

まず最初に歳出について質疑を行います。

14ページから23ページ、14ページの款1、総務費から、23ページ款8、予備費までの歳出全部についての質疑をお願いします。

14ページから23ページです。

14ページから23ページ総務費から予備費までの歳出全部についての質疑を伺っております。歳出全部についての質疑を伺っております。14ページから23ページの予備費までです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんということで、次に歳入についての質疑を行います。

歳入について7ページの款1、介護保険料から、13ページの款10、諸収入までの歳入全部について、何か質疑ありませんか。

7ページから13ページ諸収入までの歳入全部についての質疑を伺っております。7ページから13ページの諸収入までです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんということで、最後に本予算全部について質疑をお願いいたします。

本予算全部について質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第17号平成29年度甲佐町介護保険特別会計予算につきましては国保と同様、健全な運営ができることを願って賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第17号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号 平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第18号、平成29年度「甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） それでは議案第18号、平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

平成29年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,301万7,000円と定めるところによります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によります。

平成29年3月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。款1、後期高齢者医療保険料を8,294万円としております。1の後期高齢者医療保険料です。款2、使用料及び手数料を1,000円としております。1の手数料です。款3、寄附金を1,000円としております。1の寄附金です。款4、繰入金を5,626万1,000円としております。1の一般会計繰入金です。款5、繰越金を

1,000円としております。1の繰越金です。款6、諸収入を381万3,000円としております。1の延滞金及び過料から5の雑入までです。

歳入合計を1億4,301万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費を177万9,000円としております。1の総務管理費、2の徴収費です。款2、後期高齢者医療広域連合納付金を1億3,742万2,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。款3、保険事業費を369万7,000円としております。1の健康保持増進事業費です。款4、諸支出金を11万円としております。1の償還金及び還付加算金です。款5、予備費を9,000円としております。1の予備費です。

歳出合計を1億4,301万7,000円としております。

平成28年度当初予算と比べまして0.4%の増となっているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑については本予算全部についてをお願いいたします。

何かありませんか。本予算全部について伺っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 本案に対する賛成者の発言を許します。

12番中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第18号平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算につきましては何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第18号平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号 平成29年度甲佐町水道事業会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、議案第19号、「平成29年度甲佐町水道事業会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議案第19号、平成29年度甲佐町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

平成29年度甲佐町水道事業会計予算。

総則、第1条、平成29年度甲佐町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるもの
といたします。業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりといたします。第1号、
給水戸数、3,280戸。第2号、給水人口、8,838人。第3号、年間総給水量、91万2,500立
方メートル。第4号、1日平均給水量、2,500立方メートル。第5号、主な建設改良工事、
県道今吉野甲佐線送配水管布設工事、事業費、6,784万円でございます。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定量は次のとおりと定めます。

収入です。第1款、事業収入を1億4,559万1,000円としております。内訳としましては、
第1項、営業収益、第2項、営業外収益、第3項、特別利益です。

支出です。第1款、事業費を1億4,559万1,000円としております。内訳としましては、
第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、特別損失、第4項、予備費です。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額、5,367万4,000円は、当年度分消費税
資本的収支調整額604万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,763万3,000円で補填する
ものといたします。

収入です。第1款、資本的収入を7,574万1,000円としております。内訳としましては、
第1項、企業債、第2項、固定資産売却代金、第3項、繰入金です。

支出です。第1款、資本的支出を1億2,941万5,000円としております。内訳としまして
は、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金、第3項、予備費です。企業債。第5条、
起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めます。起債の
目的は施設整備事業費及び施設更新事業費、限度額は7,500万円、起債の方法は証書借入
または証券発行、利率は5.0%以内、償還の方法は借入先の融資条件による。ただし企業
財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利
に借り換えることができるものといたします。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めるものとします。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第7条、次に掲げる経費につい
ては、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経
費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものといたします。第1号、
職員給与費を2,498万6,000円といたします。たな卸資産購入限度額。第8条、たな卸資産

の限度額は300万円と定めるものいたします。

平成29年3月10日提出、町長名でございます。

4ページから34ページまでに予算説明資料を添付させていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑については本予算全部についてお願いいたします。

何か質疑ありませんか。

12番中村議員。

○12番（中村幸男君） 予算に関係してくると思いますけど、六谷の水源、これについては相当古いというようなことで、29年度かなりの予算が見込まれるというような思いもっております。これについていろいろ機械を換えるとかそういうことではなく、御船地区あたりからの給水、水もらうというようなことはできないかというような思いもっておりますけど、その点何か検討されたか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 御船町から六谷に給水できないかという件につきましては運営委員会でご提案いただきまして、調べさせていただきまして。六谷地区に隣接して家が2軒ございますけど、現在は1軒しかお住まいではなくて、その1軒に尋ねましたところ、山から水を直接引っ張って使っているというご回答でした。そこで、次に離れてる集落、御船町水越の田畑地区というところが、県道ずっと登っていくとございますが、そこには水越簡易水道という町営の水道がございました。距離をはかりましたところ六谷まで約2キロメートル離れておりますので、甲佐町の宮ノ尾からひくほうがコストが安いのかなという結論に達したところでございます。

あと六谷は山の水を緩速ろ過という仕組みできれいな水にして使っておりますが、竜野水道時代の施設でございまして、既に60年ほど経過しておるところでございます。

今年度、緩速ろ過池の修繕費用として400万円ほど計上させていただいております関係で営業費用のほうが高くなっております。できるだけ安く修理できるように努めたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 六谷地区については水は命の水ということで、大事でございます。そういうことで運営委員会では、今後将来のことを考えて意見がいろいろ出たという思いもっておりますので、今後六谷の方に命の水として守ってやらなければならないけど、やはり経費面等考えて、善後策を今後も検討していただくことをお願いしときます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

本予算全部についての質疑を伺っております。

ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

3番荒田議員。

○3番（荒田 博君） 議案第19号、平成29年度甲佐町水道事業会計予算でございますけれども、我が町、町民の命の水ということでその会計に対して何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第19号平成29年度甲佐町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後04時07分

再開 午後04時15分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 要望第1号 田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、要望第1号、「田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○議会議務局長（福島明広君） それでは朗読いたします。

要望第1号、田代・大谷公民館建設に対する町の支援要望。甲佐町議会議長、緒方哲哉殿、上早川1区田代集落・大谷集落住民一同、代表、上早川1区区長、美濃田恵一。

田代集落・大谷集落では一昨年から地域コミュニティの場としての公民館建設の話し合いを進めてきたところであり、両集落全員の意思が固まりましたので昨年末に公民館建設の補助を町に要望したところです。

両公民館建設は地域が高齢化する中、集落内のコミュニティの場をつくることを主目的としますが、昨年4月の熊本地震・6月の豪雨を経験して緊急時の災害に備えた避難場所がなかったことを痛切に反省して避難場所としての公民館設置を強く願うものであります。

特に、両集落は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（レッドゾーン）に指定されており、豪雨災害時に備えた避難場所の確保が喫緊の課題であり要望であります。

ここに両集落全戸の戸主の署名を添えて公民館建設へのご支援を要望申し上げます。

建設場所及び建設金額、田代公民館、甲佐町上早川3836番地422万円、大谷公民館、甲佐町、上早川2783番地、592万円、

平成29年1月27日。以下、戸主の方々の署名です。

以上で朗読を終わります。

○議長（緒方哲哉君） ただいま、議題となっております要望第1号については甲佐町会議規則第90条の規定により、総務文教常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

本要望については総務文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって本要望については総務文教常任委員会に付託し閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第7 発議第1号 甲佐町議会委員会条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、発議第1号、「甲佐町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（福島明広君） 朗読します。

発議第1号、平成29年3月15日甲佐町議会議長、緒方哲哉様、提出者、甲佐町議会議員、本田新、同じく 中村幸男

甲佐町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。提案理由、甲佐町課設置条例の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため。

次のページをお願いします。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例、甲佐町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第2号中「産業振興課」を「農政課」に改める。

附則、この条例は平成29年4月1日から施行する。

新旧対照表を参考資料として添付しております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） それでは提出者の説明を求めます。

本田新議員。

○11番（本田 新君） それでは提出者の説明をさせていただきます。

今回の委員会条例の改正につきましては、本議会中、執行部から上程され可決された甲佐町課設置条例の一部改正に伴うもので、委員会条例第2条第2号の産業厚生常任委員会の所管において、産業振興課とあるのを農政課へ変更するものであります。

議員各位におかれましては、どうぞ賢明なるご判断を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

3番荒田議員。

○3番（荒田 博君） 発議第1号甲佐町議会委員会条例の一部改正についてでございますけれども、課の名称が変わることにより本町の条例も改正するのは妥当だと思い賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

発議第1号、甲佐町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議員派遣について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。

なお、この件に関しての変更等については議長への一任をお願いいたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することとし、変更等については議長一任とすることに決定いたしました。

日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第9、「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第10、「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」以上、2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり総務文教、産業厚生との2つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。ただいま申し出の2つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11、「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって議会運営委員会からの申し出については申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 3月定例会の閉会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

今期、定例会は3月10日から本日までの6日間にわたり、ご提案をいたしました平成28年度各会計、補正予算、平成29年度各会計予算、条例案件などの多くの案件につきまして精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たりご同慶に存するものであります。

ここにご議決をいただきました補正予算や平成29年度各会計予算を初め、各議案の成立によりまして早期の災害復旧に努めるとともに、甲佐町震災復興計画に基づき総力を挙げ

て本町の創生を見据えた復興に取り組んでまいります。

また今議会でご指摘、ご提案いたしました事項につきましては、今後調整運営に十分反映させ、町民の福祉及びサービスの向上に資する所存でございます。

今後も町政発展のため、特段のご協力とご指導といただきますよう心からお願いを申し上げて閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） 本定例会の閉会に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

本定例会は10日に開会、15日までの6日間にわたり多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともにまことにご同慶に堪えません。

ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し深く感謝申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重していただきますよう、切に要望いたしますとともに議員各位におかれましては、今後とも町民の皆様の負託と期待に応えるべきさらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また今年は復興元年の年でもあります。議会並びに町執行部とともに、町民の生活安定と地域の復旧・復興のために全力で取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれもご健康にご留意をいただきますようお願い申し上げます、平成29年、第1回甲佐町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後4時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
平 成 2 9 年 第 1 回 定 例 会

平 成 2 9 年 3 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広
作 成 株式会社インターナショナル総合研究所 Tel (075) 924-2582

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198